

N I S A ・ ジュニア N I S A に係る事務（金融商品取引業者等向けの情報）

N I S A（以下、つみたて N I S A を含む。）及びジュニア N I S A に係る非課税口座開設等の手続について、事務処理の流れに沿って、各事務の概要及び留意点を下記のとおり取りまとめました。

各事務において使用する様式について参考に添付しています。

なお、本情報は、金融商品取引業者等の方に N I S A 及びジュニア N I S A に係る事務処理全体のイメージをお持ちいただくための情報として作成したものであり、各種書面の送付時期や詳細な取扱いについては状況に応じて変更もあり得ますのでご承知おきください。

記

1 （未成年者）非課税適用確認書の交付申請又は非課税口座簡易開設届出書に係る手続（別添フロー図 A：①、②）

金融商品取引業者等の営業所は、申請者（投資者）から提出を受けた「（未成年者）非課税適用確認書の交付申請書兼非課税（未成年者）口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」（以下「交付申請書等」といいます。）に基づき「（未成年者）非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」（以下「交付申請事項」といいます。）又は「届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）」（以下「届出事項」といいます。）を作成し、e-Tax により所轄税務署に提供します。

（注）1 交付申請書等には申請者（投資者）の個人番号の記載が必要であり、また、交付申請書等を提出する際には、申請者（投資者）は金融商品取引業者等の営業所に対して個人番号を告知し、金融商品取引業者等の営業所はその個人番号について本人確認を行う必要があります。

2 申請事項等の提供は、各営業所の所在地の所轄税務署長に提供する申請事項等を本店等が取りまとめて一括して提供しても差し支えありません（以下「本店等一括提供」といいます。）（租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項、措置法通達 37 の 14-17 参照）。

【留意事項】

イ 各金融商品取引業者等の営業所が e-Tax により一斉に大量のデータを送信した場合、即時通知を受信した後受信通知が確認できるまでに相当な時間を要することが想定されます。

ロ 受信通知が確認されないまま、再度、送信手続を行いますと重複送信（重複申請）となりますので、必ず受信通知をご確認ください。

なお、1 回の送信で 5 ファイル（1 ファイル 5,000 件が上限）まで送信できますが、複数ファイルを送信する場合（5,000 件以上の申込がある場合）は、送信ファイルごとに受信通知をご確認いただく必要があります。この場合、他のファイルの受信通知が確認できなくても、別ファイルの送信を行っていただくことは可能です。

また、重複送信を防止するために、e-Tax のシステムでは以下のチェックを行っています。

① CSV ファイルの選択画面において、同名のファイルを選択したときに、エラーメッセージが表示さ

れます。

- ② e-Tax のログインを継続して送信する場合、同名のファイルを選択したときに、警告メッセージが表示されます。

ハ e-Tax の利用可能時間は、e-Tax ホームページ > e-Tax の運転状況・利用可能時間 (http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm) をご確認ください。

なお、e-Tax のヘルプデスク (0570 - 01 - 5901) の受付時間は、月曜日～金曜日 (祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) の9時～17時です。

ニ 交付申請事項については、時間単位 (ミリ秒単位) で先後の判定を行います。

ホ N I S A 及びジュニア N I S A の交付申請事項は同一ファイルで送信することが可能であり、4 《e-Tax 還元データ》は N I S A ・ジュニア N I S A の区別なくデータ提供されますのでご注意ください。

2 「申請事項等データに関する記載不備情報」(記載不備還元データ)の提供(別添フロー図A :

④、別添フロー図B③、⑧)

金融商品取引業者等の営業所から所轄税務署に提供された申請事項等^(注1)が、法令解釈通達^(注2)に定めるレコード内容及び記載要領の要件を満たすか否かを確認します。確認の結果、要件を満たさない(記載不備がある)場合は、エラー内容等を記録した「申請事項等データに関する記載不備情報」(以下、「記載不備還元データ」といいます。)を送信者のメッセージボックスに格納します。

(注) 1 記載不備のチェック対象となる申請事項等は以下のとおりです。

- ① (未成年者) 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項(租税特別措置法第37条の14第9項、租税特別措置法第37条の14の2第15項)
- ② (未成年者) 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項(租税特別措置法第37条の14第17項、租税特別措置法第37条の14の2第19項)
- ③ 非課税(未成年者)口座異動届出書に記載された事項等(租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項、租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用))
- ④ 非課税(未成年者)口座移管依頼書に記載された事項等(租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項、租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用))
- ⑤ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座・未成年者口座)(租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項、租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用))
- ⑥ 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)(租税特別措置法第37条の14第20項)
- ⑦ 廃止届出事項(「非課税(未成年者)口座廃止届出書」(「(未成年者)出国届出書」を含む。)又は「非課税口座廃止通知書交付申請書」に記載された事項等)(租税特別措置法第37条の14第23項、租税特別措置法第37条の14の2第22項)
- ⑧ 提出事項(「勘定廃止通知書」又は「非課税(未成年者)口座廃止通知書」の提出をした者に関する事項)(租税特別措置法第37条の14第25項、租税特別措置法第37条の14の2第23項)
- ⑨ 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)(租税特別措置法第37条の14第11項)

- 2 法令解釈通達とは、平成25年6月25日付課法8-3ほか1課共同「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコード内容及び記載要領等の制定について(法令解釈通達)(最終改正 平成30年6月25日)」(以下、「レコード通達」といいます。)のことを指しています。

【留意事項】

イ 記載不備還元データの対象となった申請事項等は、不受理として取り扱われますので、エラーとなった申請事項等については正しい申請事項等に訂正した上で、再度、提供していただく必要があります。

なお、この場合において、訂正後の申請事項等を提供した時が所轄税務署に申請事項等を提供した時になります。

ロ 所轄税務署に提供された申請事項等のうち、記載不備のあった申請事項等のみ再提供が必要になります（例えば、1ファイル（5,000件のデータが格納）のうち、記載不備データが2件あった場合は、その2件のみ再提供が必要になります。）。

ハ 記載不備を未然に防止するために、「NISA及びジュニアNISAにおいて金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する事項の『レコードの内容及び記載要領』等のFAQ」（国税庁ホームページの「NISAに関する情報」（<http://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm>）に掲載）を参考に申請事項等のデータを作成してください。

ニ 記載不備還元データは、①送信された申請事項等内の記載事項のチェック結果は申請事項等の受信日から4日以降を目途に、②送信された申請事項等の税務当局側登録済情報とのチェック結果は申請事項等の受信日の翌週半ばを目途に送付されます。

ホ 記載不備還元データに記録されたエラー内容の解明に当たっては、「記載不備還元データの処理要領」（様式1）を参考にしてください。

なお、「記載不備還元データの処理要領」等については、国税庁ホームページの「NISAに関する情報」（<http://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm>）から必要に応じて出力願います。

ヘ 申請事項等の記載不備のチェック事項として、平成28年1月4日以後に受信するものから、個人番号のチェック（①個人番号欄が空白でないか、②個人番号が桁数誤りでないか、③個人番号が属性誤り（半角数字でない場合）でないか、④個人番号がチェックデジットエラーとならないか）が追加されています。

3 （未成年者）非課税適用確認書又は（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の送付（別添フロー図A：⑧-1、⑧-2）

金融商品取引業者等の営業所から所轄税務署に提供された交付申請事項について、当該交付申請事項の提供があった時よりも前に同じ申請者（投資者）からの交付申請事項の提供がない場合には、「（未成年者）非課税適用確認書」（様式2、3）を金融商品取引業者等の営業所に送付し、また、当該交付申請事項の提供があった時よりも前に同じ申請者（投資者）からの交付申請事項の提供がある場合には、「（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」（様式4、5）を金融商品取引業者等の営業所に送付します。

【留意事項】

イ 「（未成年者）非課税適用確認書」又は「（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」（以下「非課税適用確認書等」といいます。）は、通常、e-Taxの受信日の約1週間半から2週間半後に、営業所の所在地の所轄税務署、全国13箇所のセンター^{（注1）}又は国税庁が指定する外部委託業者^{（注2）}から金融商品取引業者等の営業所（送付先の指定がある場合には、送付先）に書留郵便等により送付されます。

（注）センターは、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）の管内に1ヶ所（東京国税局は2ヶ所）設置されており、本店等一括提供をされた場合でも、それぞれの金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署名にて非課税適用確認書等は作成され、その所轄税務署を管轄する国税局（又は沖縄国税事務所）内に設置されたセンターから金融商品取引業者等の営業所（送付先の指定がある場合には送付先）に送付されます。したがって、交付申請件数の多い営業所を管轄する税務署（センター）では、他の税務署（センター）よりも非課税適用確認書等の出力に時間を要することとなり、同時に提供した交付申請事項であっても、営業所等により非課税適用確認書等の到着時期に差が生じます。

ロ 同時の重複申請については、受信した交付申請事項又は届出事項を時間単位で判定しますので、次の①又は②の場合に発生します。

① 金融商品取引業者等の営業所が同一ファイル内に同一の申請者（投資者）に係る交付申請事項又は届出事項を誤って複数記録した場合

② 他の金融商品取引業者等の営業所から同一の申請者（投資者）に係る交付申請事項又は届出事項が同時（ミリ秒単位）に提供された場合

この場合において、①のケースにおいては、税務署から送付された「重複申請者リスト」（税務署で確認した結果、①のケースに該当すると認められた場合には、「重複申請者リスト」の該当者の欄外（「取消の有無」欄の右側）に「同一」と記載します。）に基づき交付申請事項の送信事績を確認し、誤送信であることが確認できた場合には、申請者（投資者）に対して非課税（未成年者）口座開設の意思確認を行う必要はなく、また、「（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」（同時申請書用）（様式6）（※未成年者の場合は様式5）は申請者（投資者）に交付することなく金融商品取引業者等の営業所において保管（保存期間は「非課税適用確認書」と同じ。）してください（②のケースは基本的に発生しないものと考えています）。

なお、届出事項について重複と認められた場合は、①及び②のどちらのケースにおいても、「重複申請者リスト」の送付は行われません。

ハ 営業所の所在地の所轄税務署及びセンターから送付する非課税適用確認書等は、「（未成年者）非課税適用確認書」と「（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」を①所轄税務署、②送付先（又は営業所等）に区分した上で、営業所使用欄（金融商品取引業者等が付番した記号、番号）の順番（昇順）に梱包し、それぞれの金融商品取引業者等の営業所に送付します（営業所使用欄の記載がない場合は、申請者のフリガナ順に並べます）。

なお、「（未成年者）非課税適用確認書」と「（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」が混在している場合は、同一送付先ごとに、①非課税適用確認書、②未成年者非課税適用確認書の順番及び①非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書、②未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の順番に、それぞれの金融商品取引業者等の営業所に送付します。

ニ 「（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」（上記ロ①のケースを除く。）は、金融商品取引業者等の営業所において留め置くことなく、申請者（投資者）に交付する必要があります。

4 e-Tax 還元データ（別添フロー図A：⑥）

金融商品取引業者等の営業所から提供された交付申請事項又は届出事項のうち、記載不備がない交付申請事項又は届出事項については、名寄せ処理が終わった後、送信者のメッセージボックスに e-Tax 還元データが格納されます。

（注）交付申請事項に係る e-Tax 還元データの提供を受けたときは、（未成年者）非課税適用確認書等（原本）が金融商品取引業者等に到着する前であっても、（未成年者）非課税適用確認書等の交付を受けたものとして取り扱って差し支えありません（措置法通達 37 の 14-19）。

【留意事項】

イ e-Tax 還元データとして提供されるデータの内容は、レコード通達に記載されています。

ロ e-Tax 還元データは、通常、e-Tax の受信日の約 1 週間から 2 週間後に送信者のメッセージボックスに格納します。

※ e-Tax 還元データは、通常、毎週木曜日に 1 週間分の還元データがメッセージボックスに格納される予定です。

ハ e-Tax 還元データは、XML 形式で送信者のメッセージボックスに格納します（本店等一括提供された場合は、本店等の利用者識別番号のメッセージボックスに格納されます。）

※ 国税庁ホームページの「N I S Aに関する情報」

（<http://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm>）にて、サンプルデータを掲載しています。

※ e-Tax にメールアドレスを登録しておくことにより、メッセージボックスに格納されたタイミングで、登録されたメールアドレスにメールを送信します。

ニ e-Tax 還元データは、受付番号の単位でファイルが作成されます。また、e-Tax 還元データは、①非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書、②非課税適用確認書、③非課税適用確認書（同時）、④非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同時）の順に区分された上で、②及び③は整理番号順に格納されます（①及び④は順番に規則性はありません）。

なお、N I S A 及びジュニア N I S A の交付申請事項を同一ファイルで送信した場合、e-Tax 還元データ

についても、NISA・ジュニアNISAの区別なく受付番号の単位でファイルが作成されます。

5 重複申請者リストの送付（別添フロー図A：⑦）

同一の申請者（投資者）に係る交付申請事項が同時に提供された場合は、金融商品取引業者等には、（未成年者）非課税適用確認書及び「同時の重複申請である旨のお知らせ」（様式7）及び「重複申請者リスト」（様式8）（以下「重複申請者リスト等」といいます。）を金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署から金融商品取引業者等の営業所に送付します。

【留意事項】

- イ 重複申請者リスト等は、通常、e-Taxの受信日から約1週間半から2週間半後に、金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署から金融商品取引業者等の営業所に書留郵便等により送付されます（送付先の指定がある場合には送付先に送付します。本店等一括提供の場合であっても本店等には送付されません。）。
- ロ 届出事項について重複となった場合には、重複申請者リスト等は送付されません。

6 （未成年者）非課税適用確認書の訂正依頼（別添フロー図A：⑩、⑪）

所轄税務署から交付された「（未成年者）非課税適用確認書」の記載内容（申請者の氏名（フリガナを含む。）、生年月日に限る。）と金融商品取引業者等の営業所において保管している住民票の写し又は個人番号カードの写し等の本人確認書類の記載内容に相違があることが判明した場合には、「（未成年者）非課税適用確認書の訂正依頼書」（様式9）に所轄税務署から交付された「（未成年者）非課税適用確認書」（原本）を添付し、金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署では、訂正依頼書の内容を確認し、その結果、「（未成年者）非課税適用確認書」の訂正を行うことが適当と認められた場合には、訂正後の「（未成年者）非課税適用確認書」（訂正用）（様式10、11）を金融商品取引業者等の営業所に送付します。

【留意事項】

- イ 「（未成年者）非課税適用確認書の訂正依頼書」は、「（未成年者）非課税適用確認書」の記載内容に誤りがあると認められる場合のみ提出することができますので、「（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」の記載内容に誤りがある場合には提出できません。「（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」の記載内容に誤りがある場合は、正しい交付申請事項を作成の上、当該交付申請事項を再度提供していただくことになります。
- ロ 「（未成年者）非課税適用確認書の訂正依頼書」に記載されている訂正後の申請者（投資者）の情報について、既に、他の金融商品取引業者等の営業所等から当該申請者（投資者）に係る交付申請が行われており、訂正することにより重複申請となる場合には、基本的には、措置法通達37の14-23に規定する取扱いに準じて、非課税口座の取扱い（適否）を判断することになります。
- ハ 下記19の個人番号等の確認依頼により確認した結果、税務署へ提供した交付申請事項の生年月日が誤っていることが判明した場合には、金融商品取引業者等の営業所は、上記に準じて、（未成年者）非課税適用確認書の訂正依頼の手続を行う必要があります。
なお、交付申請事項を本店等一括提供した場合であっても、（未成年者）非課税適用確認書の訂正依頼は、金融商品取引業者等の営業所が、その営業所の所在地の所轄税務署に対して行う必要があります。

7 非課税（未成年者）口座開設前の申請者（投資者）からの取消依頼（別添フロー図A：③、⑨-1～⑨-3）

金融商品取引業者等の営業所は、(未成年者)非課税適用確認書の交付申請書の提出を受けた申請者(投資者)から、非課税(未成年者)口座を開設する前に非課税(未成年者)口座開設の取消依頼を受けた場合には、次のとおり取扱い願います。

① 「(未成年者)非課税適用確認書」の交付を受けた場合

非課税(未成年者)口座は開設せずに、税務署から送付された(未成年者)非課税適用確認書(原本)を申請者(投資者)本人に交付し、申請者(投資者)には、非課税(未成年者)口座を開設したい金融商品取引業者等の営業所に、当該(未成年者)非課税適用確認書(原本)及び非課税(未成年者)口座開設届出書を提出して、非課税(未成年者)口座の開設手続を行っていただくよう説明してください。

② 「(未成年者)非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」の交付を受けた場合

税務署から送付された「(未成年者)非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」(原本)を申請者(投資者)に交付し、申請者(投資者)には、他の金融商品取引業者等の営業所にて既に非課税(未成年者)口座が開設されている旨を説明してください。

【留意事項】

- イ 非課税(未成年者)口座を開設している申請者(投資者)が、他の金融商品取引業者等において非課税(未成年者)口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定を行うためには、「金融商品取引業者等変更届出書」又は「非課税(未成年者)口座廃止届出書」により手続を行っていただく必要があります。
- ロ 取消依頼に係る交付申請事項が記載不備還元データの対象となった場合は、交付申請事項の再提供は行わずに、申請者(投資者)に対しては、他の金融商品取引業者等に対して交付申請手続を行うことが可能である旨を説明してください。

8 非課税(未成年者)口座開設情報の取消依頼(別添フロー図A:⑫、⑬)

金融商品取引業者等の営業所は、上記7により、非課税(未成年者)口座開設前に取消依頼を受けていた場合において、誤って「(未成年者)非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」(以下「非課税口座開設情報」といいます。)を所轄税務署へ提供したときは取り消す必要がありますので、「非課税(未成年者)口座開設情報の取消依頼書」(様式12)及び「非課税(未成年者)口座開設情報の取消事項明細書」(様式13、14)を作成の上、金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署では、取消依頼書の内容を確認し、その結果、取消しを行うことが適当と認められた場合には、「非課税(未成年者)口座開設情報の取消しのお知らせ」(様式15、16)及び「取消明細書(非課税(未成年者)口座)」(様式17、18)を金融商品取引業者等の営業所に送付します。

【留意事項】

- 「非課税(未成年者)口座開設情報の取消依頼書」は、金融商品取引業者等の事情により、税務署へ提供すべきでない非課税(未成年者)口座開設情報を提供していた場合の取消手続ですので、原則として、非課税(未成年者)口座が開設された後は、申請者(投資者)からの申出により非課税(未成年者)口座の開設を取り消すことはできません。
したがって、開設済の非課税(未成年者)口座を取消したい場合には、「非課税(未成年者)口座廃止届出書」を提出して、「非課税(未成年者)口座廃止通知書」の交付を受けて、他の金融商品取引業者等への再開手続を行っていただくことになります。

9 (未成年者) 非課税適用確認書の再交付申請 (別添フロー図A : ⑭、⑮)

金融商品取引業者等の営業所が申請者(投資者)に(未成年者)非課税適用確認書(原本)を交付した場合において、当該申請者(投資者)が他の金融商品取引業者等の営業所に(未成年者)非課税適用確認書(原本)を提出する前にその(未成年者)非課税適用確認書(原本)を紛失等(滅失、毀損の場合も含む。)したため(未成年者)非課税適用確認書の再交付を求めるときには、「(未成年者)非課税適用確認書の再交付申請書」(様式19)を非課税(未成年者)口座の開設を希望する金融商品取引業者等の営業所を経由して当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署では、再交付申請書の内容を確認し、その結果、再交付を行うことが適当と認められた場合には、「(未成年者)非課税適用確認書」(再交付用)(様式20、21)を金融商品取引業者等の営業所に送付します。

また、再交付を行うことが適当でない認められた場合には、「(未成年者)非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ」(様式22、23)を金融商品取引業者等の営業所に送付しますので、金融商品取引業者等の営業所から申請者(投資者)に当該お知らせを交付していただくことになります。

【留意事項】

イ 「(未成年者)非課税適用確認書の再交付申請書」を金融商品取引業者等の営業所に提出し、非課税(未成年者)口座の開設を行う際には、「非課税(未成年者)口座開設届出書」も金融商品取引業者等の営業所に提出していただく必要があります。

ただし、既に「(未成年者)非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出されている場合は、改めて「非課税(未成年者)口座開設届出書」を提出していただく必要はありません。

ロ 「(未成年者)非課税適用確認書の再交付申請書」が金融商品取引業者等の営業所に提出された場合は、金融商品取引業者等の営業所は本人確認書類等の提出又は提示を受けて本人確認(個人番号の告知の際に必要となる本人確認を含む。)を行うことが必要になります。

ハ 「(未成年者)非課税適用確認書の再交付申請書」が税務署に提出された場合には、(未成年者)非課税適用確認書を送付した金融商品取引業者等の営業所に対して、「(未成年者)非課税適用確認書」送付後の状況(申請者(投資者)への交付の有無など)について照会させていただく場合があります。

10 非課税(未成年者)口座の無効通知(別添フロー図A : ⑯、⑰、⑱)

金融商品取引業者等の営業所から非課税(未成年者)口座開設情報又は届出事項の提供を受けた後において、同一の申請者(投資者)が他の金融商品取引業者等の営業所にも重複して非課税(未成年者)口座を開設しているのではないかと考えられる状況が生じた場合には、金融商品取引業者等の営業所に対して、「非課税口座又は未成年者口座の開設状況の確認について」(様式24)、「確認対象口座一覧」(様式25)及び「非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書」(様式26)を送付し、「非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書」の提出を求めます。

その後、それぞれの金融商品取引業者等からの回答内容を確認した上で、無効と考えられる非課税(未成年者)口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に対して、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書等の送付について」(様式27)、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」(様式28)、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書」(様式29)及び「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書の処理要領」(様式30)を送付し、課税処理

の要否の見直し結果について、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書」により回答を求めます。

(注) 同一の勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定が重ねて設けられた場合（重複口座の場合）には、次に掲げる日又は時が最も早い非課税管理勘定又は累積投資勘定を非課税の規定の適用を受ける非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱います（措置法通達37の14-23参照）。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が交付申請事項の提供を受けた日又は時
- ② ①が同日又は同時である場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が非課税適用確認書の提出を受けた日
- ③ ①が同日又は同時であり、かつ②が同日である場合には、非課税口座内上場株式等を取得した日
- ④ ①が同日又は同時であり、かつ②及び③がいずれも同日である場合には、非課税口座内上場株式等に係る配当等の支払を受けた日又は非課税口座内上場株式等を譲渡した日（措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により非課税口座内上場株式等の払出しがあった日を含む。）

(注) 複数設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定が勘定廃止通知書又は非課税（未成年者）口座廃止通知書（以下「廃止通知書」という。）の提出により設けられた場合の上記①から④までの判定は、当該廃止通知書の基因となった非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る上記①から④までの日又は時により判定することに留意する。

なお、同一年分に廃止通知書の提出により非課税管理勘定又は累積投資勘定が複数設けられた場合において、その廃止通知書を発行した金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、上記①から④により判定できないときは、措置法第37条の14第25項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い非課税管理勘定又は累積投資勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定又は累積投資勘定として取り扱うことに留意する。

また、未成年者口座開設者がその年1月1日において20歳である年の1月1日において未成年者口座を開設していたため同日に同一の金融商品取引業者等の営業所に設けられた非課税口座がある場合には、同日に①の交付申請事項の提供、②の非課税適用確認書の提出を受けたものとして取り扱うことに留意する。

【留意事項】

イ 重複口座が生じた場合において、非課税の規定の適用を受けることができる口座は一つの非課税（未成年者）口座に限られますので、非課税の規定の適用を受けることができない非課税（未成年者）口座については、当初から非課税（未成年者）口座以外の口座（特定口座を除く。）での取引として取り扱われることとなります。

ロ 非課税（未成年者）口座の課税処理の要否の見直しの結果、非課税（未成年者）口座以外の口座（特定口座を除く。）として取り扱われる口座において、既に非課税扱いにより支払った配当等がある場合には、所得税及び復興特別所得税を徴収し納付する必要がありますが、その場合に使用する配当等の徴収高計算書は、通常の源泉徴収分と別に作成し、当該計算書の摘要欄に「非課税（未成年者）口座無効分」と記載願います。

この場合において、不納付加算税及び延滞税の取扱いについて、金融商品取引業者等の営業所の責めに帰すべき事由があると認められる場合を除いては、不納付加算税は、国税通則法第67条に規定する「法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合」に該当するものとして取り扱い、延滞税は、国税通則法第63条第6項第4号に基づく国税通則法施行令第26条の2第2号に該当するものとして取り扱うこととなります。

なお、非課税（未成年者）口座を重複して開設したことについて、責めに帰すべき理由がない場合には、金融商品取引業者等の営業所はその旨を証明する書類（『非課税口座又は未成年者口座の無効通知書』に関する証明書）（様式31）を税務署に提出する必要があります。

11 金融商品取引業者等変更届出書等の提出（別添フロー図B：①-1～①-2）

申請者（投資者）は、非課税管理勘定を設定すべき金融商品取引業者等を変更する場合や非課税（未成年者）口座を廃止する場合には、次の届出書を非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に対し提出します。

ケース	提出する届出書
金融商品取引業者等を変更する場合	金融商品取引業者等変更届出書
非課税（未成年者）口座を廃止する場合	非課税（未成年者）口座廃止届出書

【留意事項】

①-1 金融商品取引業者等変更届出書

- イ 「金融商品取引業者等変更届出書」（以下「変更届出書」といいます。）は、変更前非課税口座に非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日から 1 年を経過する日までの間に提出することとされていますので、上記の提出された変更届出書に記載されている「他の非課税口座に設けようとする非課税管理勘定の年分」が提出可能期間と合致しているか確認し、提出可能期間と合致していない場合には当該変更届出書を受理することはできません。
- ロ 変更届出書が提出された日以前に、変更しようとする非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該変更届出書を受理することはできません。
- ハ 変更届出書は書面により提出する必要があります。

①-2 非課税（未成年者）口座廃止届出書

- イ 「非課税（未成年者）口座廃止届出書」（以下「廃止届出書」といいます。）の提出があった場合は、廃止する非課税（未成年者）口座における上場株式等の受入れの有無を確認し、上場株式等の受入れがあるときは、申請者（投資者）に対し、廃止届出書の提出日以後は当該上場株式等に係る配当又は譲渡益は課税扱いとなる旨を説明してください。
 - ロ 実務上、廃止届出書の提出日の数日後に非課税（未成年者）口座を廃止した場合であっても、非課税（未成年者）口座の廃止日は実際に非課税（未成年者）口座を廃止した日ではなく廃止届出書の提出日となります。
また、実務上、非課税（未成年者）口座を廃止する前に、廃止届出書の取下げの申出があった場合には、取下げを認めて差し支えありませんが、非課税（未成年者）口座を廃止した後に廃止届出書の取下げの申出があった場合には、取下げは認められません。
 - ハ 申請者（投資者）が出国する場合には、出国する日の前日までに「出国届出書」を金融商品取引業者等の営業所に対し提出することとされていますが、出国後に出国届出書が提出された場合であっても、当該届出書を受理して差し支えありません。
なお、その場合は出国の事実が確認できた時点で、速やかに下記 12 の廃止届出事項の提供及び下記 13 の非課税（未成年者）口座廃止通知書の交付を行う必要があります（ただし、同一の勘定設定期間において、出国届出書の提出により廃止する非課税（未成年者）口座に関し、既に変更届出書が提出されている場合は、非課税（未成年者）口座廃止通知書の交付は必要ありません。）。
 - ニ 申請者（投資者）が出国した場合は、出国した時に廃止届出書を提出したものとみなされますので、出国届出書の提出がない場合でも、下記 12 の廃止届出事項の提供及び下記 13 の非課税（未成年者）口座廃止通知書の交付を行う必要があります（上記ハのカッコ書きと同様）。
- ホ 廃止届出書は書面により提出する必要があります。

12 変更届出事項等の提供（別添フロー図 B : ②）

金融商品取引業者等の営業所は、申請者（投資者）から提出を受けた変更届出書又は廃止届出書、出国届出書、廃止通知書交付申請書（以下廃止届出書、出国届出書、廃止通知書交付申請書を併せて「廃止届出書等」といいます。）に基づき、「変更届出事項（変更届出書に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（廃止届出書等に記載された事項等）」（以下変更届出事項（変更届出書に記載された事項等）、廃止届出事項（廃止届出書等に記載された事項等）を併せて「変更届出事項等」といいます。）を作成し、e-Tax により所轄税務署に提供してください。

【留意事項】

- イ 廃止届出書又は出国届出書の提出があった場合には、「非課税（未成年者）口座廃止通知書」を交付しない場合であっても、廃止届出事項の税務署への提供は必要となります。
- ロ 出国届出書の提出があった場合、税務署へ提供する廃止届出事項の「提出年月日（項番3～6）」は、当該届出書の「出国予定年月日」欄に記載された年月日を記録する必要があります。
- また、出国届出書の提出はないが、出国の事実が確認できた場合、税務署へ提供する廃止届出事項の「提出年月日（項番3～6）」は、出国年月日を記録する必要があります。
- ハ 変更届出事項等に①記載不備還元データの対象となる記載不備や②廃止届出書の提出年月日の記載誤りなどの誤りがあると、下記15の廃止通知書に係る提出事項の提供の際に、非課税管理勘定又は累積投資勘定の設定等が不可となる要因になりますのでご注意ください。
- ニ e-Tax の利用可能時間は、e-Tax ホームページ > e-Tax の運転状況・利用可能時間 (http://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm) をご確認ください。
- なお、e-Tax のヘルプデスク（0570 - 01 - 5901）の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の9時～17時です。

13 勘定廃止通知書等の交付（別添フロー図B：④-1、④-2、④'-1、④'-2）

変更届出事項等を提供した金融商品取引業者等の営業所は、「勘定廃止通知書」又は「非課税（未成年者）口座廃止通知書」（以下これらを併せて「廃止通知書」といいます。）を申請者（投資者）に交付してください。

（注）申請者（投資者）が他の金融商品取引業者等の営業所に廃止通知書を提出する前にその廃止通知書を紛失等（滅失、毀損の場合も含む。）したため廃止通知書の再交付を求める場合には、「廃止通知書等再交付申請書」を廃止通知書を交付した金融商品取引業者等の営業所に提出していただくことになります。

なお、廃止通知書を再交付する場合には、当該廃止通知書に「再交付」と付記してください。

【留意事項】

- イ 申請者（投資者）が金融商品取引業者等の営業所に対し、同一の勘定設定期間において、廃止届出書の提出により廃止する非課税（未成年者）口座に関し、既に変更届出書を提出していた場合は、当該変更届出書に係る「勘定廃止通知書」が交付されているため、廃止届出書に係る「非課税（未成年者）口座廃止通知書」は交付できないので、申請者（投資者）にその旨をご説明願います。
- ロ 廃止通知書の申請者（投資者）への交付は、上記12の税務署に対する変更届出事項等の提供を了した後に行う必要があります。
- ハ 廃止通知書の記載内容に誤りがあると、下記15の廃止通知書に係る提出事項の提供の際に、非課税管理勘定等の設定等が不可となる要因になりますのでご注意ください。
- 特に、「非課税（未成年者）口座廃止通知書」には、「非課税（未成年者）口座廃止届出書の提出年月日」と「非課税（未成年者）口座が廃止された年月日」の両方を確実に記載願います。
- なお、廃止通知書の「非課税（未成年者）口座が廃止された年月日」には、廃止届出書の提出年月日を記載願います。
- ニ 廃止通知書の交付後に、変更届出事項等の提供に係る記載不備還元データの提供（別添フロー図B：③）が行われた場合には、記載不備となった変更届出事項等に係る廃止通知書について、その記載内容に誤りがあるか否かを速やかに確認した上で、次のとおり取り扱い願います。
- ① 廃止通知書に記載誤りがない場合には、申請者（投資者）に対し、税務署への変更届出書又は廃止届出書等に係る登録手続を終えていないので、当該手続が終了するまでは変更予定の金融商品取引業者等（以下「変更後金融機関」といいます。）に対して廃止通知書の提出を行わないように依頼してください。その後、記載不備の処理を了した際には、その旨を申請者（投資者）に連絡してください。
- なお、申請者（投資者）へ連絡した際に、申請者（投資者）が既に廃止通知書を変更後金融機関に提出済であった場合は、申請者（投資者）から変更後金融機関に対して、廃止通知書を交付した金融商品取引業者等（以下「変更前金融機関」といいます。）において、税務署への手続が完了していない旨の連絡があったことを伝えるよう依頼してください。
- ② 廃止通知書に記載誤りがあることが判明した場合は、交付した廃止通知書を申請者（投資者）から回収し、正しい廃止通知書を再交付してください。

また、既に変更後金融機関に対し、当初交付した廃止通知書を提出している場合には、申請者（投資者）に対して、申請者（投資者）から変更後金融機関に改めて再交付された廃止通知書を提出するよう依頼してください。

なお、誤った廃止通知書は変更後金融機関において保管するため、回収は必要ありません。

ホ 廃止通知書を交付する場合には、申請者（投資者）に対して「廃止通知書を10月から12月までの間に変更後金融機関に提出した場合は、その提出した日の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定から再設定されることになるので、当年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定したい場合には、9月30日までに廃止通知書を変更後金融機関に提出する必要があること」をご説明願います。

ヘ 申請者（投資者）から廃止通知書の紛失等（毀損、破損を含みます。）により、変更前金融機関に対して再交付依頼があった場合には、税務署から事後に再交付の事実を確認させていただく場合がありますので、関係書類を租税特別措置法施行規則第18条の15の8に定める保存年限に準じて保存願います。

14 非課税（未成年者）口座廃止通知書の提出（非課税口座の（再）開設）（別添フロー図B：⑤-1、⑤-2）

申請者（投資者）は、非課税（未成年者）口座を再開設（又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定）しようとする場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、『非課税（未成年者）口座を再開設（又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定）しようとする年の前年10月1日』から『上場株式等を当該口座に受け入れる日又は開設しようとする年の9月30日のいずれか早い日』までに廃止通知書を提出します。

（注） 既に非課税（未成年者）口座を開設している金融商品取引業者等に対して非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その設けようとする非課税管理勘定若しくは累積投資勘定に係る年分の前年10月1日から同日以後1年を経過する日までに廃止通知書を提出します（既に非課税（未成年者）口座が開設されているため、改めて非課税（未成年者）口座開設届出書を提出する必要はありません。）

【留意事項】

イ 金融商品取引業者等の営業所は、廃止通知書が提出された場合において、当該廃止通知書の記載内容を確認し、非課税（未成年者）口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定若しくは累積投資勘定への上場株式等の受入れがある旨の記載がある場合には、その廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該通知書を受理することはできません。

ロ 新規に非課税（未成年者）口座を開設する場合は、「非課税（未成年者）口座開設届出書」に廃止通知書を添付して提出します。

なお、過去において「（未成年者）非課税適用確認書の交付申請書兼非課税（未成年者）口座開設届出書」が提出されていたが、「（未成年者）非課税適用確認書を交付しない旨の通知書」の交付を受けていた場合には、改めて、「非課税（未成年者）口座開設届出書」の提出が必要となります。

15 廃止通知書に係る提出事項の提供（別添フロー図B：⑥）

廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所は、その営業所の所在地の所轄税務署長に対し、e-Taxにより提出事項（廃止通知書に記載された事項等）を提供してください。

【留意事項】

イ 廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた税務署では、上記2の記載不備の確認を行った上で、変更前金融機関から提供された変更届出事項等との整合性の確認を行います。

なお、記載不備還元データの対象となったデータについては、下記16の非課税管理勘定の設定等の可否に関する情報は提供されません。

ロ 記載不備還元データの対象となったデータについては、上記2の処理に準じて処理願います。

16 勘定の設定等の可否に関する情報の提供（別添フロー図B：⑦）

廃止通知書に係る提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所に対し、その営業所の所在地の所轄税務署長から e-Tax により、非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定（以下「勘定の設定等」といいます。）の可否に関する情報等が提供されます。

【留意事項】

- イ 勘定の設定等の可否に関する情報等の提供は、e-Tax の受信日（金融商品取引業者等から廃止通知書に係る提出事項が提供された日）の約 1 週間から 2 週間後に送信者のメッセージボックスに格納します。
- ※ e-Tax 還元データは、通常、毎週木曜日に 1 週間分の還元データがメッセージボックスに格納される予定です。
- ロ 送信者のメッセージボックスに格納されるデータの内容は次のとおりであり、「iv 非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定等の設定ができる旨又はできない旨」において開設できない旨の情報が提供された場合には、別紙「非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合の対応について」を参考に対応していただきますようお願いいたします。
- i 提出者の氏名
 - ii 提出者のフリガナ
 - iii 提出者の生年月日
 - iv 非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる旨又はできない旨
 - v 非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由
 - vi 提出者の整理番号
 - vii 非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
 - viii 廃止通知書を識別するための記号又は番号（金融商品取引業者等が任意に付けた記号、番号）
- ※ 国税庁ホームページの「NISAに関する情報」
(<http://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm>)にて、サンプルデータを掲載しています。
- ※ e-Tax にメールアドレスを登録しておくことにより、メッセージボックスに格納されたタイミングで、登録されたメールアドレスにメールを送信します。
- ハ e-Tax 還元データは、受付番号の単位でファイルが作成されます。また、e-Tax 還元データは、①非課税（未成年者）口座の開設ができない又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合「0」、②非課税（未成年者）口座の開設ができる又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができる場合「1」の順に区分された上で、整理番号順に格納されます。
- ニ 廃止通知書に係る提出事項が記載不備還元データの対象になった場合には、その提出事項は不受理の取扱いとなりますので、勘定の設定等の可否に関する情報は提供されません。

17 変更届出事項等の取消依頼（別添フロー図B：②'-1～②'-3）

金融商品取引業者等の営業所は、変更届出事項等について、その種類を誤って（変更届出事項と廃止届出事項を取り違えて）提供したことが判明した場合には、「変更届出事項等の取消依頼書」（様式 32）及び「変更届出事項等の取消事項明細書」（様式 33）を金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出していただくことになります。

この場合、所轄税務署は、取消依頼書の内容を確認し、その結果、変更届出事項等の取消処理を行うことが適当と認められた場合には、所要の処理を行った後、金融商品取引業者等の営業所に処理を了した旨を電話にて連絡します。

金融商品取引業者等の営業所は、当該連絡に基づき、改めて正しい種類の変更届出事項等を提供してください。

また、取消しを行うことが適当でない認められた場合についても、所轄税務署からその旨及びその理由を電話にて連絡します。

【留意事項】

- 「変更届出事項等の取消依頼書」及び「変更届出事項等の取消事項明細書」は、変更届出事項等を本店等一括提供していた場合であっても、これらの変更届出事項等の基となった変更届出書等が提出された金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

18 変更届出事項等の訂正依頼（別添フロー図B：②'-4、②'-5）

金融商品取引業者等の営業所は、変更届出事項等について、その記載内容を誤って提供したことが判明した場合には、「変更届出事項等の訂正依頼書」（様式 34）及び「変更届出事項等の訂正事項明細書」（様式 35）を金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出していただくこととなります。

この場合、所轄税務署は、訂正依頼書の内容を確認し、その結果、変更届出事項等の訂正処理を行うことが適当と認められた場合には、所要の処理を行った後、金融商品取引業者等の営業所に処理を了した旨を電話にて連絡します。

また、訂正処理を行うことが適当でない認められた場合についても、所轄税務署からその旨及びその理由を電話にて連絡します。

【留意事項】

- 「変更届出事項等の訂正依頼書」及び「変更届出事項等の訂正事項明細書」は、変更届出事項等を本店等一括提供していた場合であっても、これらの変更届出事項等の基となった変更届出書等が提出された金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

19 個人番号等の確認依頼（別添フロー図D-1、D-2）

金融商品取引業者等の営業所から所轄税務署に提供された申請事項等について、当該申請事項等に記載された申請者（投資者）の個人番号又は生年月日に誤りがあると認められる場合には、その申請者（投資者）の情報を記載した書面（「個人番号等の確認について（依頼）」（様式 36）、「個人番号等確認リスト」（様式 37）及び『個人番号等の確認について（依頼）』に対する回答（様式 38））を金融商品取引業者等の営業所へ送付し、「個人番号等確認リスト」による回答を求めます。

（注）1 申請事項等が本店等一括提供された場合であっても、金融商品取引業者等の営業所に対して、「個人番号等確認リスト」等を送付します。

2 申請事項等の送付先の記載がある場合であっても、送付先ではなく、金融商品取引業者等の営業所に対して送付します。

【留意事項】

イ 「個人番号等確認リスト」等は、申請事項等の提供を行った週の約2～3週間後を目途に送付する予定です。

また、金融商品取引業者等の営業所からの回答期限は、依頼した日から概ね2週間後とする予定です。

（注）送付日は目安であり、「個人番号等確認リスト」の対象件数が多い場合には、当該リストの送付が遅れることもあります。

ロ 「個人番号等確認リスト」にはエラー要因は記載されていませんので、当該リストに記載されている申請者（投資者）については、金融商品取引業者等に保管されている本人確認書類等の写しなどにより、税務署に提供した申請事項等に記載された個人番号又は生年月日に誤りがないかご確認ください。

（注）個人番号又は生年月日が誤っているケース（例）

- ① 申請事項等に記載すべき個人番号の記載を単純に誤ったケース

- ② 申請事項等に生年月日の記載を単純に誤ったケース
- ③ XさんとYさんの個人番号を相互に間違えて記載したケース
- ④ 申請事項等のデータ作成時に欄ズレなどにより他人の個人番号を記載してしまったケース

ハ 交付申請事項に係る生年月日の記載が誤っていた場合には、税務署から交付される「(未成年者) 非課税適用確認書」も誤った生年月日が記載されていると考えられますので、「個人番号等確認リスト」による回答のほか、金融商品取引業者等の営業所は、その営業所の所在地の所轄税務署に対して、上記6に基づき、(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼を行っていただく必要があります。

なお、本店等一括提供の場合であっても、各営業所から各営業所の所在地の所轄税務署に(未成年者) 非課税適用確認書の訂正依頼を行う必要がありますのでご注意ください。

ニ 「個人番号等確認リスト」等は、本店等一括提供の場合であっても、各営業所に対して送付しますが、各営業所において回答が困難な場合(個人番号の管理を本店でのみ行っている場合など)には、本店等から各営業所の所轄税務署に対して、回答を行っても差し支えありません。

20 非課税口座を開設しなかった旨の届出書の提出

金融商品取引業者等の営業所は、未成年者口座を開設している投資者で、基準年(その年の3月31日において18歳である年)の前年12月31日以前に出国し、その後当該投資者が20歳である年の1月1日まで帰国しなかったことにより、みなし開設の規定の適用を受けなかった者がいる場合には、当該投資者が20歳である年の1月20日までに「非課税口座を開設しなかった旨の届出書」(別紙39)を金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署へ提出していただくこととなります。

【留意事項】

- 「非課税口座を開設しなかった旨の届出書」は、申請事項等を本店等一括提供していた場合であっても、金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。

非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合の対応について

非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定等の可否に関する情報の提供において、開設又は設定できない旨の情報が提供された場合には、次のとおり対応してください。

（注）以下の説明において、変更届出書又は廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者を「変更前金融機関」といい、廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等を「変更後金融機関」といいます。

1 開設できない場合の理由

その申請者（投資者）の非課税（未成年者）口座の開設ができない又は非課税口座への非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由は、次表のとおりです。

提供されるコード （記録要領）	非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由
0 1	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がない場合
0 2	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合
0 3	提出事項に記載された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合

2 エラー原因の詳細

上記1の「提供されるコード」の各区分において、それぞれ想定されるエラー要因としては次のことが考えられます。

(1) 記録要領：0 1

- ① 変更後金融機関が税務署に提供した提出事項の記載内容に誤りがある。
（例） 廃止年月日に誤りがある（廃止通知書に記載された廃止年月日と一致していない）場合は記載不備還元データの対象にならないが、変更前金融機関が税務署に提供した変更届出事項等との整合性がとれない場合はエラーとなる。
- ② 変更前金融機関が税務署に提供した変更届出事項等が記載不備となり税務署のシステムに登録されていない。
- ③ 変更前金融機関が税務署に変更届出事項等の提供を失念している。
- ④ 変更前金融機関が税務署に提供した「（未成年者）非課税適用確認書の提出をした者に関する事項（以下「口座開設情報」といいます。）」が記載不備となり、その処理を失念している又は提供を失念していることにより、口座開設情報が税務署のシステムに登録されていない。

(注) この場合、変更届出事項等は記載不備となる。

- ⑤ 変更前金融機関が税務署に提供した変更届出事項等について、税務署のシステムに当該情報が登録されているが、記載内容に誤りがある。

(例) 廃止届出書等の提出年月日に誤りがある。

- ⑥ 変更前金融機関が申請者（投資者）に交付した廃止通知書に記載誤りがある。

(2) 記録要領：02

- ① 変更後金融機関において、同一の廃止通知書に係る提出事項を複数回提供している。
- ② 変更後金融機関において、税務署に提供した提出事項に係る整理番号に誤りがあるため他の申請者（投資者）に係る提出事項が提供されている。
- ③ 申請者（投資者）が、複数の金融機関に対して廃止通知書を提出している。

(3) 記録要領：03

- ① 変更後金融機関において、同一ファイルに同一者に係る提出事項を重複して作成して提供している。
- ② 上記(2)③のケースにおいて、複数の金融機関に提出された廃止通知書に係る提出事項が、それぞれの変更後金融機関から税務署に対して同時に提供されている。

3 対応方法

変更後金融機関及び変更前金融機関は、上記2のエラー原因を踏まえ、次のとおり処理願います。

(1) 変更後金融機関の対応

イ 税務署に提供した提出事項の内容確認（別添フロー図C：①、②）

税務署から開設又は設定できない旨が通知された場合、「非課税（未成年者）口座の開設等ができない場合のチェック表」（以下「チェック表B」という。）（様式 40、41）に基づき、次の項目について、「申請者（投資者）から提出された廃止通知書」と「税務署へ提供した提出事項」の内容が一致しているか等を確認し、誤りがあった場合には正しい提出事項を再提供してください。

【確認項目】

- ① 申請者（投資者）が一致しているか（別の申請者（投資者）の情報を送信していないか）
- ② 廃止通知書の種類が一致しているか（提出事項の項番2において、廃止通知書の種類は、勘定廃止通知書は「0」、非課税（未成年者）口座廃止通知書は「1」を提供することとしている。）
- ③ 廃止年月日が一致しているか（提出事項の項番25～28において、勘定廃止通知書（1/1～9/30用）の場合は『廃止された年月日』、勘定廃止通知書（10/1～12/31用）の場合は『変更届出書提出年月日の翌年1月1日』、非課税（未成年者）口座廃止通知書の場合は『口座廃止年月日』を提供することとしている。）
- ④ 同一の廃止通知書に係る提出事項を複数回送信していないか
- (注) 同一の廃止通知書に係る提出事項を複数回送信は、後から送信した情報はエラー（記録要領：02）となる。
- ⑤ 同一ファイル内に同一の申請者（投資者）に係る提出事項が複数含まれていないか

(注) 同一ファイル中に同一の申請者(投資者)に係る同一内容の提出事項が複数含まれていた場合は、全てエラー(記録要領:03)となる。

ロ 申請者(投資者)への説明

「記録要領:02」の場合において、上記イの確認の結果、変更後金融機関の手続に誤りがない場合には、申請者(投資者)に対して、次の事項を説明した上で、提出を受けた廃止通知書に「他の金融商品取引業者等に手続済である旨」を表示した上で廃止通知書を申請者(投資者)に返却してください。

【説明事項】

- ・同一年分に複数の金融機関で非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定できない旨
- ・現状、他の金融機関において非課税(未成年者)口座が開設されている旨
- ・以上のことから変更後金融機関においては非課税(未成年者)口座の開設ができない旨

ハ 税務署への連絡(別添フロー図C:③)

上記イの確認の結果、変更後金融機関の手続に誤りがない場合(上記ロの場合を除く。)には、変更後金融機関は「NISA又はジュニアNISAに係る提出事項の確認結果の連絡せん」(以下「連絡せんB」という。)(様式42)にチェック表B(写し)及び廃止通知書(写し)を添付して、変更後金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。

※ チェック表B及び連絡せんB(控え)については、「非課税(未成年者)口座開設届出書」等と併せて保存することに留意する。

(注) 連絡せんBの提出を受けた税務署においては、システムに登録された情報を確認した上で、次のとおり処理する。

- ・変更前金融機関における処理が必要と認められる場合には、変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署から変更前金融機関に対し「NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認について」(以下「確認依頼書」という。)(様式43)に「NISA口座の変更届出事項等に係るチェック表」(以下「チェック表A」という。)(様式44)を添付して送付し、次の事項を依頼する。(別添フロー図C:④-1)

① 変更前金融機関が税務署に提供した情報の内容確認及び誤りに対する適正処理

② ①の処理を了した後、「NISAに係る手続を了した旨のお知らせ」(以下「処理済連絡」という。)(様式45、46(様式45は廃止通知書の記載が誤っていた場合に使用する。))を作成し、申請者(投資者)を通じて変更後金融機関に連絡する。

- ・変更前金融機関における処理を要せず、変更後金融機関において提出事項の再提供が可能と認められる場合には、変更後金融機関の営業所の所在地の所轄税務署から提出事項を再提供するよう変更後金融機関に連絡する。(別添フロー図C:④-2)

変更後金融機関は、当該連絡に基づき提出事項の再提供(別添フロー図C:⑫)を行い、非課税管理勘定の設定等を了した場合は、申請者(投資者)に対し、非課税管理勘定の設定等を了した旨を連絡する。

ニ 申請者(投資者)への説明(別添フロー図C:⑤、⑥)

上記ハ(注)において、変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署から変更前金融機関に対し、変更届出事項等の確認依頼を行った場合には、変更後金融機関の営業所の所在

地の所轄税務署から変更後金融機関に対し、「NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認状況について」（以下「処理状況連絡」という。）（様式47）が送付される。

この処理状況連絡を受領した変更後金融機関においては、速やかに申請者（投資者）に対して、次の事項を説明してください。

【説明事項】

- ・ 非課税（未成年者）口座の開設（又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定）は、税務署から開設（又は設定）が可能である旨の連絡があった場合にのみ開設（又は設定）できるとされているが、現状、手続の不備により開設（又は設定）ができない旨の連絡を受けている旨
- ・ 当金融機関の手続には不備がないことが確認されたため、現在、変更前金融機関に対し、税務署から手続の履行確認を行っている旨
- ・ 変更前金融機関において手続を了した場合には、変更前金融機関から「NISAに係る手続を了した旨のお知らせ」という文書が交付される旨
- ・ 「NISAに係る手続を了した旨のお知らせ」を受領した場合には、当該書面を速やかに当金融機関に提出いただきたい旨

ホ 税務署への連絡後の処理（別添フロー図C：⑫）

上記ハ（注）において、申請者（投資者）から処理済連絡の提出があった場合（別添フロー図C：⑪）又は税務署から提出事項の再提供の依頼があった場合（別添フロー図C：④-2）には、再度、提出事項を再提供してください。

（注）当初提出された廃止通知書に記載誤りがあり、変更前金融機関から正しい廃止通知書が再交付された場合には、当該廃止通知書に基づき提出事項を作成し、再提供する。

この場合、記載誤りのあった廃止通知書は、記載誤りのある旨を表記した上で、正しい廃止通知書と併せて保管する。

(2) 変更前金融機関の対応

イ 変更届出事項等のチェック（別添フロー図C：⑦、⑧）

変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署から確認依頼書が送付された場合には、添付されたチェック表Aにより、次の事項について確認及び処理をしてください。

(イ) 提供状況の確認

対象の申請者（投資者）に係る変更届出事項等が税務署に提供されているか確認してください。

確認の結果、送信事績がない場合は、変更届出事項等を提供してください。

（注）1 提供した変更届出事項等が記載不備となっていないか確実に確認する。

2 変更又は廃止した非課税（未成年者）口座に係る非課税（未成年者）口座開設情報の提供をしていない場合又は当該非課税（未成年者）口座開設情報が記載不備となっている場合は、正しい非課税（未成年者）口座開設情報を提供し、e-Tax の受信通知を確認した後、変更届出事項等を再提供する。

(ロ) 廃止通知書の記載内容の確認

変更届出事項等が提供済（記載不備となっていない）である場合は、廃止通知書（控え）の記載内容と変更届出事項等が一致しているかを確認し、その結果、一致していない場合には、次のとおり対応してください。

- ① 申請者（投資者）に交付した廃止通知書の記載が誤っていた場合
正しい廃止通知書を作成し、申請者（投資者）に説明の上、当該廃止通知書を交付する。
- ② 変更届出事項等の記載内容（廃止年月日等）が誤っていた場合
変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に「変更届出事項等の訂正依頼書」（様式 34）及び「変更届出事項等の訂正事項明細書」（様式 35）を提出する。
なお、所轄税務署における処理を了した場合には、所轄税務署からその旨連絡される。
- ③ 変更届出事項等の種類を誤って（変更届出事項と廃止届出事項を取り違えて）提供していた場合
変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に「変更届出事項等の取消依頼書」（様式 32）及び「変更届出事項等の取消事項明細書」（様式 33）を提出し、所轄税務署から取消処理を了した旨の連絡があった後、改めて正しい種類の変更届出事項等を提供する。
- （注） 上記②及び③における依頼書は、変更届出事項等を本店等一括提供していた場合であっても、変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に提出する。

ロ 申請者（投資者）への連絡（別添フロー図 C：⑨、⑩）

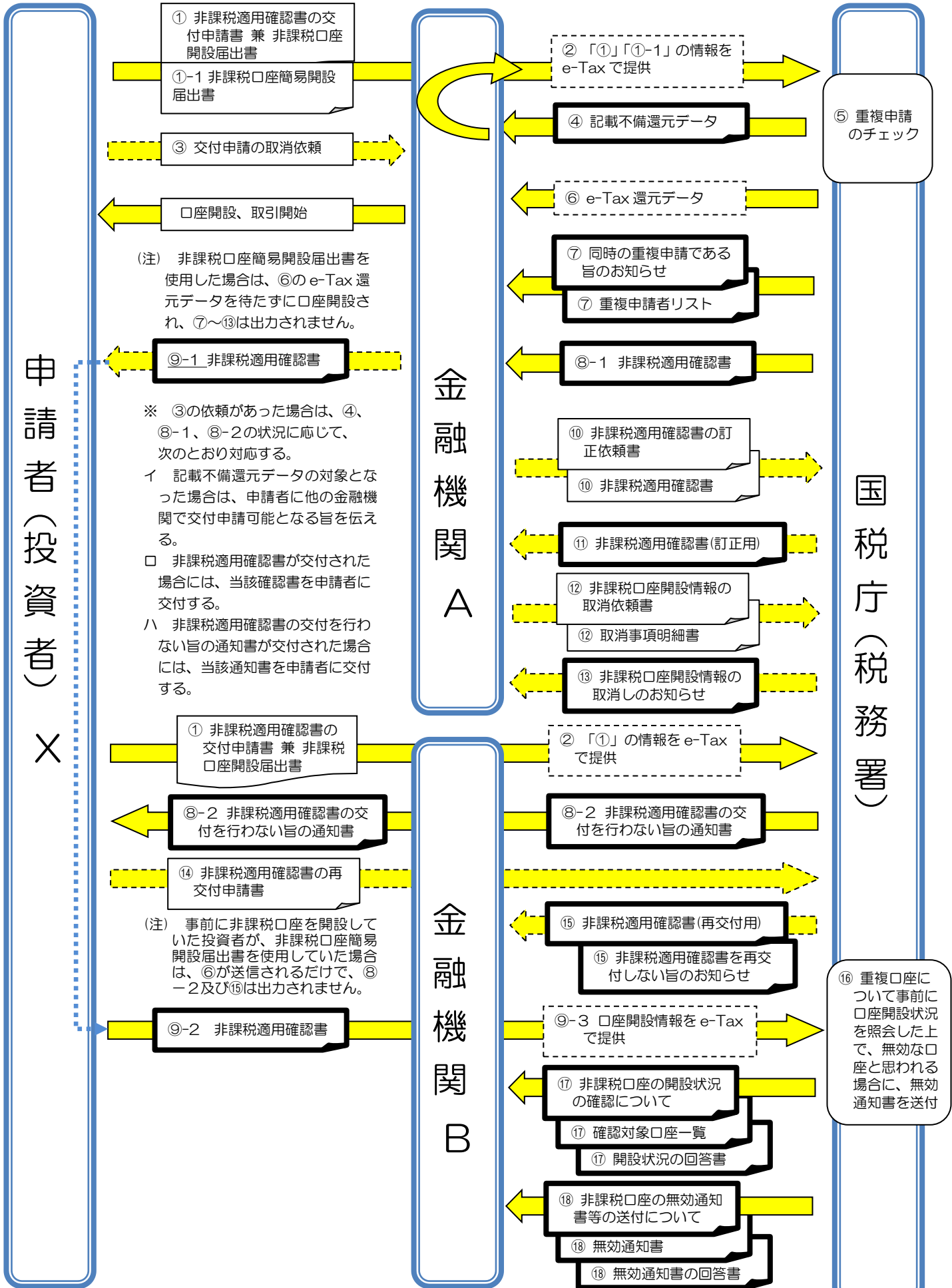
上記イの確認及び処理を了した後、速やかに処理済連絡を作成し、申請者（投資者）へ交付の上、変更後金融機関に提出するよう依頼してください。

※ 確認依頼書、チェック表 A 及び処理済連絡（控え）については、「金融商品取引業者等変更届出書」と併せて保存することに留意する。

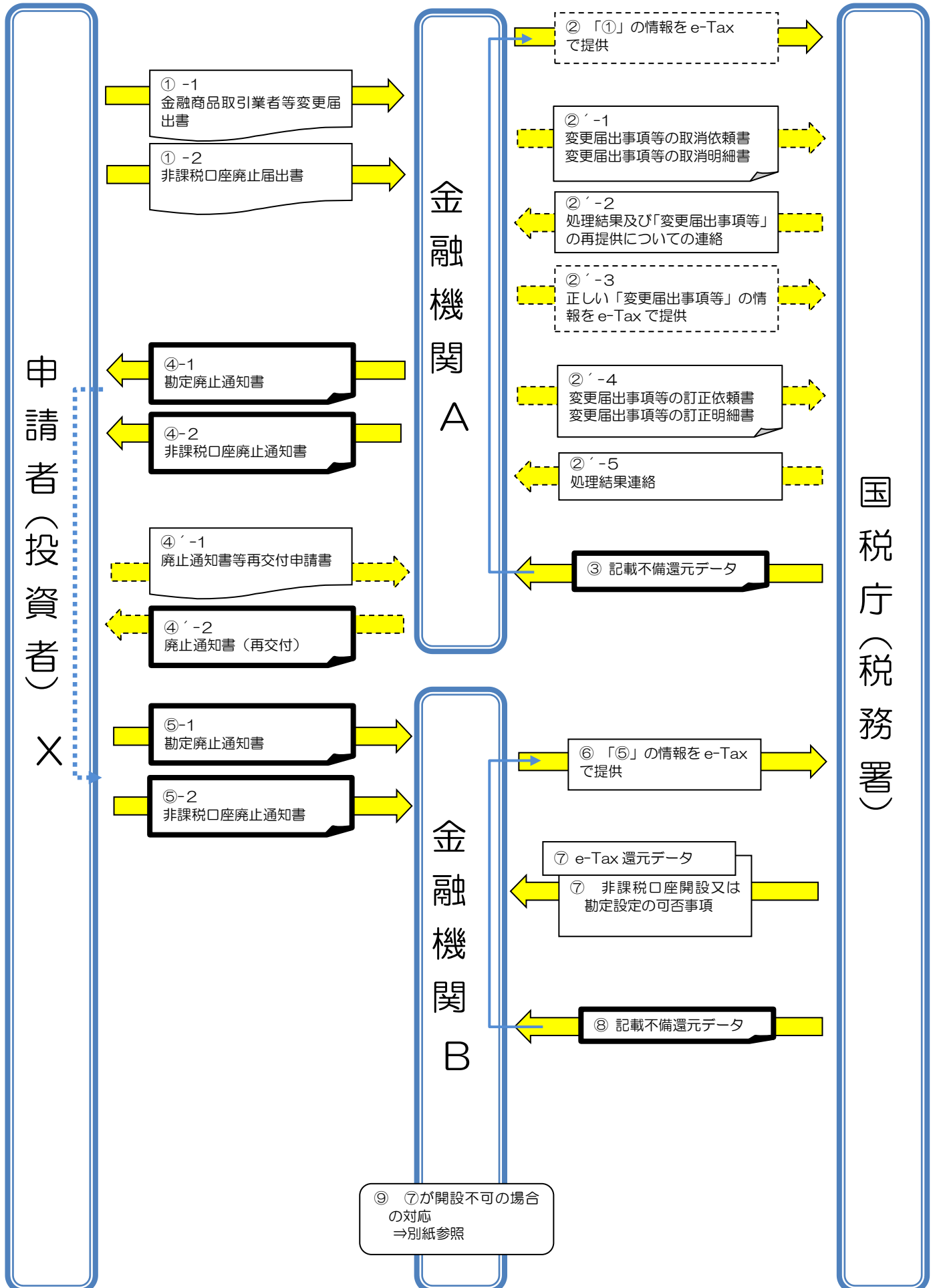
ハ 税務署への連絡（別添フロー図 C：⑩）

変更前金融機関は、上記ロの申請者（投資者）への連絡を了した後、「N I S A 又はジュニア N I S A に係る変更届出事項等の確認結果の連絡せん」（以下「連絡せん A」という。）（様式 48）にチェック表 A（写し）を添付して、変更前金融機関の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。

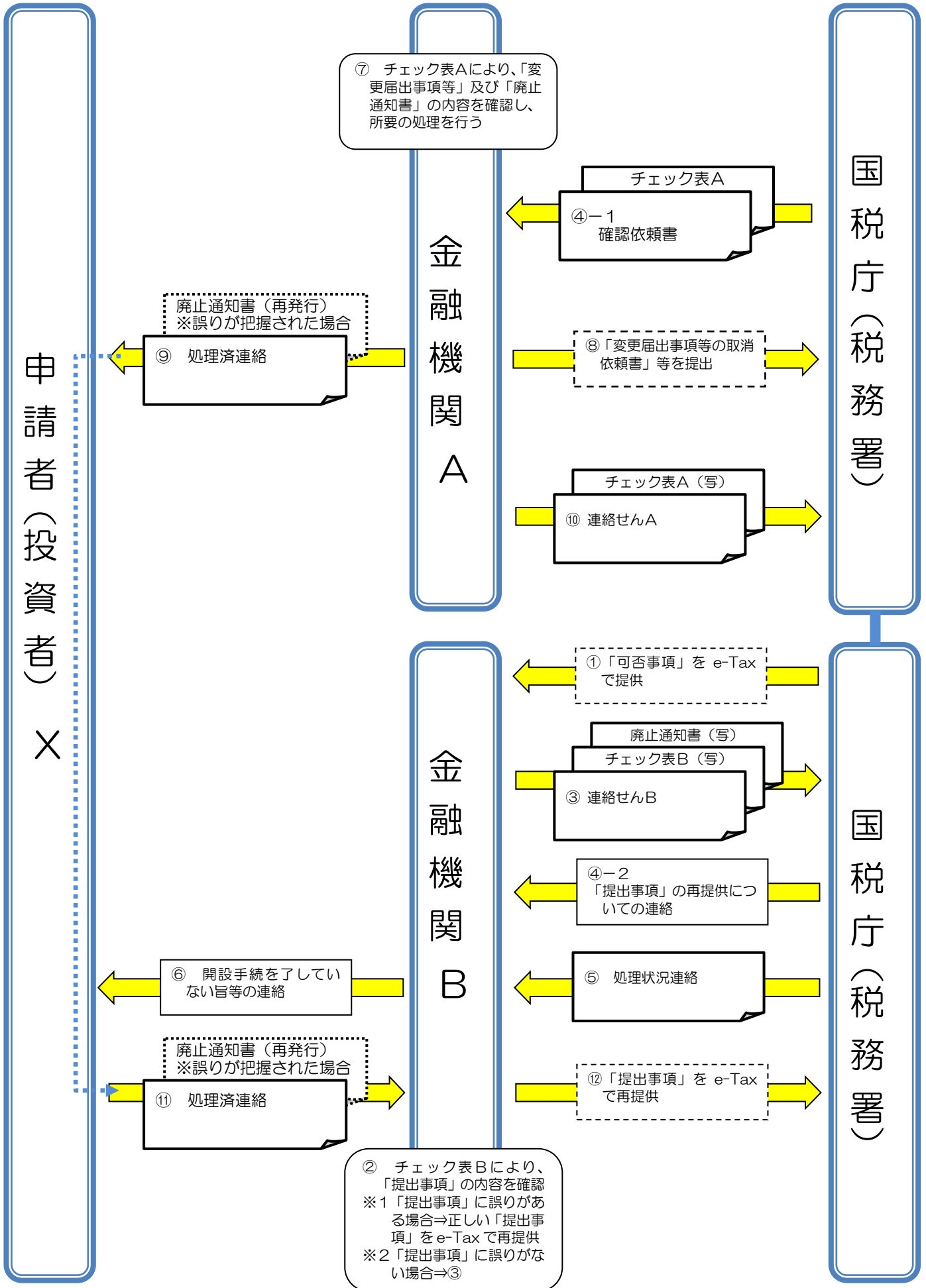
NISAに係る事務フロー



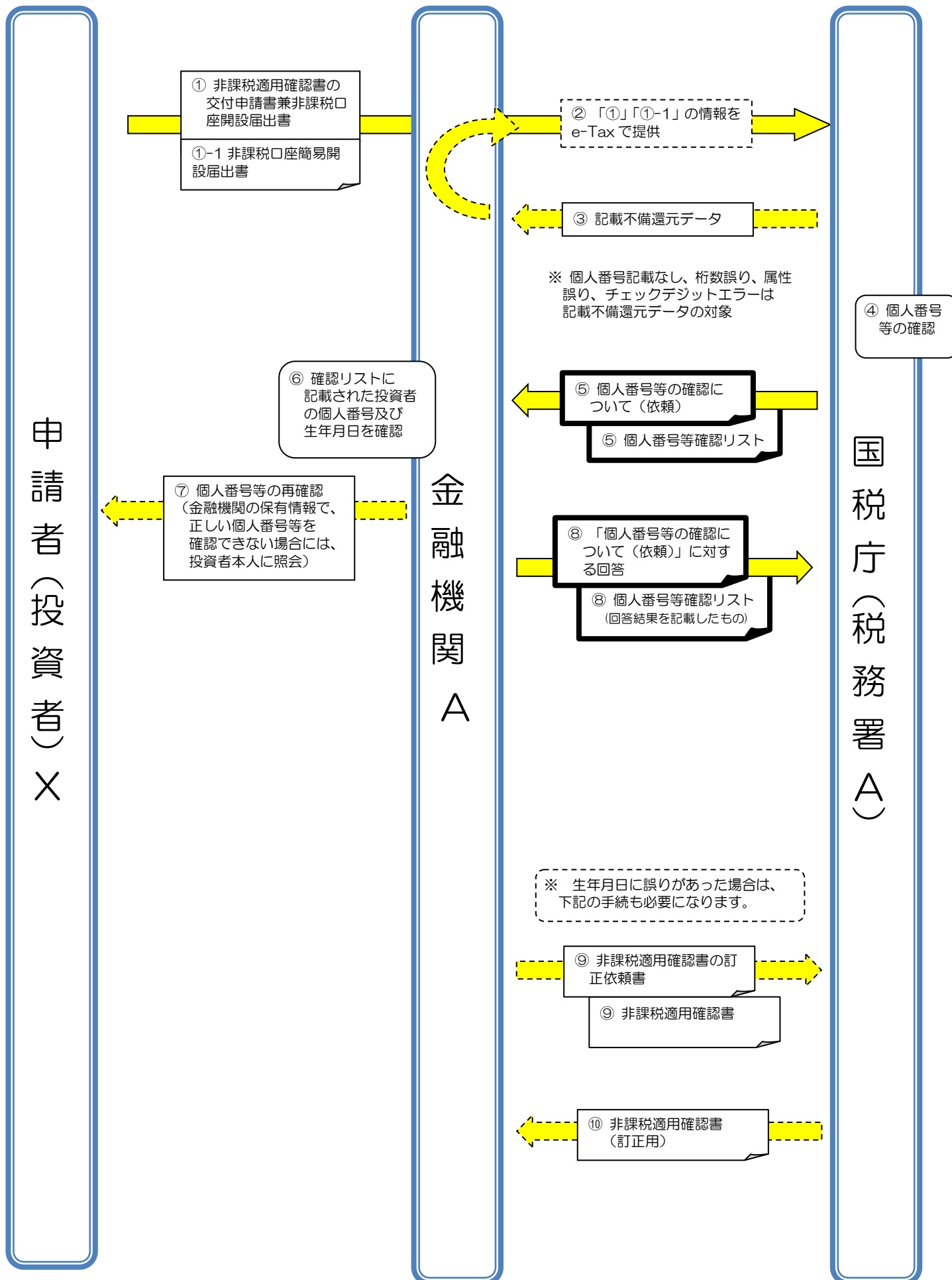
金融商品取引業者等の変更及び非課税口座の再開設の流れ



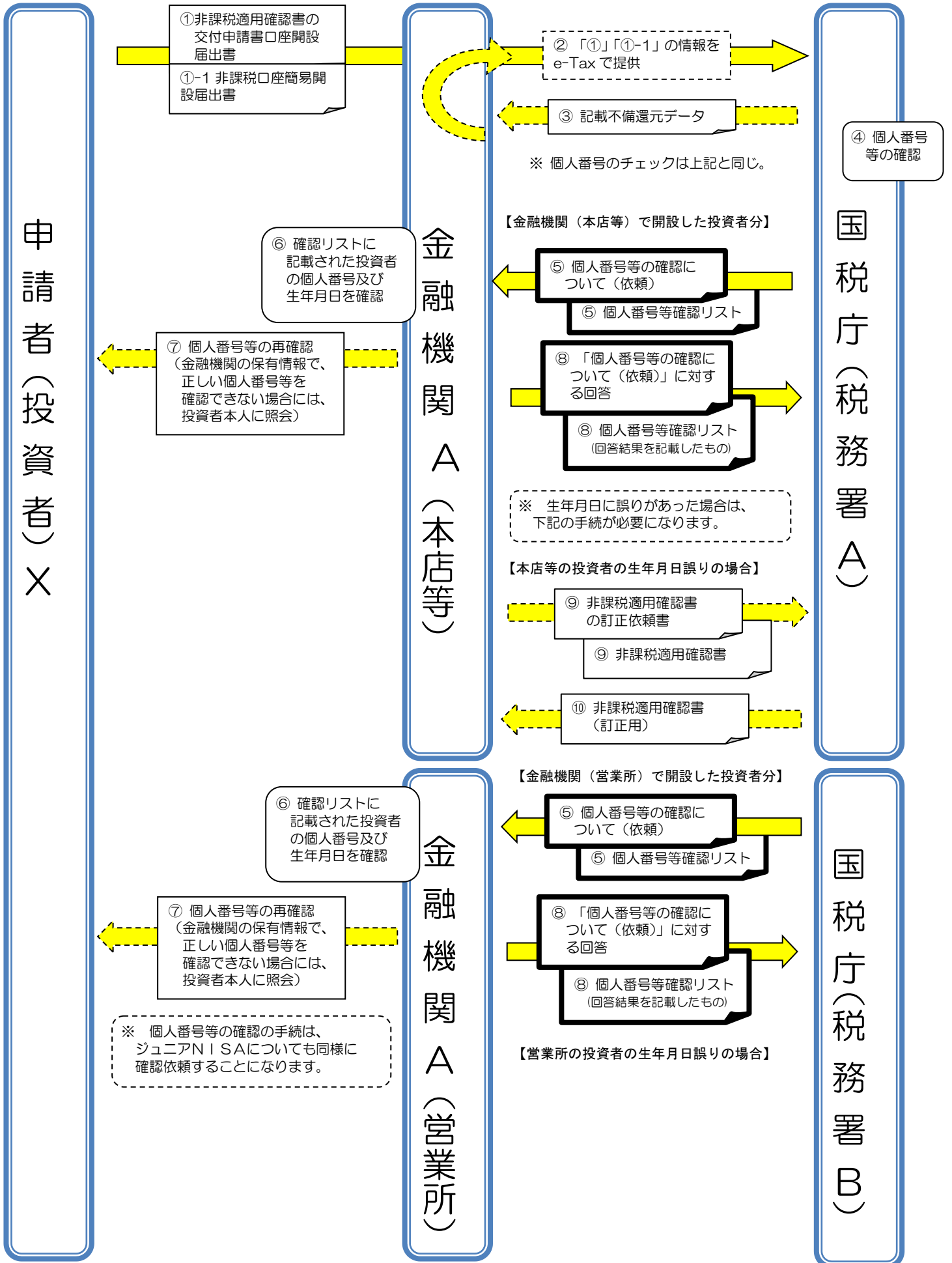
非課税口座等が設定できない場合の事務フロー（エラーコード：01）



個人番号等の確認に係る事務フロー（営業所ごとに提供）



個人番号等の確認に係る事務フロー（本店等一括提供）



目次（様式）

- 1 （未成年者）非課税適用確認書の交付申請又は非課税口座簡易開設届出書に係る手続
- 2 「申請事項等データに関する記載不備情報」（記載不備還元データ）の提供
- 3 （未成年者）非課税適用確認書又は（未成年者）非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書の送付
 - 様式 1 記載不備還元データの処理要領
 - 様式 2 非課税適用確認書
 - 様式 3 未成年者非課税適用確認書
 - 様式 4 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書
 - 様式 5 未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書
 - 様式 6 非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書（同時申請用）
- 4 e-Tax還元データ
- 5 重複申請者リストの送付
 - 様式 7 同時の重複申請である旨のお知らせ
 - 様式 8 重複申請者リスト
- 6 （未成年者）非課税適用確認書の訂正依頼
 - 様式 9 （未成年者）非課税適用確認書の訂正依頼書
 - 様式 10 非課税適用確認書（訂正用）
 - 様式 11 未成年者非課税適用確認書（訂正用）
- 7 非課税（未成年者）口座開設前の申請者（投資者）からの取消依頼
- 8 非課税（未成年者）口座開設情報の取消依頼
 - 様式 12 非課税（未成年者）口座開設情報の取消依頼書
 - 様式 13 非課税口座開設情報の取消事項明細書
 - 様式 14 未成年者口座開設情報の取消事項明細書
 - 様式 15 非課税口座開設情報の取消しのお知らせ
 - 様式 16 未成年者口座開設情報の取消しのお知らせ
 - 様式 17 取消明細書（非課税口座）
 - 様式 18 取消明細書（未成年者口座）
- 9 （未成年者）非課税適用確認書の再交付申請
 - 様式 19 （未成年者）非課税適用確認書の再交付申請書
 - 様式 20 非課税適用確認書（再交付用）
 - 様式 21 未成年者非課税適用確認書（再交付用）
 - 様式 22 非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ
 - 様式 23 未成年者非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ
- 10 非課税（未成年者）口座の無効通知
 - 様式 24 非課税口座又は未成年者口座の開設状況の確認について
 - 様式 25 確認対象口座一覧

- 様式 26 非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書
- 様式 27 非課税口座又は未成年者口座の無効通知等の送付について
- 様式 28 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書
- 様式 29 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書
- 様式 30 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書の処理要領
- 様式 31 「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」に関する証明書

11 金融商品取引業者等変更届出書等の提出

12 変更届出時効等の提供

13 勘定廃止通知書等の交付

14 非課税（未成年者）口座廃止通知書の提出（非課税口座の（再）開設）

15 廃止通知書に係る提出事項の提供

16 勘定の設定等の可否に関する情報の提供

17 変更届出時効等の取消依頼

様式 32 変更届出時効等の取消依頼書

様式 33 変更届出事項等の取消事項明細書

18 変更届出事項等の訂正依頼

様式 34 変更届出事項等の訂正依頼書

19 個人番号等の確認依頼

様式 35 変更届出事項等の訂正事項明細書

様式 36 個人番号等の確認について（依頼）

様式 37 個人番号等確認リスト

様式 38 「個人番号等の確認について（依頼）」に対する回答

20 非課税口座を開設しなかった旨の届出書の提出

様式 39 非課税口座を開設しなかった旨の届出書

（参考）

非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない場合の対応について

様式 40 非課税口座の開設等ができない場合のチェック表

様式 41 未成年者口座の開設ができない場合のチェック表

様式 42 N I S A又はジュニアN I S Aにかかる提出事項の確認結果の連絡せん

様式 43 N I S A又はジュニアN I S Aにかかる変更届出事項等の確認について

様式 44 N I S A口座の変更届出事項等に係るチェック表

様式 45 N I S Aに係る手続を了した旨のお知らせ（通知書再交付あり）

様式 46 N I S Aに係る手続を了した旨のお知らせ（通知書再交付なし）

様式 47 N I S A又はジュニアN I S Aに係る変更届出事項等の確認状況について

様式 48 N I S A又はジュニアN I S Aに係る変更届出事項等の確認結果の連絡せん

記載不備還元データの処理要領

「記載不備還元データ」に記録のファイルについては、平成 30 年 6 月 25 日付課法 9-10 ほか 1 課共同「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について」(法令解釈通達)(以下「通達」といいます。)で定めたレコードの内容及び記録要領(以下「要領」といいます。)の要件を満たしていない又は実在しない住所や生年月日が記録されているなどの理由により、正常に処理することができなかったものです。

つきましては、「記載不備還元データ」の「エラーコード」欄に記載されたエラーの内容を確認し、エラー対象となった申請事項等を正しく訂正した上で、訂正後の申請事項等を所轄税務署に提供願います。

なお、再提供に当たっては、「記載不備還元データ」に記載された申請事項等のみを対象とし、当初提供したファイルに記載されていた申請事項等のうち「記載不備還元データ」に記載されていない申請事項等は再提供しないように注意願います。

1 記録順序

以下の順でエラーが生じている申請事項等を記録する。

- ① 受付番号
- ② 行番号
- ③ エラーコード A
- ④ エラーコード C
- ⑤ エラーコード B

2 記録内容

エラーが生じている申請事項等について、次のとおり記録する。

項番	項目名	入力文字基準		内容
1	処理年月日(タグ名 PPA00000)	半角	8文字以内	本記載不備還元データ作成日を記録する。
2	局署番号(タグ名 PPB00000)	半角	5文字以内	各申請を受け付けた税務署の番号を記録する。
3	局署名称(タグ名 PPC00000)	全角	6文字以内	各申請を受け付けた税務署の名称を記録する。 e-Tax により申請事項等を送信する際に「提出先税務署等」として選択し

				た税務署の名称を記録する。
4	提出先営業所名称(タグ名 PPD00000)	全角	60 文字以内	金融商品取引業者等の営業所(送付先)名称を記録する。ただし、提供されたファイルが「非課税口座異動届出書に記載された事項等」又は「未成年者口座異動届出書に記載された事項等」の場合には記録されない。
5	記載不備の内容(タグ名 PPE00000)			
6	提出者の氏名(タグ名 PPE00010)	全角	120 文字以内	提出者の氏名を記録する。
7	提出者のフリガナ(タグ名 PPE00020)	全角	120 文字以内	提出者のフリガナを記録する。
8	整理番号(タグ名 PPE00030)	半角	14 文字以内	提出者の整理番号を印字する。 (注) 提供されたファイルが、「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」以外の申請事項等のファイルである場合に記録される。
9	提出者の生年月日(タグ名 PPE00040)	半角	7 文字以内	提出者の生年月日を記録する。
10	受付番号(タグ名 PPE00050)	半角	20 文字以内	申請事項等が記録されたファイルを e-Tax で送信した際の e-Tax の受付番号(即時通知及び受信通知の「受付番号」欄に表示される受付番号(20桁の数字))を記録する。 なお、最初の14桁が受信年月日(西暦4桁表示)及び受信時刻である。
11	行番号(タグ名 PPE00060)	半角	8 文字以内	申請事項等が記録されているファイルにおけるその申請事項等の行番号を記録する。
12	エラーコードA(タグ名 PPE00070)	半角	3 文字	エラーコードAを記録する。
13	エラーコードB(タグ名 PPE00080)	半角	2 文字	エラーコードBを記録する。
14	エラーコードC(タグ名 PPE00090)	半角	2 文字	エラーコードCを記録する。

15	営業所使用欄(タグ名 PPE00100)	全角	20 文字以内	申請事項等に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報を記録する。
----	----------------------	----	---------	--

3 エラーコードの内容

(1) エラーコードの仕様

エラーコードの仕様は、次のとおりである。

AAA-BB-CC

AAA：申請事項等の種類

BB：エラーの種類

CC：エラー項目番号

なお、エラーの種類 (BB) が「21」から「77」までのコードである場合には、エラー項目番号のコード (CC) は常に「00」となる。

(2) 申請事項等の種類 (AAA)

コード	申請事項等の名称
001	非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項
002	非課税適用確認書の提出をした者に関する事項 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項
003	非課税口座異動届出書に記載された事項等 未成年者口座異動届出書に記載された事項等
004	非課税口座移管依頼書に記載された事項等 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等
005	金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (非課税口座) 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項 (未成年者口座)
006	変更届出事項 (金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)
007	廃止届出事項 (非課税口座廃止届出書等に記載された事項等) 廃止届出事項 (未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)
008	提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項) 提出事項 (未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)
009	届出事項 (非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)

(3) エラーの種類 (BB)

コード	エラーの種類の内容
01	各項目の文字数が要領に定める文字数と異なっている。
02	記録が必要な項目にデータが記録されていない。
03	要領に定められた属性(全角/半角/数値/カナ等)で記録されていない。

コード	エラーの種類の内容
04	要領に定められた範囲内の数値が記録されていない。
05	日付が正しくない。
06	整理番号、個人番号又は法人番号が正しくない。
07	局署番号が実在しない。
08	住所が正しく記録されていない。
09	J I S 第 1 水準及び J I S 第 2 水準以外の文字が記録されている。
21	整理番号が存在しない。
41	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）」以外の申請事項等に記録された提出者の生年月日が、国税庁で保有しているその提出者の生年月日と異なる。
42	「非課税口座異動届出書に記載された事項等」、「未成年者口座異動届出書に記載された事項等」、「非課税口座移管依頼書に記載された事項等」、「未成年者口座移管依頼書に記載された事項等」、「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）」又は「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）」に記録された提出者のフリガナが、国税庁で保有しているその提出者のフリガナと異なる。
43	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び未成年者口座に係る申請事項等以外の申請事項等に記録された提出者の基準日における国内の住所（居所）又は所在地が、国税庁で保有しているその提出者の基準日における国内の住所（居所）又は所在地と異なる。
44	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）」、「届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）」及び未成年者口座に係る申請事項等以外の申請事項等に記録された勘定設定期間の区分が、国税庁で保有しているその提出者の勘定設定期間の区分と異なる。 又は、「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」に記録された最初に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定された年月日又は設定予定年月日が、国税庁で保有しているその提出者の勘定設定期間の区分と異なる。
45	勘定設定期間が平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの期間である「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び未成年者口座に係る申請事項等以外の申請事項等に記録された提出者の基準日が、国税庁で保有しているその提出者の基準日と異なる。

コード	エラーの種類の内容
46	「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」に記録された提出年月日が、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の作成年月日より先日付である。
47	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）」以外の申請事項等に記載された提出者の個人番号が、国税庁で保有しているその提出者の個人番号と異なる。
51	「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」又は「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」の提供がなく、「非課税口座移管依頼書に記載された事項等」、「未成年者口座移管依頼書に記載された事項等」、「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）」又は「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）」が提供されている。
63	「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」及び「届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）」以外の申請事項等に記録された提出者の個人番号に誤りがある。
71	「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」、「未成年者口座異動届出書に記載された事項等」、「未成年者口座移管依頼書に記載された事項等」、「金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）」又は「廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）」の記録内容と国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。
73	「提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）」に記録された廃止通知書の提出の区分と、国税庁で保有しているその提出者の「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」の提供状況が異なっている。
74	非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨に「1」が記録された「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」が既に提供されている。
75	上場株式等の受入れの有無に「1」が記録された「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）」が既に提供され、「提出

コード	エラーの種類の内容
	事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）」又は「提出事項（未成年者廃止通知書の提出をした者に関する事項）」の提出年月日及び廃止年月日に同じ年の1月1日から9月30日が記録されて提供されている。
76	「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」、「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）」の提供の際に、同一ファイルに同一提出者の情報が複数レコード記録されている。
77	提供された「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」、「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）」より以前に、同一提出者の「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」、「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）」が提供されている。

(4) エラー項目番号 (CC)

各エラーの種類 (BB) ごとに各項目の確認事項を表示している。

なお、「-」は、確認事項がないことを示している。

イ 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項 (001)

項番	エラー項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の種類	-	-	「001」が入力されているか	-	-	
2	02	提出年月日	元号	入力されているか	-	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない ③平成25年10月1日から平成49年9月30日までのいずれかの日である ④勘定設定期間との関係が(注4)の表のとおりとなっている	-
3	03		年	入力されているか	半角数字であるか	-		-
4	04		月	入力されているか	半角数字であるか	-		-
5	05		日	入力されているか	半角数字であるか	-		-

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
6	06	申請者の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
7	07	申請者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
8	08	申請者の生年月日	元号 入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない	—
9	09		年 入力されているか	半角数字であるか	—		—
10	10		月 入力されているか	半角数字であるか	—		—
11	11		日 入力されているか	半角数字であるか	—		—
12	12	申請者の現住所(居所)又は所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
13	13	申請者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
14	14	申請者の基準日における国内の住所(居所)又は所在地	項番 24 が「26」の場合、入力されているか	項番 24 が「30」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
15	15	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
16	16	金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
17	17	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
18	18	一般基準日に国内に住所を有しない旨	項番 24 が「26」の場合、入力されているか	項番 24 が「30」の場合、入力されていないか	項番 24 が「26」の場合、「0」か「1」が入力されているか	—	—
19	19	一般基準日後最初に国内に住所をすることとなった日	元号 項番 18 が「1」かつ項番 24 が「26」の場合、入力されているか	項番 18 が「0」かつ項番 24 が「26」の場合又は項番 18 が未入力かつ項番 24 が「30」の場合、入力されていないか	項番 18 が「1」かつ項番 24 が「26」の場合、「4」が入力されているか	項番 18 が「1」かつ項番 24 が「26」の場合、次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない ③平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までのいずれの日である	—
20	20		年	項番 18 が「1」かつ項番 24 が「26」の場合、半角数字であるか	—		—
21	21		月	項番 18 が「0」かつ項番 24 が「26」の場合又は項番 18 が未入力かつ項番 24 が「30」の場合、入力され	—		—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
				ていないか			
22	22	日			—		—
23	23	勘定設定期間	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	—
24	24		年	入力されているか	—	「26」か「30」が入力されているか	—
25	25	送付先の有無	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—
26	26	送付先の名称	項番 25 が「1」の場合、入力されているか	項番 25 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
27	27	送付先の所在地	項番 25 が「1」の場合、入力されているか	項番 25 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
28	28	送付先の郵便番号	項番 25 が「1」の場合、入力されているか	項番 25 が「1」の場合、半角数字であるか 項番 25 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	—
29	29	金融商品取引業者等の営業所使用欄	—	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
30	30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
31	31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注 1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」: 項番 1 以外について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」: 項番 13 について、個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

ニ 「08」: 項番 14 について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。

(注 2) 一般基準日後最初に国内に住所を有することとなった日と提出年月日との関係

一般基準日後最初に国内に住所を有することとなった日	提出年月日
平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日	平成 25 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日

(注3) 一般基準日後最初に国内に住所を有することとなった日と勘定設定期間との関係

一般基準日後最初に国内に住所を有することとなった日	勘定設定期間
平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日	平成 26 年

(注4) 勘定設定期間と提出年月日との関係

勘定設定期間	提出年月日
平成 26 年	平成 25 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
平成 30 年	平成 29 年 10 月 1 日～平成 49 年 9 月 30 日

(注5) 勘定設定期間と税務署への提供日との関係

勘定設定期間	税務署への提供日
平成 26 年	平成 25 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日
平成 30 年	平成 29 年 10 月 1 日～平成 49 年 12 月 31 日

口 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項 (001)

項番	エラー項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の種類	—	—	「001」が入力されているか	—	—	
2	02	提出年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成 28 年 1 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までのいずれかの日である	—
3	03		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
4	04		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
5	05		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
6	06		申請者の氏名	入力されているか	—	—		—
7	07	申請者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—	
8	08	申請者の生年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない	—
9	09		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
10	10		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
11	11		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
12	12	申請者の現住所 (居所) 又は所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか	
13	13	申請者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	
14	14	(空白)	—	入力されて	—	—	—	

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
				いないか			
15	15	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
16	16	金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
17	17	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
18	18	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—
19	19						
20	20						
21	21						
22	22						
23	23						
24	24						
25	25	送付先の有無	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—
26	26	送付先の名称	項番 25 が「1」の場合、入力されているか	項番 25 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
27	27	送付先の所在地	項番 25 が「1」の場合、入力されているか	項番 25 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
28	28	送付先の郵便番号	項番 25 が「1」の場合、入力されているか	項番 25 が「1」の場合、半角数字であるか 項番 25 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	—
29	29	金融商品取引業者等の営業所使用欄	—	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
30	30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
31	31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」: 項番 1 以外について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」: 項番 13 について、個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

ハ 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項 (002)

項番	エラー項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の種類	—	—	「002」が入力されているか	—	—	
2	02	提出年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成25年10月1日から平成49年12月31日までのいずれかの日である	—
3	03		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
4	04		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
5	05		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
6	06		提出者の氏名	入力されているか	—	—		—
7	07	提出者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—	
8	08	提出の生年月日	元号	入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 非課税管理勘定設定年又は累積投資勘定設定年の1月1日の年齢が20歳以上である	—
9	09		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
10	10		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
11	11		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
12	12	提出者の現住所 (居所) 又は所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか	
13	13	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	
14	14	提出の基準日	元号	項番 27 が「26」から「29」の場合、入力されているか	項番 27 が「30」から「49」の場合、入力されていないか	項番 27 が「26」から「29」の場合、「4」が入力されているか	項番 27 が「26」から「29」の場合、次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成25年1月1日以後	—
15	15		年	—	項番 27 が「26」から「29」の場合、半角数字であるか	—		—
16	16		月	—	項番 27 が「30」から「49」の場合、入力されているか	—		—
17	17		日	—	—	—		—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類(BB)					
			02	03	04	05	09	
18	18	提出者の基準日における国内の住所(居所)又は所在地	項番 27 が「26」から「29」の場合、入力されているか	項番 27 が「30」から「49」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか	
19	19	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	
20	20	提出者の氏名が変更されている旨	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—	
21	21	非課税適用確認書の氏名	項番 20 が「1」の場合、入力されているか	項番 20 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか	
22	22	非課税適用確認書の氏名のフリガナ	項番 20 が「1」の場合、入力されているか	項番 20 が「1」の場合、全角カナであるか 項番 20 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	—	
23	23	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか	
24	24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか	
25	25	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	
26	26	最初に課税理定は累積勘定が設けられた年又は設定年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②提出年月日以後 ③平成 26 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までのいずれの日である ④提出年月日との関係が(注 2)の表のとおりとなっている	—
27	27		年	入力されているか	半角数字であるか	—	—	
28	28		月	入力されているか	半角数字であるか	—	—	
29	29		日	入力されているか	半角数字であるか	—	—	
30	30	非課税口座の記号又は番号	入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—	
31	31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか	
32	32	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—	

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

- イ 「01」: 項番 1 以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
- ロ 「06」: 項番 19 について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
- ハ 「07」: 項番 31 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 32 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- ニ 「08」: 項番 18 について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。
- ホ 「21」: 項番 19 に記録された整理番号が非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
- へ 「41」: 項番 8 から 11 に記録された生年月日が非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
- ト 「43」: 項番 18 に記録された住所等が非課税適用確認書に記載された住所等と同じか確認する。
- チ 「44」: 項番 26 から 29 に記録された最初に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定された年月日又は設定予定年月日が課税適用確認書に記載された勘定設定期間の範囲内か確認する。
- リ 「45」: 項番 14 から 17 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書に記載された基準日と同じか確認する。
- ヌ 「46」: 項番 2 から 5 に記録された提出年月日が週の非課税適用確認書の作成年月日と同一日付又は当該作成年月日より後日付か確認する。
- ル 「47」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する (国税庁において保有している個人番号と異なる。)
- ヲ 「63」: 項番 13 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)

(注2) 最初に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定された年月日又は設定予定年月日と提出年月日との関係

最初に非課税管理勘定若しくは累積投資勘定 が設定された年月日又は設定予定年月日	提出年月日
(非課税管理勘定) 平成 26 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	平成 25 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日
(非課税管理勘定) 平成 30 年 1 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日	平成 29 年 10 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日
(累積投資勘定) 平成 30 年 1 月 1 日～平成 49 年 12 月 31 日	平成 29 年 10 月 1 日～平成 49 年 12 月 31 日

二 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項 (002)

項番	エラー 項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の 種類	—	—	「002」が入 力されている か	—	—	
2	02	提出 年月 日	元号	入力されて いるか	—	「4」が入力 されている か	次のいずれ の条件も満 たしている か ① 実在日で ある ② 税務署へ の提供日より 先日付で ない ③ 平成 28 年 1 月 1 日か	—
3	03		年	入力されて いるか	半角数字で あるか	—		—
4	04		月	入力されて いるか	半角数字で あるか	—		—
5	05		日	入力されて いるか	半角数字で あるか	—		—
								—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
						ら平成35年12月31日までのいずれかの日である	
6	06	提出者の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
7	07	提出者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
8	08	提出者の生年月日	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 未成年者口座開設年の1月1日の年齢が20歳以上で無いこと	—
9	09		年 入力されているか	半角数字であるか	—		—
10	10		月 入力されているか	半角数字であるか	—		—
11	11		日 入力されているか	半角数字であるか	—		—
12	12	提出者の現住所(居所)又は所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
13	13	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
14	14	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—
15	15		—	—	—	—	—
16	16		—	—	—	—	—
17	17		—	—	—	—	—
18	18		—	—	—	—	—
19	19	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
20	20	提出者の氏名が変更されている旨	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—
21	21	未成年者非課税適用確認書の氏名	項番20が「1」の場合、入力されているか	項番20が「0」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
22	22	未成年者非課税適用確認書の氏名のフリガナ	項番20が「1」の場合、入力されているか	項番20が「1」の場合、全角カナであるか、項番20が「0」の場合、入力されていないか	—	—	—
23	23	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
24	24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類(BB)					
			02	03	04	05	09	
								れているか
25	25	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	—
26	26	非課税勘定が定められた年月日は、元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか	—	—
27	27	年	入力されているか	半角数字であるか	—	①実在日である	—	—
28	28	月	入力されているか	半角数字であるか	—	②提出年月日以後	—	—
29	29	日	入力されているか	半角数字であるか	—	③平成28年4月1日から平成35年12月31日までのいずれの日である	—	—
30	30	未成年者口座の記号又は番号	入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—	—
31	31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	—	JIS第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
32	32	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—	—

(注) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類(BB)が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」: 項番19について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」: 項番31については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番32については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

ニ 「21」: 項番19に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。

ホ 「41」: 項番8から11に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。

ヘ 「46」: 項番2から5に記録された提出年月日が未成年者非課税適用確認書の作成年月日と同一日付又は当該作成年月日より後日付か確認する。

ト 「47」: 項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)

チ 「63」: 項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する(個人番号が重複している。)

リ 「71」: 国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

ホ 非課税口座異動届出書に記載された事項等(003)

項番	エラー項目番号(CC)	項目名		エラーの種類(BB)						
				02	03	04	05	09		
1	01	申請事項等の種類		—	—	「003」が入力されているか	—	—		
2	02	提出者の氏名		入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
3	03	提出者のフリガナ		入力されているか	全角カナであるか	—	—	—		
4	04	提出者の生年月日	元号	入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない	—		
5	05		年	入力されているか	半角数字であるか			—	—	
6	06		月	入力されているか	半角数字であるか			—	—	
7	07		日	入力されているか	半角数字であるか			—	—	
8	08	提出者の現住所(居所)又は所在地		入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
9	09	提出者の個人番号		入力されているか	半角数字であるか	—	—	—		
10	10	非課税口座の記号又は番号		入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—		
11	11	勘定定期の区分	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	—	—		
12	12		年	入力されているか	—			「26」か「30」が入力されているか	—	
13	13		月	入力されているか	—				「01」が入力されているか	—
14	14		日	入力されているか	—					「01」が入力されているか
15	15	提出者の変更前の氏名		入力されているか	—	—	—			
16	16	提出者の変更前の氏名のフリガナ		入力されているか	全角カナであるか	—	—	—		
17	17	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地		項番21が入力されている場合、入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
18	18	提出者の変更前の個人番号		入力されているか	半角数字であるか	項番22の個人番号と同一でないか	—	—		
19	19	提出者の変更後の氏名		入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
20	20	提出者の変更後の氏名のフリガナ		入力されているか	全角カナであるか	—	—	—		

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
21	21	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地	項番17が入力されている場合、入力されているか	—	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
22	22	提出者の変更後の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	項番18の個人番号と同一でないか	—	—	—
23	23	提出者の基準日	元号 項番12が「26」かつ項番28の上一桁が0~3の場合、入力されているか	項番12が「30」の場合、入力されていないか	項番12が「26」かつ項番28の上一桁が0~3の場合、「4」が入力されているか	項番12が「26」かつ項番28の上一桁が0~3の場合、次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない ③平成25年1月1日から平成29年9月30日までのいずれかの日である	—	—
24	24			年	項番12が「26」のとき、半角数字であるか	—	—	—
25	25			月	項番12が「30」の場合、入力されていないか	—	—	—
26	26			日	—	—	—	—
27	27	提出者の基準日における国内の住所(居所)又は所在地	項番12が「26」かつ項番28の上一桁が0~3の場合、入力されているか	項番12が「30」の場合、入力されていないか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
28	28	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	—
29	29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
30	30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—	—

(注1) この表に掲げるエラーの種類ほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」：項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」：項番28について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書に記載された整理番号(提出者の口座が租税特別措置法第37条の14第24項の規定により非課税口座開設届出書の提出をしたものとみなされて開設された非課税口座である場合には、「未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号」とする。以下同じ。)を確認する。また、項番9、18又は22について個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」：項番29については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番30については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

ニ 「08」：項番27について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。

ホ 「21」：項番28に記録された整理番号が非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。

- へ 「41」：項番 4 から 7 に記録された生年月日が非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
- ト 「42」：項番 16 又は 20 に記録された氏名のフリガナが、非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、非課税口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した非課税口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
- チ 「43」：項番 27 に記録された住所等が非課税適用確認書に記載された住所等と同じか確認する。
- リ 「44」：項番 11 から 14 に記録された勘定設定期間の区分が非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同じか確認する。
- ヌ 「45」：項番 23 から 26 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書に記載された基準日と同じか確認する。
- ル 「47」：項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する（国税庁において保有している個人番号と異なる。）。
- ヲ 「63」：項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する（個人番号が重複している。）。

(注2) 提出者の基準日と勘定設定期間の区分との関係

提出者の基準日	勘定設定期間の区分
平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日	平成 26 年 1 月 1 日

へ 未成年者口座異動届出書に記載された事項等 (003)

項番	エラー項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の種類	—	—	「003」が入力されているか	—	—	
2	02	提出者の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか	
3	03	提出者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—	
4	04	提出者の生年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない	—
5	05		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
6	06		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
7	07		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
8	08	提出者の現住所 (居所) 又は所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか	
9	09	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	
10	10	未成年者口座の記号又は番号	入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—	
11	11	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—	
12	12							
13	13							
14	14							

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
15	15	提出者の変更前の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
16	16	提出者の変更前の氏名のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
17	17	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地	項番21が入力されている場合、入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
18	18	提出者の変更前の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	項番22の個人番号と同一でないか	—	—
19	19	提出者の変更後の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
20	20	提出者の変更後の氏名のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
21	21	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地	項番17が入力されている場合、入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
22	22	提出者の変更後の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	項番18の個人番号と同一でないか	—	—
23	23	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—
24	24						
25	25						
26	26						
27	27						
28	28	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
29	29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
30	30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」：項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」：項番28について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番9、18又は22について個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」：項番29については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番30については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

ニ 「21」：項番28に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。

ホ 「41」：項番 4 から 7 に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。

へ 「42」：項番 16 又は 20 に記録された氏名のフリガナが、未成年者非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、未成年者口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した未成年者口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。

ト 「47」：項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する（国税庁において保有している個人番号と異なる。）。

チ 「63」：項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する（個人番号が重複している。）。

リ 「71」：国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

ト 非課税口座移管届出書に記載された事項等（004）

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)							
			02	03	04	05	09			
1	01	申請事項等の種類	—	—	「004」が入力されているか	—	—			
2	02	提出者の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか			
3	03	提出者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—			
4	04	提出者の生年月日	元号 入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない	—			
5	05			年			入力されているか	半角数字であるか	—	—
6	06			月			入力されているか	半角数字であるか	—	—
7	07			日			入力されているか	半角数字であるか	—	—
8	08	提出者の現住所(居所)又は所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか			
9	09	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—			
10	10	移管前の金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか			
11	11	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか			
12	12	移管先の金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか			
13	13	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか			
14	14	移管前の非課税口座の記号又は番号	入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—			

項番	エラー項目番号(CC)	項目名		エラーの種類(BB)				
				02	03	04	05	09
15	15	勘定設定期間の区分	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	—	—
16	16		年	入力されているか	—	「26」か「30」が入力されているか	—	—
17	17		月	入力されているか	—	「01」が入力されているか	—	—
18	18		日	入力されているか	—	「01」が入力されているか	—	—
19	19	移管希望年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たす ①実在日である ②平成26年1月1日以後	—
20	20		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
21	21		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
22	22		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
23	23	提出者の基準日	元号	項番16が「26」かつ項番28の上一桁が0～3の場合、入力されているか	項番16が「30」の場合、入力されていないか	項番16が「26」かつ項番28の上一桁が0～3の場合、「4」が入力されているか	項番16が「26」かつ項番28の上一桁が0～3の場合、次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない ③平成25年1月1日から平成29年9月30日までのいずれの日である	—
24	24		年	項番16が「26」かつ項番28の上一桁が0～3の場合、半角数字であるか 項番16が「30」の場合、入力されていないか	項番16が「26」かつ項番28の上一桁が0～3の場合、半角数字であるか	—		—
25	25		月		—	—		
26	26		日		—	—		
27	27	提出者の基準日における国内の住所(居所)又は所在地	項番16が「26」かつ項番28の上一桁が0～3の場合、入力されているか		項番16が「30」の場合、入力されていないか	—	—	J I S第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
28	28	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	
29	29	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S第1水準又は第2水準の文字が入力されているか	
30	30	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—	
31	31	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S第1水準又は第2水準の文字が入力されているか	
32	32	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—	

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

- イ 「01」: 項番 1 以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
- ロ 「06」: 項番 28 について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番 9 について個人番号が正しく記録されているか確認する。
- ハ 「07」: 項番 29 及び 31 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 30 及び 32 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- ニ 「08」: 項番 27 について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。
- ホ 「21」: 項番 28 に記録された整理番号が非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
- へ 「41」: 項番 4 から 7 に記録された生年月日が非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
- ト 「42」: 項番 3 についてに記録された氏名のフリガナが、非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、非課税口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した非課税口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
- チ 「43」: 項番 27 に記録された住所等が非課税適用確認書に記載された住所等と同じか確認する。
- リ 「44」: 項番 15 から 18 に記録された勘定設定期間の区分が非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同じか確認する。
- ヌ 「45」: 項番 23 から 26 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書に記載された基準日と同じか確認する。
- ル 「47」: 項番 9 について個人番号が正しく記録されているか確認する (国税庁において保有している個人番号と異なる。)
- ヲ 「51」: 「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供しているか確認する。
- ワ 「63」: 項番 9 について個人番号が正しく記録されているか確認する (個人番号が重複している。)

(注2) 提出者の基準日と勘定設定期間の区分との関係

提出者の基準日	勘定設定期間の区分
平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日	平成 26 年 1 月 1 日

チ 未成年者口座移管届出書に記載された事項等 (004)

項番	エラー項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種類	—	—	「004」が入力されているか	—	—
2	02	提出者の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
3	03	提出者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
4	04	提出者の生年月日	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか	—
5	05	年	入力されているか	半角数字であるか	—	① 実在日で	—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)						
			02	03	04	05	09		
6	06	月	入力されているか	半角数字であるか	—	ある ② 税務署への提供日より先日付でない	—		
7	07		日	入力されているか	半角数字であるか		—	—	
8	08	提出者の現住所(居所)又は所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
9	09	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—		
10	10	移管前の金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
11	11	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
12	12	移管先の金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
13	13	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
14	14	移管前の未成年者口座の記号又は番号	入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—		
15	15	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—		
16	16		—	入力されていないか	—	—	—		
17	17		—	入力されていないか	—	—	—		
18	18		—	入力されていないか	—	—	—		
19	19	移管希望年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たす ① 実在日である ② 平成28年4月1日以後	—	
20	20		年	入力されているか	半角数字であるか			—	—
21	21		月	入力されているか	半角数字であるか			—	—
22	22		日	入力されているか	半角数字であるか			—	—
23	23	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—		
24	24		—	入力されていないか	—	—	—		
25	25		—	入力されていないか	—	—	—		
26	26		—	入力されていないか	—	—	—		
27	27		—	入力されていないか	—	—	—		
28	28	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—		
29	29	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
30	30	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—		
31	31	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類(BB)				
			02	03	04	05	09
32	32	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類(BB)が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

- イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
- ロ 「06」: 項番28について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する。
- ハ 「07」: 項番29及び31については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番30及び32については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- ニ 「21」: 項番28に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
- ホ 「41」: 項番4から7に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
- へ 「42」: 項番3について記録された氏名のフリガナが、未成年者非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、未成年者口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した未成年者口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
- ト 「47」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)
- チ 「51」: 「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供しているか確認する。
- リ 「63」: 項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する(個人番号が重複している。)

リ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)(005)

項番	エラー項目番号(CC)	項目名		エラーの種類(BB)				
				02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種類		—	—	「005」が入力されているか	—	—
2	02	氏名		入力されているか	—	—	—	JIS第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
3	03	フリガナ		入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
4	04	生年月日	元号	入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日よ	—
5	05		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名		エラーの種類(BB)						
				02	03	04	05	09		
6	06	月	入力されているか	半角数字であるか	—	り先日付でない	—			
7	07		日	入力されているか	半角数字であるか		—	—		
8	08	現住所(居所)又は所在地		入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
9	09	提出者の個人番号		入力されているか	半角数字であるか	—	—	—		
10	10	基準日	元号	項番18が「26」かつ項番15の上一桁が0~3の場合、入力されているか	項番18が「30」の場合、入力されていないか	項番18が「26」かつ項番15の上一桁が0~3の場合、「4」が入力されているか	項番18が「26」かつ項番15の上一桁が0~3の場合、次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない ③平成25年1月1日から平成29年9月30日までのいずれの日である	—		
11	11		年					項番18が「26」かつ項番15の上一桁が0~3の場合、半角数字であるか	—	—
12	12		月					項番18が「30」の場合、入力されているか	—	—
13	13		日					—	—	—
14	14	基準日における国内の住所(居所)又は所在地		項番18が「26」かつ項番15の上一桁が0~3の場合、入力されているか	項番18が「30」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
15	15	整理番号		入力されているか	半角数字であるか	—	—	—		
16	16	移管先の非課税口座の記号又は番号		入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—		
17	17	勘定設定期間の区分	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	—	—		
18	18		年	入力されているか	—	「26」か「30」が入力されているか	—	—		
19	19		月	入力されているか	—	「01」が入力されているか	—	—		
20	20		日	入力されているか	—	「01」が入力されているか	—	—		
21	21	移管前の営業所の名称		入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
22	22	移管前の営業所の所在地		入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
23	23	移管前の営業所の法人番号		—	半角数字であるか	—	—	—		
24	24	移管先の営業所の名称		入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第		

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
							2水準の文字が入力されているか
25	25	移管先の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
26	26	移管年月日	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成26年1月1日以後	—
27	27		年 入力されているか	半角数字であるか	—		—
28	28		月 入力されているか	半角数字であるか	—		—
29	29		日 入力されているか	半角数字であるか	—		—
30	30	移管先の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
31	31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

- イ 「01」：項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
- ロ 「06」：項番15について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番9又は23について個人番号又は法人番号が正しく記録されているか確認する。
- ハ 「07」：項番30については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番31については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- ニ 「08」：項番14について住所が正しく記録されているか、住民票の写しなどに記載された住所を確認する。
- ホ 「21」：項番15に記録された整理番号が非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
- ヘ 「41」：項番4から7に記録された生年月日が非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
- ト 「42」：項番3について記録された氏名のフリガナが、非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、非課税口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した非課税口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
- チ 「43」：項番14に記録された住所等が非課税適用確認書に記載された住所等と同じか確認する。
- リ 「44」：項番17から20に記録された勘定設定期間の区分が非課税適用確認書に記載された勘定設定期間と同じか確認する。
- ヌ 「45」：項番10から13に記録された基準日が非課税適用確認書に記載された基準日と同じか確認する。
- ル 「47」：項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する（国税庁において保有している個人番号と異なる。）。
- ヲ 「51」：「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供しているか確認する。
- ワ 「63」：項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する（個人番号が重複している。）。

カ 「71」：国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

(注2) 基準日と勘定設定期間の区分との関係

基準日	勘定設定期間の区分
平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日	平成 26 年 1 月 1 日

ヌ 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座（005））

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)									
			02	03	04	05	09					
1	01	申請事項等の種類	－	－	「005」が入力されているか	－	－					
2	02	氏名	入力されているか	－	－	－	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか					
3	03	フリガナ	入力されているか	全角カナであるか	－	－	－					
4	04	生年月日	元号 入力されているか	－	「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない	－					
5	05							年	入力されているか	半角数字であるか	－	－
6	06							月	入力されているか	半角数字であるか	－	－
7	07							日	入力されているか	半角数字であるか	－	－
8	08	現住所（居所）又は所在地	入力されているか	－	－	－	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか					
9	09	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	－	－	－					
10	10	(空白)	－	入力されていないか	－	－	－					
11	11											
12	12											
13	13											
14	14											
15	15	整理番号	入力されているか	半角数字であるか	－	－	－					
16	16	移管先の未成年者口座の記号又は番号	入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	－	－	－					
17	17	(空白)	－	－	－	－	－					
18	18											
19	19											
20	20											
21	21	移管前の営業所の名称	入力されているか	－	－	－	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか					
22	22	移管前の営業所の所在地	入力されているか	－	－	－	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか					
23	23	移管前の営業所の法人番号	－	半角数字であるか	－	－	－					

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
24	24	移管先の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
25	25	移管先の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
26	26	移管年月日	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成28年4月1日以後	—
27	27		年 入力されているか	半角数字であるか	—		—
28	28		月 入力されているか	半角数字であるか	—		—
29	29		日 入力されているか	半角数字であるか	—		—
30	30	移管先の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
31	31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注1) この表に掲げるエラーの種類ほかに、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

- イ 「01」：項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
- ロ 「06」：項番15について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号を確認する。また、項番9又は23について個人番号又は法人番号が正しく記録されているか確認する。
- ハ 「07」：項番30については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番31については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- ニ 「21」：項番15に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号と同じか確認する。
- ホ 「41」：項番4から7に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書に記載された生年月日と同じか確認する。
- ヘ 「42」：項番3について記録された氏名のフリガナが、未成年者非課税適用確認書に記載された氏名のフリガナ、未成年者口座開設届出書に記載された氏名のフリガナ又は直前に提出した未成年者口座異動届出書に記載された変更後の氏名のフリガナと同じか確認する。
- ト 「47」：項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する（国税庁において保有している個人番号と異なる。）。
- チ 「51」：「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」を提供しているか確認する。
- リ 「63」：項番9について個人番号が正しく記録されているか確認する（個人番号が重複している。）。
- ヌ 「71」：国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

ル 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）（006）

項番	エラー項目番号(CC)	項目名		エラーの種類 (BB)						
				02	03	04	05	09		
1	01	申請事項等の種類		—	—	「006」が入力されているか	—	—		
2	02	提出年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 勘定設定期間の区分が(注2)の表のとおりとなっている	—		
3	03		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—		
4	04		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—		
5	05		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—		
6	06		提出者の氏名		入力されているか	—		—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
7	07	提出者のフリガナ		入力されているか	全角カナであるか	—	—	—		
8	08	提出者の生年月日	元号	入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない	—		
9	09		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—		
10	10		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—		
11	11		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—		
12	12	提出者の個人番号		入力されているか	半角数字であるか	—	—	—		
13	13	提出者の基準日	元号	項番 23 が「26」かつ項番 18 の上一桁が 0～3 の場合、入力されているか	項番 23 が「30」の場合、入力されていないか	項番 23 が「26」かつ項番 18 の上一桁が 0～3 の場合、「4」が入力されているか	項番 23 が「26」かつ項番 18 の上一桁が 0～3 の場合、次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までのいずれの日である	—		
14	14		年					—	—	—
15	15		月					—	—	—
16	16		日					—	—	—
17	17	提出者の基準日における国内の住所(居所)又は所在地		項番 23 が「26」かつ項番 18 の上一桁が 0～3 の場合、入力されているか	項番 23 が「30」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか		
18	18	提出者の整理番号		入力されているか	半角数字であるか	—	—	—		

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
19	19	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
20	20	非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 勘定設定期間の区分が(注4)の表のとおりとなっている ② 提出年月日との関係が(注5)の表のとおりとなっている	—
21	21	年	入力されているか	—	「27」～「49」のいずれかが入力されているか		—
22	22	勘定設定期間の区分	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	—	—
23	23	年	入力されているか	—	「26」か「30」が入力されているか		—
24	24	非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止した旨等	入力されているか	—	次のいずれの条件も満たしているか ①「0」か「1」が入力されているか ②提出年月日との関係が(注6)の表のとおりとなっている	—	—
25	25	上場株式等の受入れをしていない旨	項番 24 が「0」の場合、入力されているか	項番 24 が「1」の場合、入力されていないか	項番 24 が「0」の場合、「0」が入力されているか	—	—
26	26	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
27	27	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」: 項番 1 以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」: 項番 18 について整理番号が正しく記録されているか、金融商品取引業者等変更届出書又は非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税

口座廃止通知書（以下「非課税適用確認書等」という。）に記載された整理番号を確認する。

また、項番 12 について個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」：項番 26 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 27 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

ニ 「08」：項番 17 について住所が正しく記録されているか、非課税適用確認書等に記載された住所を確認する。

ホ 「21」：項番 18 に記録された整理番号が非課税適用確認書等に記載された整理番号と同じか確認する。

ヘ 「41」：項番 8 から 11 に記録された生年月日が非課税適用確認書等に記載された生年月日と同じか確認する。

ト 「43」：項番 17 に記録された住所等が非課税適用確認書等に記載された住所等と同じか確認する。

チ 「44」：項番 22 及び 23 に記録された勘定設定期間の区分が金融商品取引業者等変更届出書に記載された勘定設定期間と同じか確認する。

リ 「45」：項番 13 から 16 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書等に記載された基準日と同じか確認する。

ヌ 「47」：項番 12 について個人番号が正しく記録されているか確認する（国税庁において保有している個人番号と異なる。）。

ル 「63」：項番 12 について個人番号が正しく記録されているか確認する（個人番号が重複している。）。

ヲ 「76」：「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」の提供の際に、同一ファイルに同一提出者に係る変更届出事項等が複数レコード記録されていないか確認する。

ワ 「77」：提供された「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」より以前に、同一の提出者に係る変更届出事項等を提供していないかを確認する。

(注 2)

勘定設定期間の区分と提出年月日との関係

勘定設定期間の区分	提出年月日
平成 26 年	平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
平成 30 年	(非課税管理勘定) 平成 29 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日 (累積投資勘定) 平成 29 年 10 月 1 日～平成 49 年 9 月 30 日

(注 3)

勘定設定期間の区分と提出者の基準日との関係

勘定設定期間の区分	提出者の基準日
平成 26 年	平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
平成 30 年	(記録不要)

(注 4)

勘定設定期間の区分と非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分との関係

勘定設定期間の区分	非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
平成 26 年	平成 27 年～平成 29 年

平成 30 年	(非課税管理勘定) 平成 30 年～平成 35 年 (累積投資勘定) 平成 30 年～平成 49 年
---------	---

(注5)

提出年月日と非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分との関係

提出年月日	非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
各年の1月1日～9月30日	提出年月日と同年
各年の10月1日～12月31日	提出年月日の翌年

(注6)

提出年月日と非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止した旨等との関係

提出年月日	非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止した旨等
各年の1月1日～9月30日	0
各年の10月1日～12月31日	1

ヲ 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）（007）

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類(BB)				
			02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種類	—	—	「007」が入力されているか	—	—
2	02	非課税口座を廃止した旨	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—
3	03	提出年月日	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨、非課税口座廃止通知書交付の有無及び勘定設定期間の区分との関係が(注2)の表のとおりとなっている	—
4	04	年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
5	05	月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
6	06	日	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
7	07	非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—
8	08	非課税口座廃止通知書 元号	項番7が「1」の場合、入力されているか	項番7が「0」の場合、入力されていないか	項番7が「1」の場合、「4」が入力されているか	項番7が「1」の場合、次のいずれの条件も満たしているか	—
9	09	非課税口座廃止通知書 年	項番7が「1」の場合、入力されているか	項番7が「1」の場合、半角数字であるか 項番7が「0」	—	① 実在日である ② 税務署への提供日より	—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
		書交付申請書の提出年月日		の場合、入力されていないか		り先日付でない ③平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までのいずれかの日である		
10	10		月	項番 7 が「1」の場合、入力されているか	項番 7 が「1」の場合、半角数字であるか 項番 7 が「0」の場合、入力されていないか		—	—
11	11		日	項番 7 が「1」の場合、入力されているか	項番 7 が「1」の場合、半角数字であるか 項番 7 が「0」の場合、入力されていないか		—	—
12	12	提出者の氏名		入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
13	13	提出者のフリガナ		入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
14	14	提出者の生年月日	元号	入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない	—
15	15		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
16	16		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
17	17		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
18	18	提出者の個人番号		入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
19	19	提出者の基準日	元号	項番 29 が「26」かつ項番 24 の上一桁が 0~3 の場合、入力されているか	項番 29 が「30」の場合、入力されていないか	項番 29 が「26」かつ項番 24 の上一桁が 0~3 の場合、「4」が入力されているか	項番 29 が「26」かつ項番 24 の上一桁が 0~3 の場合、次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までのいずれかの日である ④ 非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨及び勘定設定期間の区分との関係が(注 3)の表のとおりとなっている	—
20	20		年	—	項番 29 が「26」かつ項番 24 の上一桁が 0~3 の場合、半角数字であるか	—		—
21	21		月	—	項番 29 が「30」の場合、入力されていないか	—		—
22	22		日	—	—	—		—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類(BB)				
			02	03	04	05	09
23	23	提出者の基準日における国内の住所(居所)又は所在地	項番 29 が「26」かつ項番 24 の上一桁が 0~3 の場合、入力されているか	項番 29 が「30」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
24	24	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
25	25	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
26	26	非課税口座廃止通知書の交付の有無	入力されているか	—	次のいずれの条件も満たしているか ①「0」か「1」が入力されている ②項番 7 が、「1」の場合「1」が入力されている	—	—
27	27	上場株式等の受入れの有無	項番 26 が「1」の場合、入力されているか	項番 26 が「0」の場合、入力されていないか	項番 26 が「1」の場合、「0」か「1」が入力されているか	—	—
28	28	勘定設定期間の区分	元号 項番 26 が「1」の場合、入力されているか	項番 26 が「0」の場合、入力されていないか	項番 26 が「1」の場合、「4」が入力されているか	項番 7 が、「1」の場合平成 26 年が入力されているか	—
29	29	年	項番 26 が「1」の場合、入力されているか	項番 26 が「0」の場合、入力されていないか	項番 26 が「1」の場合、「26」か「30」が入力されているか	—	—
30	30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
31	31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注 1) この表に掲げるエラーの種類ほかに、次のエラーの種類(BB)が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」: 項番 1 以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」: 項番 24 について整理番号が正しく記録されているか、非課税適用確認書等に記載された整理番号を確認する。また、項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」: 項番 30 については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番 31 については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

ニ 「08」: 項番 23 について住所が正しく記録されているか、非課税適用確認書等に記載された住所を確認する。

ホ 「21」: 項番 24 に記録された整理番号が非課税適用確認書等に記載された整理番号と同じか確認する。

ヘ 「41」: 項番 14 から 17 に記録された生年月日が非課税適用確認書等に記載された生年月日と同じか確認する。

- ト 「43」：項番 23 に記録された住所等が非課税適用確認書等に記載された住所等と同じか確認する。
- チ 「44」：項番 28 及び 29 に記録された勘定設定期間の区分が、非課税口座廃止通知書に記載すべき勘定設定期間と同じか確認する。
- リ 「45」：項番 19 から 22 に記録された提出者の基準日が非課税適用確認書等に記載された基準日と同じか確認する。
- ヌ 「47」：項番 18 について個人番号が正しく記載されているか確認する（国税庁において保有している個人番号と異なる。）。
- ル 「63」：項番 18 について個人番号が正しく記録されているか確認する（個人番号が重複している。）。
- ヲ 「74」：項番 7 の非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨に「1」が記録された「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」を既に提供していないか確認する。
- ワ 「76」：「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」の提供の際に、同一ファイルに同一提出者に係る変更届出事項等が複数レコード記録されていないか確認する。
- カ 「77」：提供された「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」より以前に、同一の提出者に係る変更届出事項等を提供していないかを確認する。

(注2)

非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨、非課税口座廃止通知書の交付の有無、勘定設定期間の区分及び提出年月日の関係

非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨	非課税口座廃止通知書の交付の有無	勘定設定期間の区分	提出年月日	
0	0	入力なし	平成 27 年 1 月 1 日以後	
0	1	平成 26 年	平成 27 年 1 月 1 日 ～平成 29 年 9 月 30 日	
0	1	平成 30 年	非課税管理勘定	平成 29 年 10 月 1 日 ～平成 35 年 9 月 30 日
			累積投資勘定	平成 29 年 10 月 1 日 ～平成 49 年 9 月 30 日
1	1	平成 26 年	平成 26 年 1 月 1 日 ～平成 26 年 12 月 31 日	

(注3)

非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨、勘定設定期間の区分及び提出者の基準日の関係

非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨	勘定設定期間の区分	提出者の基準日
0	平成 26 年	平成 25 年 1 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日
0	平成 30 年	(記録不要)
1	平成 26 年	平成 25 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日

ワ 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）(007)

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の	—	—	「007」が入	—	—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
		種類			力されているか			
2	02	未成年者口座を廃止した旨	入力されているか	—	「0」、「1」又は「2」が入力されているか 「0」が入力されている場合、項番4の年の3月31日時点で18歳以上か	—	—	
3	03	提出年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成28年4月1日以降である	—
4	04		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
5	05		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
6	06		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
7	7	(空白)	—	—	入力されていないか	—	—	
8	8							
9	9							
10	10							
11	11							
12	12	提出者の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか	
13	13	提出者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—	
14	14	提出者の生年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 項番26が「0」の場合、提出年月日の年の1月1日時点で19歳である	—
15	15		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
16	16		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
17	17		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
18	18	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	
19	19	(空白)	—	—	入力されていないか	—	—	
20	20							
21	21							
22	22							
23	23							
24	24	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—	
25	25	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか	

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類(BB)				
			02	03	04	05	09
26	26	未成年者口座廃止通知書の交付の有無	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか(注2)	—	—
27	27	上場株式等の受入れの有無	項番 26 が「1」の場合、入力されているか	項番 26 が「0」の場合、入力されていないか	項番 26 が「1」の場合、①「0」か「1」が入力されているか ②提出年月日の年の1月1日時点で19歳であり提出年月日が9月30日以前である場合「0」が入力されているか	—	—
28	28	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—
29	29		—	—	—	—	—
30	30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
31	31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類(BB)が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」: 項番24について整理番号が正しく記録されているか、未成年者非課税適用確認書等に記載された整理番号を確認する。また、項番18について個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」: 項番30については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番31については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

ニ 「21」: 項番24に記録された整理番号が未成年者非課税適用確認書等に記載された整理番号と同じか確認する。

ホ 「41」: 項番14から17に記録された生年月日が未成年者非課税適用確認書等に記載された生年月日と同じか確認する。

ヘ 「47」: 項番18について個人番号が正しく記載されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)

ト 「63」: 項番18について個人番号が正しく記載されているか確認する(個人番号が重複している。)

チ 「71」: 国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

リ 「76」: 「廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」の提供の際に、同一ファイルに同一提出者に係る廃止届出事項等が複数レコード記録されていないか確認する。

ヌ 「77」: 提供された「廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)」より以前に、同一の提出者に係る廃止届出事項等を提供していないかを確認する。

(注2) 「提出年月日」の年の1月1日時点で19歳であり、かつ「提出年月日」が10月1日以降である場合、項番

26が「0」（廃止通知書交付無）と記録されているか、又は「提出年月日」の年の1月1日時点で19歳未満である場合、項番26が「1」（廃止通知書交付有）と記録されているか確認する。

カ 提出事項（廃止通知書等の提出をした者に関する事項）（008）

項番	エラー項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種類	—	—	「008」が入力されているか	—	—
2	02	勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—
3	03	提出年月日	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない ③提出者の基準日がある場合、当該基準日より先日付である ④最初に設けようとする非定課税管理勘定又は勘定の年分との関係が（注2）の表のとおりとなっている	—
4	04	年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
5	05	月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
6	06	日	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
7	07	提出者の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
8	08	提出者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
9	09	提出者の元号	入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない	—
10	10	年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
11	11	月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
12	12	日	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
13	13	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
14	14	提出者の基準日	元号 項番 31 が「27」から「29」の場合かつ項番 19 の上一桁が 0～3 の場合、入力されているか	項番 31 が「30」から「49」の場合、入力されていないか	項番 31 が「27」から「29」の場合かつ項番 19 の上一桁が 0～3 の場合、「4」が入力されているか	項番 31 が「27」から「29」の場合かつ項番 19 の上一桁が 0～3 の場合、次のいずれの条件も満たしているか ①実在日である ②税務署への提供日より先日付でない	—
15	15	年	—	項番 31 が「27」から「29」の場合かつ項番 19 の上一桁が 0～3 の場合、半角数字であるか	—		—
16	16	月	—	—	—		—

項番	エラー項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
17	17	日		項番 31 が「30」から「49」の場合、入力されていないか	—	③平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までのいずれかの日である	—
18	18	提出者の基準日における国内の住所 (居所) 又は所在地	項番 31 が「27」から「29」の場合かつ項番 19 の上一桁が 0 ~ 3 の場合、入力されているか	項番 31 が「30」から「49」の場合、入力されていないか	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
19	19	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
20	20	提出者の氏名が変更されている旨	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—
21	21	廃止通知書の氏名	項番 20 が「1」の場合、入力されているか	項番 20 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	項番 20 が「1」の場合、J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
22	22	廃止通知書の氏名のフリガナ	項番 20 が「1」の場合、入力されているか	項番 20 が「1」の場合、全角カナであるか 項番 20 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	—
23	23	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
24	24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
25	25	廃止通知書の提出の区分	入力されているか	—	次のいずれの条件も満たしているか ①「0」、「1」、「2」のいずれかが入力されている ②勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨との関係が (注 3) の表のとおりとなっている ③最初に設けようとする非課税管理勘定の年分が、平成 27 年の場合、「0」か「2」が入力されている ④最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分及び提出年月日との関係が、	—	—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
					(注4)の表のとおりとなっている			
26	26	廃止年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 平成26年1月1日から平成35年9月30日までのいずれかの日である ③ 提出年月日、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨及び廃止通知書の提出の区分との関係が(注5)の表のとおりとなっている	—
27	27		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
28	28		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
29	29		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
30	30	最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	提出者の基準日との関係が(注6)の表のとおりとなっているか	—
31	31		年	入力されているか	半角数字であるか	「27」～「49」のいずれかが入力されているか	—	
32	32	非課税口座の記号又は番号	—	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—	
33	33	金融商品取引業者等の営業所使用欄	—	—	—	—	JIS第1水準又は第2水準の文字が入力されているか	
34	34	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	JIS第1水準又は第2水準の文字が入力されているか	
35	35	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—	

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

- イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
- ロ 「06」: 項番19について整理番号が正しく記録されているか、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下「廃止通知書」という。)に記載された整理番号を確認する。また、項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する。
- ハ 「07」: 項番34については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番35については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- ニ 「08」: 項番18について住所が正しく記録されているか、廃止通知書に記載された住所を確認する。
- ホ 「21」: 項番19に記録された整理番号が廃止通知書に記載された整理番号と同じか確認する。
- へ 「41」: 項番9から12に記録された生年月日が廃止通知書に記載された生年月日と同じか確認する。
- ト 「43」: 項番18に記録された住所等が廃止通知書に記載された住所等と同じか確認する。
- チ 「45」: 項番14から17に記録された提出者の基準日が廃止通知書に記載された基準日と同じか確認する。
- リ 「47」: 項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)
- ヌ 「63」: 項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する(個人番号が重複している。)
- ル 「73」: 項番25に記録された廃止通知書の提出の区分と、提出を受けた廃止通知書の種類が同じか確認する。
- ヲ 「75」: 項番25に記録された廃止通知書の提出の区分が「2」及び、項番3から6に記録された提出年月日と項番26から29に記録された廃止年月日と同じ年の1月1日から9月30日の場合、非課税口座廃止通知書に記載された非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定への上場株式等の受入の有無が「有」でないか確認する。

(注2)

最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分と提出年月日との関係

最初に設けようとする非課税管理勘定 又は累積投資勘定の年分	提出年月日
平成27年	平成27年1月1日～平成27年9月30日
(非課税管理勘定) 平成28年から平成35年 (累積投資勘定) 平成30年から平成49年	最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分の前年10月1日～当年9月30日

(注3)

勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨と廃止通知書の提出の区分との関係

勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	廃止通知書の提出の区分
0	0又は1
1	2

(注4)

最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分、提出年月日及び廃止通知書の提出の区分の関係

最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分	提出年月日	廃止通知書の提出の区分
平成30年	平成29年10月1日～平成29年12月31日	1又は2

(注5)

提出年月日、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨、廃止通知書の提出の区分及び廃止年月日の関係

《提出年月日が平成27年から平成35年の各年1月1日～9月30日》

提出年月日	勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	廃止通知書の提出の区分	廃止年月日
平成27年1月1日～平成27年9月30日	0	0	平成27年1月1日～平成27年9月30日
	1	2	平成26年1月1日～平成27年9月30日
平成28年1月1日～平成28年9月30日	0	0	平成27年1月1日～平成27年9月30日 又は 平成28年1月1日～平成28年9月30日
		1	平成28年1月1日
	1	2	平成26年1月1日～平成28年9月30日
平成29年1月1日～平成29年9月30日	0	0	平成27年1月1日～平成27年9月30日 又は 平成28年1月1日～平成28年9月30日 又は 平成29年1月1日～平成29年9月30日
		1	平成28年1月1日 又は 平成29年1月1日
	1	2	平成26年1月1日～平成29年9月30日
平成30年1月1日～平成30年9月30日	0	0	平成30年1月1日～平成30年9月30日
		1	平成30年1月1日
	1	2	平成29年10月1日～平成30年9月30日
平成31年1月1日～平成31年9月30日	0	0	平成30年1月1日～平成30年9月30日 又は 平成31年1月1日～平成31年9月30日
		1	平成30年1月1日 又は 平成31年1月1日
	1	2	平成29年10月1日～平成31年9月30日
平成32年1月1日～平成32年9月30日	0	0	平成30年1月1日～平成30年9月30日 又は 平成31年1月1日～平成31年9月30日 又は 平成32年1月1日～平成32年9月30日

		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日
平成 33 年 1 月 1 日～ 平成 33 年 9 月 30 日	0	0	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日 又は 平成 33 年 1 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日 又は 平成 33 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日
平成 34 年 1 月 1 日～ 平成 34 年 9 月 30 日	0	0	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日 又は 平成 33 年 1 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日 又は 平成 34 年 1 月 1 日～平成 34 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日 又は 平成 33 年 1 月 1 日 又は 平成 34 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日～平成 34 年 9 月 30 日
平成 35 年 1 月 1 日～ 平成 35 年 9 月 30 日	0	0	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日 又は 平成 33 年 1 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日 又は 平成 34 年 1 月 1 日～平成 34 年 9 月 30 日 又は 平成 35 年 1 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日 又は 平成 33 年 1 月 1 日 又は 平成 34 年 1 月 1 日 又は 平成 35 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日

《提出年月日が平成 27 年から平成 35 年の各年 10 月 1 日～12 月 31 日》

提出年月日	勘定廃止通知書又は 非課税口座廃止通知 書の提出を受けた旨	廃止通知書の 提出の区分	廃止年月日
平成 27 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 12 月 31 日	0	0	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日
		1	平成 28 年 1 月 1 日
	1	2	平成 26 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日
平成 28 年 10 月 1 日～ 平成 28 年 12 月 31 日	0	0	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日 又は 平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
		1	平成 28 年 1 月 1 日 又は 平成 29 年 1 月 1 日
	1	2	平成 26 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日
平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 29 年 12 月 31 日	0	1	平成 30 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日
平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 12 月 31 日	0	0	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日
平成 31 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 12 月 31 日	0	0	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日～平成 31 年 12 月 31 日
平成 32 年 10 月 1 日～ 平成 32 年 12 月 31 日	0	0	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日 又は 平成 33 年 1 月 1 日
	1	2	平成 29 年 10 月 1 日～平成 32 年 12 月 31 日
平成 33 年 10 月 1 日～ 平成 33 年 12 月 31 日	0	0	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日 又は 平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日 又は 平成 32 年 1 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日 又は 平成 33 年 1 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日
		1	平成 30 年 1 月 1 日 又は

			平成31年1月1日 又は 平成32年1月1日 又は 平成33年1月1日 又は 平成34年1月1日
	1	2	平成29年10月1日～平成33年12月31日
平成34年10月1日～ 平成34年12月31日	0	0	平成30年1月1日～平成30年9月30日 又は 平成31年1月1日～平成31年9月30日 又は 平成32年1月1日～平成32年9月30日 又は 平成33年1月1日～平成33年9月30日 又は 平成34年1月1日～平成34年9月30日
		1	平成30年1月1日 又は 平成31年1月1日 又は 平成32年1月1日 又は 平成33年1月1日 又は 平成34年1月1日 又は 平成35年1月1日
	1	2	平成29年10月1日～平成34年12月31日

(注6)

提出者の基準日と最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分との関係

提出者の基準日	最初に設けようとする非課税管理勘定又は累積投資勘定の年分
平成25年1月1日～ 最初に設けようとする非課税管理勘定の年分の 年の9月30日	平成27年から平成29年
(基準日がない場合)	(非課税管理勘定) 平成30年から平成35年 (累積投資勘定) 平成30年から平成49年

ヨ 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（008）

項番	エラー 項目番号 (CC)	項目名		エラーの種類 (BB)				
				02	03	04	05	09
1	01	申請事項等の種類	—	—	「008」が入力されているか	—	—	
2	02	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—	
3	03	提出年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日よ	—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類 (BB)				
			02	03	04	05	09
4	04	年	入力されているか	半角数字であるか	—	り先日付でない	—
5	05	月	入力されているか	半角数字であるか	—	③最初に設けようとする非課税管理勘定の年分との関係が(注2)の表のとおりとなっている	—
6	06	日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
7	07	提出者の氏名	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
8	08	提出者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—
9	09	提出者の生年月日	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか	—
10	10	年	入力されているか	半角数字であるか	—	①実在日である	—
11	11	月	入力されているか	半角数字であるか	—	②税務署への提供日より先日付でない	—
12	12	日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
13	13	提出者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
14	14	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—
15	15						
16	16						
17	17						
18	18						
19	19	提出者の整理番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
20	20	提出者の氏名が変更されている旨	入力されているか	—	「0」か「1」が入力されているか	—	—
21	21	廃止通知書の氏名	項番 20 が「1」の場合、入力されているか	項番 20 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	項番 20 が「1」の場合、J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
22	22	廃止通知書の氏名のフリガナ	項番 20 が「1」の場合、入力されているか	項番 20 が「1」の場合、全角カナであるか 項番 20 が「0」の場合、入力されていないか	—	—	—
23	23	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
24	24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S 第 1 水準又は第 2 水準の文字が入力されているか
25	25	(空白)	—	入力されていないか	—	—	—
26	26	廃止年月	元号 入力されているか	—	「4」が入力されている	次のいずれの条件も満	—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名		エラーの種類 (BB)				
				02	03	04	05	09
		日				か	たしているか ①実在日である ②平成28年4月1日から平成35年9月30日までのいずれかの日である ③提出年月日より先日付でない	
27	27		年	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
28	28		月	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
29	29		日	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
30	30	最初に設けようとする非課税管理勘定の年分	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	—	—
31	31		年	入力されているか	半角数字であるか	「28」～「35」のいずれかが入力されているか	—	—
32	32	未成年者口座の記号又は番号		—	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—
33	33	金融商品取引業者等の営業所使用欄		—	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
34	34	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称		入力されているか	—	—	—	J I S 第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
35	35	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号		入力されているか	—	—	—	—

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類 (BB) が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

- イ 「01」: 項番1以外の項目について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。
- ロ 「06」: 項番19について整理番号が正しく記録されているか、未成年者口座廃止通知書(以下「廃止通知書」という。)に記載された整理番号を確認する。また、項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する。
- ハ 「07」: 項番34については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番35については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。
- ニ 「21」: 項番19に記録された整理番号が廃止通知書に記載された整理番号と同じか確認する。
- ホ 「41」: 項番9から12に記録された生年月日が廃止通知書に記載された生年月日と同じか確認する。
- へ 「47」: 項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する(国税庁において保有している個人番号と異なる。)
- ト 「63」: 項番13について個人番号が正しく記録されているか確認する(個人番号が重複している。)
- チ 「71」: 国税庁で保有しているその提出者の非課税口座等の開設状況が異なっている。

リ 「75」：項番 3 から 6 に記録された提出年月日と項番 26 から 29 に記録された廃止年月日が同じ年の 1 月 1 日から 9 月 30 日の場合、未成年者口座廃止通知書に記載された未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入の有無が「有」でないか確認する。

(注 2)

最初に設けようとする非課税管理勘定の年分と提出年月日との関係

最初に設けようとする非課税管理勘定の年分	提出年月日
平成 28 年	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
平成 29 年から平成 35 年	最初に設けようとする非課税管理勘定の年分の 前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日

タ 非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等 (009)

項番	エラー項目番号 (CC)	項目名	エラーの種類 (BB)					
			02	03	04	05	09	
1	01	申請事項等の種類	—	—	「009」が入力されているか	—	—	
2	02	提出年月日	元号	入力されているか	—	「4」が入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない ③ 平成 31 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までのいずれかの日である ④ 提出年月日の年の 1 月 1 日時点で満 20 歳以上であること	—
3	03		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
4	04		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
5	05		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—
6	06		申請者の氏名	入力されているか	—	—		—
7	07	申請者のフリガナ	入力されているか	全角カナであるか	—	—	—	
8	08	申請者の生年月日	元号	入力されているか	—	「1」、「2」、「3」、「4」のいずれかが入力されているか	次のいずれの条件も満たしているか ① 実在日である ② 税務署への提供日より先日付でない	—
9	09		年	入力されているか	半角数字であるか	—		—
10	10		月	入力されているか	半角数字であるか	—		—
11	11		日	入力されているか	半角数字であるか	—		—

項番	エラー項目番号(CC)	項目名	エラーの種類(BB)				
			02	03	04	05	09
12	12	申請者の現住所(居所)又は所在地	入力されているか	—	—	—	J I S第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
13	13	申請者の個人番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
14	14	金融商品取引業者等の営業所の名称	入力されているか	—	—	—	J I S第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
15	15	金融商品取引業者等の営業所の所在地	入力されているか	—	—	—	J I S第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
16	16	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	入力されているか	半角数字であるか	—	—	—
17	17	勘定設定期間	元号 入力されているか	—	「4」が入力されているか	—	—
18	18		年 入力されているか	—	「30」が入力されているか	—	—
19	19	勘定の種類	—	—	—	—	—
20	20	非課税口座の記号又は番号	入力されているか	半角英数又は半角ハイフンであるか	—	—	—
21	21	金融商品取引業者等の営業所使用欄	—	—	—	—	J I S第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
22	22	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	入力されているか	—	—	—	J I S第1水準又は第2水準の文字が入力されているか
23	23	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	入力されているか	—	—	—	—

(注1) この表に掲げるエラーの種類のほか、次のエラーの種類(BB)が記録されている場合には、それぞれに掲げる事項を確認する。

イ 「01」: 項番1以外について、記録されている文字数が、要領で定める文字数又はその文字数以下であるか確認する。

ロ 「06」: 項番13について、個人番号が正しく記録されているか確認する。

ハ 「07」: 項番22については、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号とが正しいか、項番23については、番号が存在するか、名称と番号の組み合わせが正しいかについて確認する。

(注2) 勘定設定期間と税務署への提供日との関係

勘定設定期間	税務署への提供日
平成30年	平成31年1月1日～平成49年12月31日

非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	—	—
勘定設定期	(非課税管理勘定) 平成30年 1月 1日から平成35年12月31日までの期間 (累積投資勘定) 平成30年 1月 1日から平成49年12月31日までの期間	
整理番号		
参考事項		
(備考) この確認書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第 1 号に該当することを確認しました。 年 月 日 税務署長 財務事務官		

非課税適用確認書

1 使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。

(注) この「非課税適用確認書」は、提出された非課税適用確認書の交付申請書に係る勘定設定期間が平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの期間又は平成 30 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの期間である場合に使用する。

2 出力対象

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に平成 30 勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

3 出力時期

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

4 出力順序

(1) (2)に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
- ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ④ 勘定設定期間
- ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ⑦ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑧ 申請者のフリガナ
- ⑨ 投資者整理番号

(2) 同時の重複申請に係る非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
- ② 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ⑥ 勘定設定期間
- ⑦ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑧ 申請者のフリガナ
- ⑨ 投資者整理番号

5 出力要領

項目	内容
確認書番号	(YYMMDD-NNNNN-F-ZZZZZZ) YYMMDD : 非課税適用確認書の作成年月日 (年は西暦下 2 桁) NNNNN : 局署番号 F : 種別 (1 : センターに出力する確認書) (4 : 署に出力する確認書 (無作為抽出結果)) ZZZZZZ : 通番 (上記の中での通番)

項 目	内 容
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを印字する。
申請者の氏名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。
勘定設定期間	勘定設定期間を印字する。
整理番号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。
参考事項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
年 月 日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。
税 務 署 名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。
税 務 署 長 名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。

未成年者非課税適用確認書

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年月日
	—	—
—	—	
整理番号		
参考事項		
(備考)		
この確認書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14の2第16項第1号に該当することを確認しました。		
年月日		
税務署長 財務事務官		

未成年者非課税適用確認書

1 使用目的

「未成年者非課税適用確認書」は、未成年者非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 1 号に定める書類を交付する際に使用する。

2 出力対象

「未成年者非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に未成年者非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

3 出力時期

「未成年者非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

4 出力順序

(1) (2)に定める未成年者非課税適用確認書以外の未成年者非課税適用確認書

次の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
- ② 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ③ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ④ 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ⑤ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る未成年者非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る未成年者非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑦ 申請者のフリガナ
- ⑧ 投資者整理番号

(2) 同時の重複申請に係る未成年者非課税適用確認書

次の申請事項に記録された項目の順で出力する。

- ① 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
- ② 金融商品取引業者等の営業所の名称
- ③ 金融商品取引業者等の営業所の所在地
- ④ 送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
- ⑤ 送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
- ⑥ 金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る未成年者非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る未成年者非課税適用確認書の後に出力される。）
- ⑦ 申請者のフリガナ
- ⑧ 投資者整理番号

5 出力要領

項 目	内 容
確 認 書 番 号	(YYMMDD-NNNNN-F-ZZZZZZZ) YYMMDD : 未成年者非課税適用確認書の作成年月日 (年は西暦下2桁) NNNNN : 局署番号 F : 種別 (1:センターに出力する確認書) (4:署に出力する確認書 (無作為抽出結果)) ZZZZZZZ : 通番 (上記の中での通番)
申請者のフリガナ	申請者のフリガナを印字する。
申請者の氏名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。
整 理 番 号	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。
参 考 事 項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
年 月 日	未成年者非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。
税 務 署 名	未成年者非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。
税 務 署 長 名	未成年者非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。

通知書番号 - - -

問合せ番号 - - -

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
勘定設定期間	(非課税管理勘定) 平成30年 1月 1日から平成35年12月31日までの期間 (累積投資勘定) 平成30年 1月 1日から平成49年12月31日までの期間	
参考事項		
(備考) この通知書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に掲げる理由から、非課税適用確認書の交付を行いません。 (理由)		
年 月 日		
税務署長 財務事務官		

通知書番号

問合せ番号

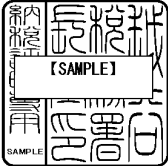
未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
—	—	
参 考 事 項		
(備考) この通知書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、未成年者非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に掲げる理由から、未成年者非課税適用確認書の交付を行いません。 (理由)		
平成 年 月 日		
税務署長 財務事務官		

通知書番号 - - -

問合せ番号 - - -

非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
勘定設定期間	(非課税管理勘定) 平成30年 1月 1日から平成35年12月31日までの期間 (累積投資勘定) 平成30年 1月 1日から平成49年12月31日までの期間	
参考事項		
(備考)	この通知書では、J I S 第1水準及び第2水準以外の漢字及びカナを、J I S 第1水準及び第2水準の漢字及びカナに置き換えています。	
上記の申請者については、非課税適用確認書の交付の申請がありましたが、次に掲げる理由から、非課税適用確認書の交付を行いません。		
(理由) 租税特別措置法第37条の14第10項第2号に該当する(既に所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項又は届出事項の提供がある)ため。		
平成 年 月 日		
税務署長 財務事務官		
		

営業所所在地	
営業所名称	御中

第 号
平成 年 月 日

税 務 署 長

税務署長の
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

同時の重複申請分である旨のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所から所轄税務署に提供された「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」又は「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」のうち、別添「重複申請者リスト」に記載されている申請者については、他にも同時に重複して申請事項が提供されていますので下記のとおり対応願います。

記

1 申請者への意思確認が不要な場合

重複申請者リストに記載された申請者について、「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」又は「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」（以下「非該当通知書」といいます。）が同封されている場合は、貴営業所から誤って同一のファイル内に同一の投資者に係る申請事項が重複して提供されたものと考えられますので、送信事績をご確認ください。

なお、誤送信であることが確認できた場合は、申請者に対して、口座開設の意思確認及び非該当通知書の交付を行う必要はありません。

2 申請者への意思確認が必要な場合

上記以外の場合は、他の金融商品取引業者等の営業所から重複して申請事項が提供されている可能性がありますので、申請者に対して、重複申請の有無及び口座開設の意思確認を行ってください。

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

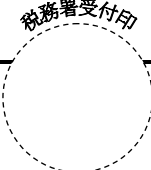
担当部門

担当者名

電話番号

(内線)

- 非課税適用確認書の訂正依頼書
- 未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書

		※局署整理番号		
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)			
	営業所名称			
	営業所所在地	〒		
	(フリガナ)	電話 — —		
	営業所長氏名	④		
	(フリガナ)			
	作成担当者氏名			
租税特別措置法第37条の14第10項第1号又は同法第37条の14の2第16項第1号の規定により税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について下記の事項を訂正の上、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を再交付願います。				
		訂正前 (未成年者)非課税適用確認書に記載された事項)	訂正箇所	訂正後
申 請 者 の	フリガナ		<input type="checkbox"/>	
	氏名		<input type="checkbox"/>	
	生年月日		<input type="checkbox"/>	
	基準日住所 又は住所		<input type="checkbox"/>	
添付書類	<input type="checkbox"/> 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書 <input type="checkbox"/> 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し（勘定設定期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日である非課税適用確認書の場合）			
参考事項				

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	回付日	入力日	入力確認
			

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書の記載要領等

- 1 この訂正依頼書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号又は同法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 1 号の規定により所轄税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について訂正を依頼する場合に提出するものです。

なお、この訂正依頼書は、当該非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書に記載された申請者の氏名（フリガナを含みます。）、生年月日、基準日における国内の住所（住所が記載された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の場合は住所）との間に差異が生じている場合のみ使用することに留意してください。

- 2 この訂正依頼書には、次に掲げる書類を添付してください。

なお、②については、非課税適用確認書に記載された勘定設定期間が平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日であるものに限りします。

ただし、非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を行った金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長が訂正依頼書を提出する場合には、②の書類の添付を省略して差し支えありません。

- ① 訂正を依頼する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書
 - ② 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し
- 3 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
 - 4 「※」欄は、記載しないでください。

非課税適用確認書（訂正用）

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	—	—
勘定設定期	（非課税管理勘定）平成30年 1月 1日から平成35年12月31日までの期間 （累積投資勘定）平成30年 1月 1日から平成49年12月31日までの期間	
整理番号		
参考事項		
（備考） この確認書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。		
上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第 1 号に該当することを確認しました。 年 月 日 税務署長 財務事務官		

未成年者非課税適用確認書（訂正用）

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	—	—
—	—	
整理番号		
参考事項		
<p>(備考)</p> <p>この確認書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。</p>		
<p>上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14の2第16項第1号に該当することを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">税務署長 財務事務官</p>		

非課税口座開設情報の取消事項明細書

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日	基準日住所	勘定設定期間の開始の年
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(注) この明細書に代えて重複申請者リストの「取消の有無」欄に「○」を記載した上で、当該リストの写しを作成し、添付することとして差し支えありません。

未成年者口座開設情報の取消事項明細書

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(注) この明細書に代えて重複申請者リストの「取消の有無」欄に「○」を記載した上で、当該リストの写しを作成し、添付することとして差し支えありません。

営業所 所在地	
営業所 名称	御中

平成 年 月 日
第 号

税 務 署 長

税 務 署 長 の 氏 名 の 記 載 及 び 署 長 印 の 押 印 は 省 略 して います
--

非課税口座開設情報の取消しのお知らせ

貴営業所から平成 年 月 日付で提出された「非課税口座開設情報の取消依頼書」及び「非課税口座開設情報の取消事項明細書」のうち、別添の「取消明細書（非課税口座）」に係る申請者の非課税口座開設情報については取消した旨をお知らせします。

担当部門	
担当者名	
電話番号	(内線)

(規格 A 4)

営業所 所在地	
営業所 名称	御中

平成 年 月 日
第 号

税 務 署 長

税 務 署 長 の
氏 名 の 記 載
及 び 署 長 印
の 押 印 は 省
略 し て い ま す

未成年者口座開設情報の取消しのお知らせ

貴営業所から平成 年 月 日付で提出された「未成年者口座開設情報の取消依頼書」及び「未成年者口座開設情報の取消事項明細書」のうち、別添の「取消明細書（未成年者口座）」に係る申請者の未成年者口座開設情報については取消した旨をお知らせします。

担当部門	
担当者名	
電話番号	(内線)

(規格 A 4)

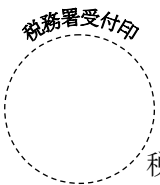
取消明細書(非課税口座)

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日	基準日住所	勘定設定期間の開始の年
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

取消明細書(未成年者口座)

項番	整理番号(NISA)	申請者氏名	申請者氏名(フリガナ)	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(注) この明細書に代えて重複申請者リストの「取消の有無」欄に「○」を記載した上で、当該リストの写しを作成し、添付することとして差し支えありません。



税務署長殿

非課税適用確認書の再交付申請書

未成年者非課税適用確認書の再交付申請書

1 申請者に関する事項		提出年月日	平成	年	月	日
(フリガナ)		生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日
申請者氏名	Ⓜ	整理番号				
申請者の住所	〒		— —			
申請者の住所						
電話 — —						
租税特別措置法第37条の14第5項第6号又は同法37条の14の2第5項第7号に規定する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の再交付を申請します。						
理由	<input type="checkbox"/> 紛失のため					
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
非課税適用確認のみの記載項目	該当する勘定設定期間の区分	<input type="checkbox"/> 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間				
		<input type="checkbox"/> 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間				
		<input type="checkbox"/> 平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間				
	基準日	平成 年 月 日				
	申請者の基準日における国内の住所					

2 金融商品取引業者等の営業所に関する事項		※整理番号	
(フリガナ)		確認書類の名称	
営業所名称			
営業所所在地	〒	確認者印	
		電話 — —	
(フリガナ)		営業所の 受理日付印 ○	
営業所長氏名	Ⓜ		
(フリガナ)			
作成担当者氏名			

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	再交付	確認印
			・ ・			・ ・	

29.09 改正

(規格 A 4)

非課税適用確認書（再交付用）

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	基準日	
	基準日における国内の住所	
勘定設定期間	から	までの期間
整理番号		
参考事項		
<p>(備考)</p> <p>この確認書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。</p>		
<p>上記の申請者については、租税特別措置法第37条の14第10項第1号に該当することを確認しました。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</p>		

未成年者非課税適用確認書（再交付用）

申請者の	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	平成 年 月 日
	住所	
—	—	
整理番号		
参考事項		
<p>(備考)</p> <p>この確認書では、J I S 第 1 水準及び第 2 水準以外の漢字及びカナを、J I S 第 1 水準及び第 2 水準の漢字及びカナに置き換えています。</p>		
<p>上記の申請者については、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 1 号に該当することを確認しました。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</p>		

申請者 住所	
申請者 氏名	様

平成 年 第 号
月 日

税 務 署 長

税 務 署 長 の 氏 名 の 記 載 及 び 署 長 印 の 押 印 は 省 略 して います
--

非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ

あなたから平成 年 月 日付でされた非課税適用確認書の再交付申請については、下記の理由により非課税適用確認書を再交付すべき理由がありませんので、その旨をお知らせします。

記

(理由)

申請者 住所	
申請者 氏名	様

平成 年 月 日
第 号

税 務 署 長

税 務 署 長 の 氏 名 の 記 載 及 び 署 長 印 の 押 印 は 省 略 して います
--

未成年者非課税適用確認書を再交付しない旨のお知らせ

あなたから平成 年 月 日付でされた未成年者非課税適用確認書の再交付申請については、下記の理由により未成年者非課税適用確認書を再交付すべき理由がありませんので、その旨をお知らせします。

記

(理由)

営業所所在地	
営業所名称	御中

第 号
平成 年 月 日

税務署長

税務署長の
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

非課税口座又は未成年者口座の開設状況の確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所における（ジュニア）NISA（未成年者）少額投資非課税制度に係る非課税口座又は未成年者口座のうち、「確認対象口座一覧」に記載の口座については、他の金融商品取引業者等の営業所において重複して非課税口座又は未成年者口座が開設されていると考えられますので、貴営業所における非課税口座又は未成年者口座の開設状況について同封の「非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書」に記入して、次の期日までにご回答ください。

なお、回答に当たって、NISAについては、非課税適用確認書の交付申請の際に、基準日における国内の住所を証する書類として提出された「住民票の写し」等の書類の写しを添付していただきますようお願いいたします。

期 日

(依頼件数 件)

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

担当部門	
担当者名	
電話番号	(内線)

確認対象口座一覧

平成 年 月 日

金融商品取引業者等の 営業所の名称	
----------------------	--

税 務 署

○ 確認対象口座

一連番号

整理番号	
フリガナ	
氏名	
非課税口座記号・番号	
生年月日	年 月 日
基準日住所（非課税口座） 現住所（未成年者口座）	

○ 確認対象口座

一連番号

整理番号	
フリガナ	
氏名	
非課税口座記号・番号	
生年月日	年 月 日
基準日住所（非課税口座） 現住所（未成年者口座）	

○ 確認対象口座

一連番号

整理番号	
フリガナ	
氏名	
非課税口座記号・番号	
生年月日	年 月 日
基準日住所（非課税口座） 現住所（未成年者口座）	

非課税口座又は未成年者口座の開設状況の回答書

平成 年 月 日

一連番号

税務署長殿

金融商品取引業者等の 営業所の名称	
代 表 者 氏 名	印
この回答について 応答できる者の氏名 電話番号	— — 内線

○ 確認対象口座

整 理 番 号	
フリガナ	
氏 名	
非課税口座記号・番号	
生 年 月 日	年 月 日
基準日住所（非課税口座） 現住所（未成年者口座）	

1 確認対象口座の有無（回答書作成日現在）

<input type="checkbox"/> 有	（口座開設年月日：平成 年 月 日） （投資者から非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の提出を受けた日 ：平成 年 月 日）
<input type="checkbox"/> 無	（口座開設年月日：平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 廃 止（廃止年月日：平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 出 国（出国年月日：平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 死 亡（死亡年月日：平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 移 管（移管年月日：平成 年 月 日） （移管先営業所の名称： ） <input type="checkbox"/> その他（ ） （その事由が生じた年月日：平成 年 月 日）

2 確認対象口座の状況（回答欄に記入してください。）

項 目	回 答 欄
上場株式等の受入の有無 （有の場合、最初の日）	<input type="checkbox"/> 有（平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無
配当等の支払の有無 （有の場合、最初の日）	<input type="checkbox"/> 有（平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無
上場株式等の譲渡等の有無 （有の場合、最初の日）	<input type="checkbox"/> 有（平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無

3 添付書類の内容（回答欄に記入してください。）

<input type="checkbox"/> 基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）の写し（未成年者口座 の場合は不要）
<input type="checkbox"/> 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の写し

※税務署 整理欄	整理簿	審 査	摘 要

営業所所在地	
営業所名称	御中

第 号
平成 年 月 日

税務署長

税務署長の
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

非課税口座又は未成年者口座の無効通知書等の送付について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所における（ジュニア）NISA（（未成年者）少額投資非課税制度）に係る非課税口座又は未成年者口座のうち、「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」に記載の口座（以下「対象口座」といいます。）については、「通知理由」欄の理由により、無効となるのではないかと考えられますので、同封の「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書の処理要領」により無効処理等の要否について見直しを行い、その結果を「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書」に記入して、次の期日までにご回答ください。

なお、見直しに基づき対象口座を無効として処理し、その対象口座を非課税口座又は未成年者口座以外の口座（特定口座を除きます。）として取り扱う場合において、既に非課税扱いにより支払った配当等があるときは、所得税及び復興特別所得税を徴収し納付するとともに、既に非課税扱いとされた譲渡所得等があるときは、対象口座の開設者に対し、譲渡した年分の確定申告が必要となる場合があることを確実に説明してください。

この場合の所得税徴収高計算書は、通常の源泉徴収分と別に作成し、摘要欄に「非課税（未成年者）口座無効分」と表示してください。

期 日 (依頼件数 件)

- 非課税口座又は未成年者口座の見直し及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導（見直しのお願い）に基づき自主納付された税額については、5%の不納付加算税を徴収される場合があります。

この文書による行政指導の責任者は表記の税務署長です。

担当部門	
担当者名	
電話番号	(内線)

非課税口座又は未成年者口座の無効通知書

平成 年 月 日

金融商品取引業者等の 営業所の名称	
----------------------	--

税 務 署

○ 対象口座

一連番号

整理番号	
フリガナ	
氏名	
非課税口座記号・番号	
生年月日	年 月 日
基準日住所（非課税口座） 現住所（未成年者口座）	
通知理由	

○ 対象口座

一連番号

整理番号	
フリガナ	
氏名	
非課税口座記号・番号	
生年月日	年 月 日
基準日住所（非課税口座） 現住所（未成年者口座）	
通知理由	

○ 対象口座

一連番号

整理番号	
フリガナ	
氏名	
非課税口座記号・番号	
生年月日	年 月 日
基準日住所（非課税口座） 現住所（未成年者口座）	
通知理由	

非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書

平成 年 月 日

一連番号

税務署長殿

金融商品取引業者等の 営業所の名称	
代 表 者 氏 名	印
この回答について 応答できる者の氏名 電話番号	— — 内線

○ 対象口座

整理番号	
フリガナ	
氏 名	
非課税口座記号・番号	
生年月日	年 月 日
基準日住所（非課税口座） 現住所（未成年者口座）	
通知理由	

○ 回答内容（該当する回答内容や添付書類等の口にチェック等をしてください。）

回 答 内 容		添付書類等																				
無効	変更年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> ① 所得税額等の徴収・納付 （内訳）	<input type="checkbox"/> 非課税口座廃止届出書 又は未成年者口座廃止通知書 <input type="checkbox"/> 出国届出書又は未成年者出国届出書 <input type="checkbox"/> 非課税口座開設者死亡届出書又は未成年者口座開設者死亡届出書 <input type="checkbox"/> 対象口座における上場株式等の取引明細書 <input type="checkbox"/> 非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に関する証明書																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払年月日</th> <th>配当等の支払額</th> <th>納付(予定)年月日</th> <th>所得税額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ・</td> <td>円</td> <td>・ ・</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ ・</td> <td>円</td> <td>・ ・</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>・ ・</td> <td>円</td> <td>・ ・</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>		支払年月日	配当等の支払額	納付(予定)年月日	所得税額等	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円	合 計	円		円
	支払年月日		配当等の支払額	納付(予定)年月日	所得税額等																	
	・ ・		円	・ ・	円																	
・ ・	円	・ ・	円																			
・ ・	円	・ ・	円																			
合 計	円		円																			
<input type="checkbox"/> ② 配当等の支払なし <input type="checkbox"/> ③ 上場株式等の受入れなし	<input type="checkbox"/> 所得税徴収高計算書（納付書）の写し <input type="checkbox"/> その他 ()																					
<input type="checkbox"/> ④ 上記以外（有効とする理由を記載してください。）																						
有効																						

※税務署 整理欄	整理簿	審 査	摘 要

非課税口座又は未成年者口座の無効通知書の処理要領

1 処理要領

「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」（以下「通知書」といいます。）は、次の①～②により処理してください。

- ① 通知書の「対象口座」欄に記載の口座（以下「対象口座」といいます。）について、「2 確認事項等」の表の「確認事項」の確認を行い、「処理の内容」により、無効又は有効の処理をしてください。
- ② ①の処理結果に対応する「3 回答書の記載要領等」の「回答内容」について、その「記載要領等」により「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に対する回答書」（以下「回答書」といいます。）の「回答内容」欄に記入するほか、添付書類が必要なものについては、「回答書」に添付してください。

また、①の処理の結果、配当等に係る納付すべき所得税及び復興特別所得税が生じる場合は、法定納期限から5年を経過していない所得税及び復興特別所得税が徴収・納付の対象となります。

なお、「3 回答書の記載要領等」の「回答内容」の①に該当し、既に所得税及び復興特別所得税を徴収・納付している場合及び「回答内容」の②から④に該当する場合は、所得税及び復興特別所得税を徴収・納付する必要はありません。

(注) 1 配当等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に際しては、納期等の区分により所得税徴収高計算書（納付書）をそれぞれ作成し、納付してください。

なお、区分せずに納付する場合は、別途、納付税額の内訳を確認することができる書類を作成し、「回答書」に添付してください。

2 無効処理した対象口座は、非課税口座又は未成年者口座以外の口座（特定口座を除きます。）に変更し、回答書にその変更した年月日を記入してください。

なお、その対象口座において今後支払われる配当等については、その支払の際に、所得税及び復興特別所得税を徴収し納付することになります。

3 延滞税や不納付加算税を負担しなければならない場合、後日、所轄税務署から、延滞税や不納付加算税を記載した通知書が送付されますので、その通知書により納付期限までに納付してください。

2 確認事項等

次の「通知理由」の「確認事項」の確認を行い、「処理の内容」により、無効処理してください。

通知理由	他の金融商品取引業者等の営業所に既に非課税口座又は未成年者口座が開設されています。
通知の内容	対象口座に記載されている投資者の非課税口座又は未成年者口座が対象口座以外で既に開設されている場合に通知しています。
確認事項	通知書に記載された対象口座の記載内容に誤りがないか確認してください。
処理の内容	通知書に記載された対象口座の記載内容に誤りがない場合や有効とすべき理由がない場合は無効となります。

3 回答書の記載要領等

次表の「回答内容」の「記載要領等」により「回答書」の「回答内容」欄を記入してください。

また、回答内容に応じた「添付書類」を添付してください。

回答内容		記載要領等	添付書類
無効	変更年月日	無効処理した対象口座を非課税口座又は未成年者口座以外の口座（特定口座を除きます。）に変更した年月日（以下「変更年月日」といいます。）を記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象口座における上場株式等の取引明細書 ・証明書（注） ・配当等に係る所得税額等を徴収・納付した場合は、その納付の際に
	① 所得税額等の徴収・納	対象口座開設日から変更年月日までの間に配当等の支払があった場合で、その配当等に係る所得	

回 答 内 容		記 載 要 領 等	添 付 書 類
	付	<p>税額等を徴収・納付した場合又は回答書の作成日以後徴収・納付する予定である場合にチェックしてください。</p> <p>内訳欄には、支払年月日、配当等の支払額、納付年月日（回答書の作成日以後納付する予定である場合には納付予定年月日）及び所得税額等を記入してください。</p>	<p>提出した所得税徴収高計算書（納付書）の写し</p> <p>・参考となる書類がある場合にはその書類</p>
	② 配当等の支払なし	対象口座開設日から変更年月日までの間に配当等の支払がない場合にチェックしてください。	
	③ 上場株式等の受入れなし	対象口座開設日から変更年月日までの間に対象口座に上場株式等を受け入れていない場合にチェックしてください。	
有効	④ 上記以外	対象口座を有効処理した場合にチェックし、その理由を記入してください。	・参考となる書類がある場合にはその書類

(注) 通知書に基づき対象口座の無効処理を行ったことにより配当等に係る所得税及び復興特別所得税をその法定納期限後に納付したことについて、金融商品取引業者等の責めに帰すべき事由がないと認められる場合には、その旨を記載した証明書（非課税口座又は未成年者口座の無効通知書に関する証明書）を添付してください。

平成 年 月 日

〇〇税務署長 殿

〇〇証券（銀行） 〇〇支店

支店長 □□ □□ ㊟

「非課税口座又は未成年者口座の無効通知書」に関する証明書

先般、通知を受けました別添の回答書における非課税口座又は未成年者口座については、「非課税適用確認書の交付申請書」及び「非課税口座開設届出書」又は「未成年者適用確認書の交付申請書」及び「未成年者口座開設届出書」を受理する際に、租税特別措置法第37条の14第7項又は同法37条の14の2第13項に規定する申請者の住所、氏名、生年月日及び個人番号の確認義務を確実に履行しており、かつ、下記の○印を付した事由に該当するものであることを証明いたします。

記

- 1 申請者から提出された「非課税適用確認書の交付申請書」又は「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」に記載された事項と金融商品取引業者等の営業所等が税務署に提供した「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」又は「未成年者非課税適用確認書に記載された事項」に相違がない。
- 2 同一金融商品取引業者等の営業所において同一の申請者に係る非課税口座又は未成年者口座がない。
- 3 上記1に該当しない場合（同一金融商品取引業者等内の営業所において同一の申請者に係る非課税口座又は未成年者口座がある場合）において、非課税口座又は未成年者口座を重複して開設したことについて、金融商品取引業者等の営業所に責めに帰すべき事由がない。

【責めに帰すべき事由がないと認められる具体的な内容】

以 上

変更届出事項等の取消依頼書

<p style="text-align: center;">(フリガナ) 営業所名称</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ) 営業所所在地</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ) 営業所長氏名</p> <p style="text-align: center;">(フリガナ) 作成担当者氏名</p> <p style="text-align: right;">税務署長殿</p>		※局署整理番号	
		〒	
		電話 — —	
		Ⓜ	
<p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 20 項若しくは第 23 項又は同法第 37 条の 14 の 2 第 22 項の規定により「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」若しくは「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）」を提供していましたが、別添「変更届出事項等の取消事項明細書」の申請者については、申請事項等の種類を誤って提供したので、提供した変更届出事項等の取消しを依頼します。</p>			
<p>【参考事項】</p>			

	整理簿	内容確認	入力	備考
※税務署処理欄				

(注意事項)

- この依頼書は、変更届出事項又は廃止届出事項（以下「変更届出事項等」といいます。）を提供した金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。
 なお、変更届出事項等を本店等が一括して提供していた場合であっても、これらの変更届出事項等の基になった金融商品取引業者等変更届出書や非課税口座廃止届出書等が提出された金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。
- 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 「※」欄は、記載しないでください

取消用

変更届出事項等の取消事項明細書

一連 番号	整理番号 ((ジュニア) N I S A)	(フリガナ) 申請者名	生年月日	申請事項等の種類		届出書の 提出年月日	※税務署処理欄
				取消対象	正当		
1				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
2				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
3				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
4				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
5				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
6				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
7				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
8				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
9				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		
10				<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項		

(注) 「申請事項等の種類」欄には、該当する申請事項等の□にレ印を記載してください。

変更届出事項等の訂正依頼書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto 20px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">税務署長殿</p>		※局署整理番号		
		(フリガナ) 営業所名称		
		営業所所在地	〒 電話 - -	
		(フリガナ) 営業所長氏名		
		(フリガナ) 作成担当者氏名		
<p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 20 項又は第 23 項又は同法第 37 条の 14 の 2 第 22 項の規定により「変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）」、「廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）」又は「廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）」を提供していましたが、別添「変更届出事項等の訂正事項明細書」の申請者については、記載項目を誤って提供したので、提供した変更届出事項等の訂正を依頼します。</p>				
<p>【参考事項】</p>				

	整理簿	内容確認	入力	備 考
※税務署処理欄				

(注意事項)

- (1) この依頼書は、変更届出事項又は廃止届出事項（以下「変更届出事項等」といいます。）を提供した金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。
 なお、変更届出事項等を本店等が一括して提供していた場合であっても、これらの変更届出事項等の基になった金融商品取引業者等変更届出書や非課税口座廃止届出書等が提出された金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署に提出してください。
- (2) 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください

変更届出事項等の訂正事項明細書

項目	レコード定義項番			1	2	3	4	5
	変更	廃止 <small>(非課税口座)</small>	廃止 <small>(未成年者口座)</small>					
申請事項等の種類	1	1	1	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項	<input type="checkbox"/> 変更届出事項 <input type="checkbox"/> 廃止届出事項
整理番号 <small>((ジュニア)NISA)</small>	18	24	24					
提出者の氏名	6	12	12					
提出者のフリガナ	7	13	13					
生年月日	8～11	14～17	14～17					
提出年月日	訂正前	2～5	3～6					
	訂正後							
非課税管理 勘定又は累 積投資勘定 廃止	訂正前	24	—					
	訂正後							
上場株式等 の受入れ	訂正前	25	27					
	訂正後							
廃止通知書 交付申請書	訂正前	—	7					
	訂正後							

(注) 1. 「レコード定義項番」とは、「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について(法令解釈通達)」において定められている変更届出事項及び廃止届出事項の項番をいいます。

2. 「申請事項等の種類」欄には、該当する申請事項等の口にレ印を記載してください。

※税務署処理欄					
---------	--	--	--	--	--

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合における
レコードの内容及び記録要領等の制定について（法令解釈通達）【抜粋】

○ レコードの内容及び記録要領
（別紙6）【変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	申請事項等の種類	半角	3文字	「006」を記録してください。	
2	提出年月日	元号	半角	提出者（金融商品取引業者等変更届出書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(6)》において同じです。）が金融商品取引業者等変更届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年4月2日 → 4.30.04.02」	
3		年	半角		2文字
4		月	半角		2文字
5		日	半角		2文字
6	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
7	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
8	提出者の生年月日	元号	半角	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成元年4月15日 → 4.01.04.15」	
9		年	半角		2文字
10		月	半角		2文字
11		日	半角		2文字
18	提出者の整理番号	半角	14文字	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた非課税適用確認書等に記載された整理番号を記録してください。 提出者の口座がみなし開設された非課税口座である場合には、未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。	
24	非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止した旨等	半角	1文字	金融商品取引業者等変更届出書の提出により、①非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止を行い、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年分以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）において非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けないこととした場合には「0」を、②非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止を行わず、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年分以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）において非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けないこととした場合には「1」を記録してください。	
25	上場株式等の受入れをしていない旨	半角	1文字	項番24に「0」が記録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等変更届出書の提出により廃止された非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番23に「1」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてしてください。	

○ レコードの内容及び記録要領
（別紙7-1）【廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	申請事項等の種類	半角	3文字	「007」を記録してください。	
3	提出年月日	元号	半角	提出者（非課税口座廃止届出書を提出した者、みなし提出により非課税口座廃止届出書を提出したものとみなされる者又は非課税口座廃止届出書交付申請書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(7-1)》において同じです。）が非課税口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日又はみなし提出があった年月日（以下《レコードの内容及び記録要領(7-1)》においてこれらの年月日を「提出の日」といいます。）の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成29年10月2日 → 4.29.10.02」	
4		年	半角		2文字
5		月	半角		2文字
6		日	半角		2文字
7	非課税口座廃止届出書交付申請書の提出を受けた旨	半角	1文字	提出者から租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）附則第11条第6項に基づき非課税口座廃止届出書交付申請書の提出を受けた場合には「1」を、提出を受けていない場合には「0」を記録してください。	
12	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
13	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
14	提出者の生年月日	元号	半角	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成元年4月15日 → 4.01.04.15」	
15		年	半角		2文字
16		月	半角		2文字
17		日	半角		2文字
24	提出者の整理番号	半角	14文字	非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた非課税適用確認書に記載された整理番号を記録してください。	
27	上場株式等の受入れの有無	半角	1文字	項番26に「1」が記録されている場合には、非課税口座を廃止した日の属する年の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番26に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてしてください。	

○ レコードの内容及び記録要領
 (別紙7-2) 【廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	申請事項等の種類	半角	3文字	「007」を記録してください。
2	未成年者口座を廃止した旨	半角	1文字	未成年者口座廃止届出書の提出により未成年者口座を廃止した場合には「1」を、租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合で同条第20項の規定によりこれらの事由が生じた時に同項に規定する未成年者口座廃止届出書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなすこと(以下《レコードの内容及び記録要領(7-2)》において「口座等廃止事由によるみなし提出」といいます。)による提供である場合には「2」を、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の4第2項に規定する出国の時に租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなすこと(以下《レコードの内容及び記録要領(7-2)》において「出国によるみなし提出」といいます。)により未成年者口座を廃止した場合には「0」を記録してください。
3	提出年月日	元号	半角	1文字
4		年	半角	2文字
5		月	半角	2文字
6		日	半角	2文字
12	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
13	提出者のフリガナ	全角	120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
14	提出者の生年月日	元号	半角	1文字
15		年	半角	2文字
16		月	半角	2文字
17		日	半角	2文字
24	提出者の整理番号	半角	14文字	未成年者口座廃止届出書の提出の日以前の直前に提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。
27	上場株式等の受入れの有無	半角	1文字	項番26に「1」が記録されている場合には、未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。項番26に「0」が記録されている場合には、「前の項目」,「後の項目」としてしてください。

営業所所在地	
営業所名称	御中

第 号
平成 年 月 日

税務署長
税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略しています

個人番号等の確認について（依頼）

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により所轄税務署に提供されたNISA（少額投資非課税制度）又はジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に係る申請事項等について確認を行った結果、別添「個人番号等確認リスト」（以下「確認リスト」といいます。）に記載されている投資者に係る個人番号又は生年月日に記載不備があるのではないかと考えられます。

つきましては、対象となる投資者の個人番号及び生年月日を再度確認いただき、その結果を「確認リスト」の「回答」欄に記入して、同封した「『個人番号等の確認について』に対する回答」を作成の上、確認リストと併せて次の期日までにご回答ください。

（注）1 「確認リスト」の「回答」欄には、記載された投資者に係る正しい個人番号及び生年月日を記載してください（「回答」欄に「回答不要」と記載されている投資者は確認していただく必要はありません。）。

2 「確認リスト」に記載された生年月日が異なる場合には、交付済みの非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正が必要となるため、金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署に対して、「非課税適用確認書の訂正依頼書」又は「未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書」を提出してください。

なお、「確認リスト」の回答欄には、上記の確認結果のほか当該訂正依頼書を提出する所轄税務署を併せて記載してください。

回答期日（平成 年 月 日）	依頼件数（ 件）
----------------	----------

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

担当部門	
担当者名	
電話番号	（内線 〇〇）

平成 年 月 日

税務署長 殿

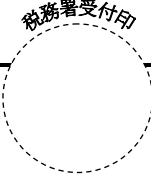
金融商品取引業者等の 本店等又は営業所の名称	
責任者氏名	印
この回答について 応答できる者の氏名 電話番号	— — 内線

「個人番号等の確認について（依頼）」に対する回答

先般、送付を受けました「個人番号等の確認について（依頼）」について、別添「個人番号等確認リスト」のとおり回答します。

・回答件数	件
・「非課税適用確認書の訂正依頼書」又は「未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書」	件

非課税口座を開設しなかった旨の届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 営業所名称		
	(フリガナ) 営業所所在地	〒	—
	(フリガナ) 営業所長氏名	電話 — —	
	(フリガナ) 作成担当者氏名	㊟	
	別紙の未成年者口座の開設者については、20歳である年の1月1日において居住者又は恒久的施設を有する非居住者ではないことから、租税特別措置法第37条の14第28項の規定の適用を受ける者には該当しませんので、その旨届け出ます。		
【参考事項】			

※ 税務署 処理欄	整理簿	内容確認	決裁	統括官	担当者	備考
		・ ・	・ ・			

(注意事項)

- (1) この届出書は、金融商品取引業者等の営業所の長が、未成年者口座を開設している者で、基準年（その年の3月31日において18歳である年）の前年12月31日までに出国し、その後帰国をしないまま、20歳である年の1月1日を迎えたことにより、租税特別措置法第37条の14第28項の規定による非課税口座の開設を行わなかった者について、その非課税口座を開設しなかった旨を当該営業所の所在地の所轄税務署長に届け出るために提出するものです。
- (2) 毎年1月20日までに営業所の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- (3) 「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記入してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

非課税口座を開設しなかった旨の届出書・別紙

(枚分の 枚目)

一連 番号	(フリガナ) 申請者名	整理番号 ((ジュニア)NISA)	出国 (予定) 年月日	※税務署処理欄
1			. .	
2			. .	
3			. .	
4			. .	
5			. .	
6			. .	
7			. .	
8			. .	
9			. .	
10			. .	
11			. .	
12			. .	
13			. .	
14			. .	
15			. .	
16			. .	
17			. .	
18			. .	
19			. .	
20			. .	

(注) 「※」欄は、記載しないでください。

非課税口座の開設等ができない場合のチェック表

1 投資者情報

(フリガナ)

氏名

整理番号

2 非課税口座の開設等ができない理由（法令解釈通達 別紙10-1【項番8】）及び確認すべき事項

チェック欄	コード	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由	確認すべき事項
<input type="checkbox"/>	01	提出事項に記載された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合	3(1)から(3)までの事項について確認し、いずれの事項も「一致」の場合は、税務署へ連絡する
<input type="checkbox"/>	02	提出事項に記載された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	3(1)から(5)までの事項について確認し、いずれの事項も「一致」又は「該当無」の場合は、投資者に他の金融機関に対して既に手続を行っているか確認する
<input type="checkbox"/>	03	提出事項に記載された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	3(5)の事項について確認し、「該当無」の場合は、投資者に他の金融機関に対する口座開設手続の有無について確認する

3 税務署へ提供した提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）（法令解釈通達 別紙8-1）の確認

(1) 投資者は一致しているか

○税務署へ提供した提出事項の内容

氏名	
【項番7】	
整理番号	
【項番19】	

○投資者から提出された廃止通知書

氏名	
整理番号	



◎確認結果 一致 不一致 ※不一致の場合は、正しい提出事項を再提供する。

(2) 廃止通知書の種類が一致しているか

○税務署へ提供した提出事項の内容

チェック欄	廃止通知書の提出を受けた旨【項番2】	
	コード	内容
<input type="checkbox"/>	0	勘定廃止通知書
<input type="checkbox"/>	1	非課税口座廃止通知書

○投資者から提出された廃止通知書

チェック欄	廃止通知書の種類
<input type="checkbox"/>	勘定廃止通知書
<input type="checkbox"/>	非課税口座廃止通知書



◎確認結果 一致 不一致 ※不一致の場合は、正しい提出事項を再提供する。

(3) 廃止年月日が一致しているか

○税務署へ提供した提出事項の内容

チェック欄	廃止通知書の提出の区分【項番25】		廃止年月日【項番26～29】
	コード	内容	
<input type="checkbox"/>	0	勘定廃止通知書 (1月1日～9月30日用)	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/>	1	勘定廃止通知書 (10月1日～12月31日用)	
<input type="checkbox"/>	2	非課税口座廃止通知書	

○投資者から提出された廃止通知書

左記コード	通知書に記載された廃止された年月日等
0	平成 年 月 日
1	変更届出書提出年月日の翌年1月1日(注)
2	平成 年 月 日



(注) 勘定廃止通知書(10月1日～12月31日用)の場合は、提出事項の廃止年月日は、変更届出書の提出年月日の翌年1月1日とする必要がある。

◎確認結果 一致 不一致 ※不一致の場合は、正しい提出事項を再提供する。

(4) 同一の廃止通知書に係る提出事項を以前にも提供していないか

◎確認結果

該当無 該当有

※ 該当有の場合は、以前に提供した提出事項により非課税口座が開設されていると考えられるため、非課税口座の開設状況を確認する。

(5) 同一ファイル内に同一の投資者の提出事項が複数含まれていないか

◎確認結果

該当無 該当有

※ 該当有の場合は、同一の投資者に対して、一つの提出事項のみを再度提供する。

(摘要)

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について（法令解釈通達） 【抜粋】

○ レコードの内容及び記録要領
 (別紙10-1) 非課税口座開設又は勘定設定の可否事項

項番	項目名	入力文字基準		記録要領								
8	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由	半角	2文字	項番7に「0」が記録されている場合には、その提出者の非課税口座の開設ができない又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由について、次表の「非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由」欄に掲げる非課税口座の開設又は非課税管理勘定の設定ができない理由に応じ、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由</th> <th>記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がない場合</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合</td> <td>03</td> </tr> </tbody> </table>	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由	記録要領	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がない場合	01	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合	02	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合	03
				非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない理由	記録要領							
				提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がない場合	01							
提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合	02											
提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合	03											
項番7に「1」が記録されている場合には、記録しません（タグ名のみ記録します。）。												

(別紙8-1) 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）

項番	項目名	入力文字基準		記録要領											
2	勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	半角	1文字	提出者（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(8-1)》において同じです。）から勘定廃止通知書の提出を受けた場合には「0」を、非課税口座廃止通知書の提出を受けた場合には「1」を記録してください。											
7	提出者の氏名	全角	120文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。											
19	提出者の整理番号	半角	14文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。											
25	廃止通知書の提出の区分	半角	1文字	提出者から提出を受けた廃止通知書の次表「廃止通知書の区分」欄に掲げる区分を同表「記録要領」欄のとおり記録してください。											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃止通知書の名称</th> <th>廃止通知書の区分</th> <th>記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">勘定廃止通知書</td> <td>金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けない旨の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 （参考）租税特別措置法第37条の14第18項に規定する変更前非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「勘定設定年」といいます。）の1月1日から9月30日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けない旨及び当該提出された年月日の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 （参考）勘定設定年の前年の10月1日から12月31日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>非課税口座廃止通知書</td> <td>非課税口座廃止通知書の提出があった場合</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	廃止通知書の名称	廃止通知書の区分	記録要領	勘定廃止通知書	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けない旨の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 （参考）租税特別措置法第37条の14第18項に規定する変更前非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「勘定設定年」といいます。）の1月1日から9月30日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。	0	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けない旨及び当該提出された年月日の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 （参考）勘定設定年の前年の10月1日から12月31日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。	1	非課税口座廃止通知書	非課税口座廃止通知書の提出があった場合	2
				廃止通知書の名称	廃止通知書の区分	記録要領									
勘定廃止通知書	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けない旨の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 （参考）租税特別措置法第37条の14第18項に規定する変更前非課税口座に非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「勘定設定年」といいます。）の1月1日から9月30日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。	0													
	金融商品取引業者等変更届出書の提出の日の属する年の翌年分以後の各年において非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けない旨及び当該提出された年月日の記載がある勘定廃止通知書の提出があった場合 （参考）勘定設定年の前年の10月1日から12月31日までの間に、金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた場合です。	1													
非課税口座廃止通知書	非課税口座廃止通知書の提出があった場合	2													
26	廃止年月日	元号	半角	1文字	項番25に「0」が記録されている場合には項番24の「当該廃止をした年月日」の元号、年、月及び日を、項番25に「1」が記録されている場合には項番24の「当該提出された年月日」の属する年の翌年の1月1日の元号、年、月及び日を、項番25に「2」が記録されている場合には項番25の非課税口座廃止通知書に記載された非課税口座が廃止された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例) 「平成30年9月28日 → 4, 30, 09, 28」										
年		半角	2文字												
月		半角	2文字												
日		半角	2文字												

未成年者口座の開設ができない場合のチェック表

1 投資者情報

(フリガナ)

氏名

整理番号

2 未成年者口座の開設等ができない理由（法令解釈通達 別紙10-2【項番8】）及び確認すべき事項

チェック欄	コード	未成年者口座の開設ができない理由	確認すべき事項
<input type="checkbox"/>	01	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る廃止届出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がない場合	3(1)及び(2)までの事項について確認し、いずれの事項も「一致」の場合は、税務署へ連絡する
<input type="checkbox"/>	02	提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	3(1)から(4)までの事項について確認し、いずれの事項も「一致」又は「該当無」の場合は、投資者に他の金融機関に対して既に手続を行っていないか確認する
<input type="checkbox"/>	03	提出事項に記載された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限ります。)の提供がある場合	3(4)の事項について確認し、「該当無」の場合は、投資者に他の金融機関に対する口座開設手続の有無について確認する

3 税務署へ提供した提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（法令解釈通達 別紙8-2）の確認

(1) 投資者は一致しているか

○税務署へ提供した提出事項の内容

氏名	
【項番7】	
整理番号	
【項番19】	



○投資者から提出された廃止通知書

氏名	
整理番号	

◎確認結果 一致 不一致 ※不一致の場合は、正しい提出事項を再提供する。

(2) 廃止年月日が一致しているか

○税務署へ提供した提出事項の内容

廃止通知書の提出の区分	廃止年月日
	【項番26~29】
未成年者口座廃止通知書	



○投資者から提出された廃止通知書

通知書に記載された 廃止された年月日等
平成 年 月 日

◎確認結果 一致 不一致 ※不一致の場合は、正しい提出事項を再提供する。

(3) 同一の廃止通知書に係る提出事項を以前にも提供していないか

◎確認結果

該当無 該当有

※ 該当有の場合は、以前に提供した提出事項により未成年者口座が開設されていると考えられるため、未成年者口座の開設状況を確認する。

(4) 同一ファイル内に同一の投資者の提出事項が複数含まれていないか

◎確認結果

該当無 該当有

※ 該当有の場合は、同一の投資者に対して、一つの提出事項のみを再度提供する。

(摘要)

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合における
レコードの内容及び記録要領等の制定について（法令解釈通達） 【抜粋】

○ レコードの内容及び記録要領
（別紙10-2）未成年者口座開設の可否事項

項番	項目名	入力文字基準		記録要領	
8	未成年者口座の開設 ができない理由	半角	2文字	項番7に「0」が記録されている場合には、その提出者の未成年者口座の開設ができない理由について、次表の「口座の開設又は非課税管理勘定の設定ができない理由」欄に掲げる非課税口座の開設又は非課税管理勘定の設定ができない理由に応じ、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。	
				未成年者口座の開設ができない理由	記録要領
				提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る廃止届出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がない場合	01
				提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時前に既にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合	02
提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同時にその所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合	03				
項番7に「1」が記録されている場合には、記録しません（タグ名のみ記録します。）。					

（別紙8-2）提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
7	提出者の氏名	全角	120文字 以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
19	提出者の整理番号	半角	14文字	提出者から提出を受けた廃止通知書に記載された整理番号を記録してください。
26	廃止年月 日	元号	半角	1文字
27		年	半角	2文字
28		月	半角	2文字
29		日	半角	2文字
未成年者口座廃止通知書に記載された未成年者口座が廃止された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成28年9月30日 → 4, 28, 09, 30」				

NISA又はジュニアNISAに係る提出事項の確認結果の連絡せん

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 作成担当者	

標記の件について、次の投資者に係る提出事項の手続を確認しましたので、その結果を連絡します。

一連番号	フリガナ 投資者名	整理番号 ((ジュニア) NISA)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(注) 上記の投資者に係る次の書類を添付することに留意する。

- ① 非課税 (未成年者) 口座の開設等ができない場合のチェック表
- ② 勘定廃止通知書の写し又は非課税 (未成年者) 口座廃止通知書の写し

※税務署処理欄	整理簿	年 月 日	摘要	
---------	-----	-------	----	--

NISA又はジュニアNISAに係る提出事項の確認結果の連絡せんの記載要領等

- 1 この連絡せんは、租税特別措置法第37条の14第25項又は同法第37条の14の2第23項の規定に基づき提出事項（勘定廃止通知書等を提出した者に関する事項又は未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（以下「提出事項」といいます。）を提出し、税務署から租税特別措置法第37条の14第26項（非課税口座開設又は勘定設定の可否事項）又は同法第37条の14の2第24項（未成年者口座開設の可否事項）に基づく情報の提供があり、当該情報の提供が「非課税（未成年者）口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定が設定できない旨」であった金融商品取引業者等の営業所の長が、提出事項の内容を確認した結果、当該提出事項に誤りがない場合に提出するものです。
- 2 この連絡せんは、次により記載してください。
 - (1) 「営業所名称」欄には、金融商品取引業者等の営業所の名称を、「営業所所在地」欄には、金融商品取引業者等の営業所の所在地を、「作成担当者」欄には、この連絡せんについて回答できる担当者の所属及び氏名を記載してください。
 - (2) 各投資者毎に記載してください。
 - (3) 「投資者名」欄には、勘定廃止通知書又は非課税（未成年者）口座廃止通知書（以下「廃止通知書」といいます。）を提出した者を記載してください。
 - (4) 「整理番号（（ジュニア）NISA）」欄には、投資者から提出を受けた廃止通知書に記載された整理番号を記載してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

営業所所在地	
営業所名称	御中

平成 年 月 日 第 号

税 務 署 長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略しています

N I S A又はジュニアN I S Aに係る変更届出事項等の確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所が投資者に交付した（ジュニア）N I S A（（未成年者）少額投資非課税制度）に係る「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」又は「未成年者口座廃止通知書」（以下これらを併せて「廃止通知書等」といいます。）に基づき、他の金融商品取引業者等の営業所から税務署へ提出事項の提供がされています。

当該提出事項に対しては、税務署から他の金融商品取引業者等の営業所に対し、非課税口座の開設（若しくは未成年者口座の開設）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない旨が通知されており、この要因としては、貴営業所における廃止通知書等に係る手続きが適正に行われていないことが考えられます。

つきましては、別添「N I S A口座の変更届出事項等に係るチェック表」又は「ジュニアN I S A口座の廃止届出事項に係るチェック表」（以下「チェック表」といいます。）に記載された投資者に係る貴営業所の処理内容について、チェック表に基づき確認していただきますようお願いします。

なお、確認の結果、貴営業所において訂正処理等を行った場合には、廃止通知書等を交付した投資者に対し、「N I S A又はジュニアN I S Aに係る手続きを了した旨のお知らせ」（以下「お知らせ」といいます。）を交付していただくとともに、当該お知らせを『廃止通知書等を提出した金融商品取引業者等の営業所』に提出するよう依頼願います。

また、上記の処理を了した場合には、「N I S A又はジュニアN I S Aに係る変更届出事項等の確認結果の連絡せん」に、処理を了したチェック表（写し）を添付した上で、表記の税務署まで提出していただきますようお願いします。

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

担当部門	
担当者名	
電話番号	(内線)

N I S A又はジュニアN I S Aに係る変更届出事項等の確認について

1 使用目的

「N I S A又はジュニアN I S Aに係る変更届出事項等の確認について」は、変更前（再開設）金融機関に対して、税務署に提供した変更届出事項等の内容を確認し所要の処理を依頼する「N I S A口座の変更届出事項等に係るチェック表」又は「ジュニアN I S A口座の廃止届出事項に係るチェック表」を送付する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
営 業 所 所 在 地	金融商品取引業者等の営業所の所在地を記入する。
営 業 所 名 称	金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。

N I S A口座の変更届出事項等に係るチェック表

1 投資者情報（税務署にて記載）

氏 名 整理番号

- 提出された廃止通知書の区分 勘定廃止通知書（1月1日～9月30日）
 勘定廃止通知書（10月1日～12月31日）
 非課税口座廃止通知書

2 税務署へ提供した変更届出事項等の確認等

「税務署記載欄」にチェックのある項目について、内容の確認及び所要の処理を行ってください。

税務署記載欄	金融機関記載欄
1 <input type="checkbox"/>	<p>変更届出事項等の情報が、税務署のシステムに登録されていません。このため、変更届出事項等の税務署への提供状況を確認してください。</p> <p>① 変更届出事項等の提供状況 <input type="checkbox"/> 提供済（提供日：平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 提供未済⇒ ◎の処理へ</p> <p>② ①が「提供済」の場合、提供した変更届出事項等に係る記載不備の連絡の有無 <input type="checkbox"/> 記載不備あり <input type="checkbox"/> 記載不備なし⇒ このチェック表（写し）を税務署へ提出</p> <p>③ ②が「記載不備あり」の場合、変更届出事項等の再提供は行っているか <input type="checkbox"/> 提供済（提供日：平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 提供未済⇒ ◎の処理へ</p> <p>◎変更届出事項等を税務署へ提供をしてください。 <u>提供日</u> 平成 年 月 日</p>
2 <input type="checkbox"/>	<p>1の投資者に係る口座開設情報が税務署のシステムに登録されていません。このため、口座開設情報を提供していただき、e-Taxの受信通知を確認した後、変更届出事項等を再提供してください。</p> <p>◎口座開設情報の提供 <u>提供日</u> 平成 年 月 日</p> <p>◎変更届出事項等の再提供 <u>提供日</u> 平成 年 月 日</p>
3 <input type="checkbox"/>	<p>税務署には変更届出事項が提供されていますが、投資者には「非課税口座廃止通知書」が交付されています。このため、投資者から提出された届出書を確認してください。</p> <p>○届出書種類 <input type="checkbox"/> 金融商品取引業者等変更届出書 ⇒ ①の処理へ <input type="checkbox"/> 非課税口座廃止届出書 ⇒ ②の処理へ ※「出国届出書」を含む（以下同じ）</p> <p>① 投資者に対し、「勘定廃止通知書」を再交付してください。 <u>再交付日</u> 平成 年 月 日</p> <p>② 税務署に提供済みの変更届出事項を取り消すために「変更届出事項等の取消依頼書」を提出し、税務署から当該処理が了した旨の連絡があった後、廃止届出事項を提供してください。 <u>廃止届出事項の提供日</u> 平成 年 月 日</p>
4 <input type="checkbox"/>	<p>税務署には廃止届出事項が提供されていますが、投資者には「勘定廃止通知書」が交付されています。このため、投資者から提出された届出書を確認してください。</p> <p>○届出書種類 <input type="checkbox"/> 非課税口座廃止届出書 ⇒ ①の処理へ <input type="checkbox"/> 金融商品取引業者等変更届出書 ⇒ ②の処理へ</p> <p>① 投資者に対し、「非課税口座廃止通知書」を再交付してください。 <u>再交付日</u> 平成 年 月 日</p> <p>② 税務署に提供済みの廃止届出事項を取り消すために「変更届出事項等の取消依頼書」を提出し、税務署から当該処理が了した旨の連絡があった後、変更届出事項を提供してください。 <u>変更届出事項の提供日</u> 平成 年 月 日</p>

税務署 記載欄	金融機関記載欄						
5 <input type="checkbox"/>	<p>変更届出事項として提供された届出書の提出年月日【法令解釈通達 別紙6 項番2～5】と、投資者に交付した「勘定廃止通知書」の記載内容が一致していません。 このため、提出を受けた「金融商品取引業者変更届出書」の提出年月日を確認の上、「勘定廃止通知書」の記載内容及び変更届出事項の内容を確認してください。</p> <p>① 届出書の提出年月日（営業所の受理日） 平成 年 月 日</p> <p>② 「勘定廃止通知書」の記載内容と廃止届出事項の内容の確認</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○勘定廃止通知書の記載内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; background-color: #e1eef6;">《1月1日～9月30日用》 「非課税管理勘定又は累積投資勘定が廃止された年月日」欄</td> <td style="width: 15%;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e1eef6;">《10月1日～12月31日用》 「金融商品取引業者等変更届出書の提出年月日」欄</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>⇄ 確認 ⇄</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○変更届出事項の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e1eef6;">提出年月日【項番2～5】</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> </div> </div> <p>≪判定≫ <input type="checkbox"/> 「勘定廃止通知書」に記載誤りあり ⇒ ①の処理へ <input type="checkbox"/> 変更届出事項の内容に誤りあり ⇒ ②の処理へ</p> <p>① 投資者に対し「勘定廃止通知書」を再交付してください。 再交付日 平成 年 月 日</p> <p>② 税務署に提供済みの変更届出事項の記録項目を訂正するために「変更届出事項等の訂正依頼書」を提出してください。</p>	《1月1日～9月30日用》 「非課税管理勘定又は累積投資勘定が廃止された年月日」欄	平成 年 月 日	《10月1日～12月31日用》 「金融商品取引業者等変更届出書の提出年月日」欄	平成 年 月 日	提出年月日【項番2～5】	平成 年 月 日
《1月1日～9月30日用》 「非課税管理勘定又は累積投資勘定が廃止された年月日」欄	平成 年 月 日						
《10月1日～12月31日用》 「金融商品取引業者等変更届出書の提出年月日」欄	平成 年 月 日						
提出年月日【項番2～5】							
平成 年 月 日							
6 <input type="checkbox"/>	<p>廃止届出事項として提供された届出書の提出年月日【法令解釈通達 別紙7-1 項番3～6】と、投資者に交付した「非課税口座廃止通知書」の記載内容が一致していません。 このため、提出を受けた「非課税口座廃止届出書」の提出年月日を確認の上、「非課税口座廃止通知書」の記載内容及び廃止届出事項の内容を確認してください。</p> <p>① 届出書の提出年月日（営業所の受理日） 平成 年 月 日</p> <p>② 「非課税口座廃止通知書」の記載内容と廃止届出事項の内容の確認</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○廃止通知書の記載内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; background-color: #e1eef6;">「非課税口座廃止届出書の提出年月日（非課税口座が廃止された年月日）」欄の提出年月日</td> <td style="width: 15%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>⇄ 確認 ⇄</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○廃止届出事項の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e1eef6;">提出年月日【項番3～6】</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> </div> </div> <p>≪判定≫ <input type="checkbox"/> 「非課税口座廃止通知書」に記載誤りあり ⇒ ①の処理へ <input type="checkbox"/> 廃止届出事項の内容に誤りあり ⇒ ②の処理へ</p> <p>① 投資者に対し「非課税口座廃止通知書」を再交付してください。 再交付日 平成 年 月 日</p> <p>② 税務署に提供済み廃止届出事項の記録項目を訂正するために「変更届出事項等の訂正依頼書」を提出してください。</p>	「非課税口座廃止届出書の提出年月日（非課税口座が廃止された年月日）」欄の提出年月日	平成 年 月 日	提出年月日【項番3～6】	平成 年 月 日		
「非課税口座廃止届出書の提出年月日（非課税口座が廃止された年月日）」欄の提出年月日	平成 年 月 日						
提出年月日【項番3～6】							
平成 年 月 日							

3 投資者への連絡

上記2の確認等の処理を了したら、投資者へ「NISA又はジュニアNISAに係る手続を了した旨のお知らせ」（以下「お知らせ」といいます。）の交付してください。
 なお、廃止通知書を投資者に再交付する場合は、お知らせと併せて交付してください。

交付日 平成 年 月 日

(摘要)

--	--

非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合における
レコードの内容及び記録要領等の制定について（法令解釈通達） 【抜粋】

○ レコードの内容及び記録要領

（別紙6）変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）

項番	項目名	入力文字基準			記録要領
2	提出年月日	元号	半角	1文字	<p>提出者（金融商品取引業者等変更届出書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(6)》において同じです。）が金融商品取引業者等変更届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。</p> <p>この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。</p> <p>（例）「平成30年4月2日 → 4, 30, 04, 02」</p>
3		年	半角	2文字	
4		月	半角	2文字	
5		日	半角	2文字	

（別紙7-1）廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）

項番	項目名	入力文字基準			記録要領
3	提出年月日	元号	半角	1文字	<p>提出者（非課税口座廃止届出書を提出した者、みなし提出により非課税口座廃止届出書を提出したものとみなされる者又は非課税口座廃止通知書交付申請書を提出した者をいいます。以下《レコードの内容及び記録要領(7)-1》において同じです。）が非課税口座廃止届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日又はみなし提出があった年月日（以下《レコードの内容及び記録要領(7)-1》においてこれらの年月日を「提出の日」といいます。）の元号、年、月及び日を記録してください。</p> <p>この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。</p> <p>（例）「平成29年10月2日 → 4, 29, 10, 02」</p>
4		年	半角	2文字	
5		月	半角	2文字	
6		日	半角	2文字	

N I S A口座の変更届出事項等に係るチェック表

1 使用目的

「N I S A口座の変更届出事項等に係るチェック表」は、変更前金融機関が提出した租税特別措置法第 37 条の 14 第 20 項（変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等））及び同条第 23 項（廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等））（以下「変更届出事項等」という。）の変更届出事項等の内容確認及び投資者に交付した「廃止通知書」との内容確認を、変更前金融機関に依頼する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
氏 名	非課税口座の開設又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定の設定ができない投資者の氏名を記入する。
整 理 番 号	投資者のN I S A専用の整理番号を記入する。
提出された廃止通知書の区分	「N I S A口座の再開設等に係るチェック表」に記載された廃止通知書の種類に該当する□にレ印を記入する。

平成 年 月 日

殿

〇〇証券（銀行）〇〇支店

支店長 □□ □□ ㊟

N I S Aに係る手続を了した旨のお知らせ

N I S A（少額投資非課税制度）に関して、貴殿から提出いただきました下記の届出書等につきまして、税務署に対する処理を了しましたのでお知らせ致します。

また、貴殿に交付させていただいた「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の内容に一部誤りがありましたので、正しい通知書を再交付させていただきます。

恐れ入りますが、この「N I S Aに係る手続を了した旨のお知らせ」と再交付させていただいた通知書を、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出した金融商品取引業者等の営業所の長に提出して頂きますようよろしくお願いいたします。

整理番号 _____

記

	届出書種別	提出年月日
<input type="checkbox"/>	金融商品取引業者等変更届出書	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/>	非課税口座廃止届出書	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/>	出国届出書	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/>	非課税口座廃止通知書交付申請書	平成 年 月 日

このお知らせについて、ご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡いただくようお願いいたします

担当部署
担当者名
電話番号

(内線)

平成 年 月 日

殿

〇〇証券（銀行）〇〇支店
支店長 □□ □□ 印

N I S Aに係る手続を了した旨のお知らせ

N I S A（少額投資非課税制度）に関して、貴殿から提出いただきました下記の届出書等につきまして、税務署に対する処理を了しましたのでお知らせ致します。

恐れ入りますが、この「N I S Aに係る手続を了した旨のお知らせ」を、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出した金融商品取引業者等の営業所の長に提出して頂きますようよろしくお願いいたします。

整理番号 _____

記

	届出書種別	提出年月日
<input type="checkbox"/>	金融商品取引業者等変更届出書	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/>	非課税口座廃止届出書	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/>	出国届出書	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/>	非課税口座廃止通知書交付申請書	平成 年 月 日

このお知らせについて、ご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡いただくようお願いいたします

担当部署 担当者名 電話番号	(内線)
----------------------	-------

営業所所在地	
営業所名称	御中

第 号
平成 年 月 日

税 務 署 長

税務署長の
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

N I S A又はジュニアN I S Aに係る変更届出事項等の確認状況について

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴営業所から「N I S A又はジュニアN I S Aに係る提出事項の確認結果の連絡せん」により連絡いただきました下記の投資者につきまして、当該投資者に「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」又は「未成年者口座廃止通知書」を交付した金融商品取引業者等の営業所に対し、平成 年 月 日付で変更届出事項等の確認依頼をしましたので、その旨連絡させていただきます。

記

○ 投資者

氏 名 _____

整理番号 _____

この文書は行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。

担当部門	
担当者名	
電話番号	(内線)

NISA又はジュニアNISAに係る変更届出事項等の確認結果の連絡せん

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 作成担当者	

標記の件について、次の投資者に係る変更届出事項等の確認及び処理を了しましたので、その結果を連絡します。

一連番号	フリガナ 投資者名	整理番号 ((ジュニア) NISA)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(注) 上記の投資者に係る「NISA口座の変更届出事項に係るチェック表 (写)」又は「ジュニアNISA口座の廃止届出事項に係るチェック表 (写)」を添付することに留意する。

※税務署処理欄	整理簿	年 月 日	摘要	
---------	-----	-------	----	--